

平成27年度
スクールカウンセラー等活用事業
実践活動事例集

初等中等教育局児童生徒課

平成28年10月6日（木）

各都道府県・指定都市の取組

《注》

「【3】スクールカウンセラー等の活用事例」に係る問題等の種別については、各都道府県・指定都市の判断により、下記の区分から選択されたものである。

- ①不登校 ②いじめ問題 ③暴力行為 ④児童虐待 ⑤友人関係
- ⑥非行・不良行為 ⑦家庭環境 ⑧教職員との関係 ⑨心身の健康・保健
- ⑩学業・進路 ⑪発達障害等 ⑫その他の内容
- ⑬貧困対策 ⑭小中連携
- ⑮校内研修 ⑯教育プログラム

北海道教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成27年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者をスクールカウンセラーとして公立学校等に配置し、児童生徒へのカウンセリングや教員・保護者への助言等を行い、児童生徒の心の悩みの深刻化やいじめ・不登校等の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

可能な限り希望する学校に通年配置するため、学校規模や各学校の状況を踏まえて、配置時間数等を決定している。また、通年配置校以外の学校については、生徒指導などに係る緊急事態が発生した場合など、必要に応じて、他校で任用するカウンセラーを派遣している。

（3）配置人数・資格・主な勤務形態（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

※配置校数（人数）

小学校	:	13校（8人）
中学校	:	260校（121人）
高等学校	:	74校（68人）
中等教育学校	:	1校（1人）
特別支援学校	:	7校（7人）

※資格について

（1）スクールカウンセラーについて：

①臨床心理士	98人
②精神科医	0人
③大学教授等	10人

（2）スクールカウンセラーに準ずる者について

①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者	12人
②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者	35人
③医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者	0人

※主な勤務形態について

単独校 260中学校	(週1日・1回4時間)	(隔週1日・1回4時間)
13小学校	(週1日・1回4時間)	(隔週1日・1回4時間)
74高等学校	(月1日・1回4時間)	
7特別支援学校	(月1日・1回4時間)	

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

① 全道の研修会

- 北海道いじめ問題等解決支援外部専門家チーム員
- 北海道公立学校スクールカウンセラー（道教委任用のスクールカウンセラー）
- 市町村教育委員会任用のスクールカウンセラー
- 市町村教育委員会生徒指導・教育相談担当職員
- 北海道教育庁教育局教育支援課生徒指導担当指導主事
- 北海道立教育研究所生徒指導担当研究研修主事
- 北海道教育庁いじめ問題対策チーム員

② 道内の各ブロックでの研修会

- 地区内の市町村教育委員会の教育相談担当者（教育委員会の担当職員、教育委員会が任用する教育相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど）
- 地区内でいじめや不登校等の児童生徒の心の問題に関する悩みや相談を担当している者（地域の中で児童や家庭支援に当たっている担当職員、児童の相談所活動等に当たっている担当職員、教育相談担当教員、保健士・社会福祉士など）
- 地区内の北海道公立学校スクールカウンセラー
- 地区内の北海道いじめ問題等解決支援外部専門家チーム員

(2) 研修回数（頻度）

年2回（年1回は全道の研修会への参加、さらに1回は道内の各ブロックでの研修会への参加）

(3) 研修内容

① 全道の研修会

- 講話
 - ・「今日、学校の中で苦戦している児童生徒への対応について 一発達障害の視点から」
- 協議
 - ・「発達障がいを含むいじめ問題への未然防止、早期発見・早期対応のポイント」

② 道内の各ブロックでの研修会

- 説明
 - ・いじめや不登校等の生徒指導上の諸問題の現状及び未然防止等に向けた取組について
- 講話
 - ・「効果的な教育相談・カウンセリングの進め方」
- 情報交換・協議
 - ・いじめの問題に関わった事例について
 - ・教育相談における効果的な事例について

(4) 特に効果のあった研修内容

講話や情報交換・協議において、様々な事例について検討することを通して、教育相談に関する技術等の向上を図るとともに、担当者間の連携を強化し、諸問題の解決に向けた資質の向上を図ることができた。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- SVの設置 なし
- 活用方法 なし

(6) 課題

人材育成のため、参加対象者の幅を広げて実施しており、参加者のカウンセリングについての経験に差があることから、研修内容の設定や講師の選定について、今後も引き続き検討を重ねていく必要がある。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】児童虐待のための活用事例（④）

（1）学校の状況

A高等学校は、全校生徒の3割以上が一人親家庭であるなど、経済的に恵まれていない生徒が多く、継父・継母など血縁関係がない保護者に育てられてきた生徒も一定数在籍しており、このような状況の中、毎年、多数のネグレクト等の虐待事案を認知している。

また、A高等学校は、コミュニケーション能力に課題が見られるなど発達障がい起因する「困り感」をもった生徒が在籍しており、これらの生徒の多くは、貧困家庭で育ってきたため、必要な支援を受けるための十分な知識がなかったり、関係機関等との相談・連携もなく見過ごされてきた生徒が多かったりするなど、高等学校入学後から特別な支援を受け始めるケースも多い。

（2）スクールカウンセラーによるカウンセリングの状況等

児童虐待の事案については、生徒本人が出すサインを、最初に学校側が認知することが多い。その後、虐待の詳細な内容や本人の心のケアなどについては、スクールカウンセラーが早期に対応し、長期に渡って複数回のカウンセリングを行った。

（3）他機関との協働

ネグレクト等の虐待事案については、学校及びスクールカウンセラーが、各関係機関と連携を図り、地方自治体の子ども支援課からの通告や児童相談所の一時保護などによって、その後の就学の継続が可能となったケースが多い。

（4）取組の成果

○ 貧困家庭に育ち、児童虐待を受けている生徒の抱える問題は複合的で深刻であり、一度の面談だけでは解決しないことが多いことから、複数回の面談によるスクールカウンセラーの機動的な支援が必要不可欠である。

スクールカウンセラーによる継続的・機動的な支援が、当該生徒の中途退学等の防止や就学意欲の向上に大きく役立っていた。

○ スクールカウンセラーが専門機関や関係機関との連携を図りながら、当該生徒の見取りを行ったり、支援の方策を立てたりするなどして、教職員に対し、今後の当該生徒への指導について、専門的見地から助言を行うことができた。

【事例2】貧困対策のための活用事例（⑬）

（1）学校の状況

B中学校は、市内中学校の中で就学援助受給生徒数が最も多く、生徒指導上の問題や学力の定着に課題が見られる生徒が多い。

（2）スクールカウンセラーによるカウンセリングの状況等

1年生のうち、小学校から「家庭支援が必要である」と引継ぎのあった生徒全員と面談を実施し、そのうち保護者への面談が必要と判断した家庭を選定して、次の内容でカウンセリングを行った。

- ・家庭支援が必要な生徒との面談の実績：45分×対象生徒20人＝約15時間
- ・保護者へのカウンセリングの実績：60分×対象保護者4人＝4時間

また、入学直後には、1年生の全員を対象に、2時間の集団カウンセリングを行った。

(3) 他機関との協働

家庭支援が必要な生徒及び保護者との面談終了後、必要に応じてスクールソーシャルワーカーや児童福祉等の関係機関とも連携して問題解決を図った。

(4) 取組の成果

- 1年生とのカウンセリングを強化することにより、貧困家庭の生徒や保護者に関する情報を把握し、教職員への助言や援助を的確に実施するとともに、保護者や関係機関と連携を深め、より適切な個に応じた対応を取ることができた。
- また、1年生の早い段階で、集団カウンセリングの手法で面談等を行うことにより、貧困家庭の男子生徒が自傷行為をしていることが判明し、当該生徒に対するカウンセリングや助言を行うことができた。
- 貧困家庭への対応に止まらず、スクールカウンセラーからの教職員へのアドバイスにより、1年生全体が新しい環境の中で抱く不安やストレスを的確に把握し、学校と保護者が中1ギャップ問題の解消に向けて連携した取組を行うことができた。

【事例3】校内研修における教職員の指導力向上のための活用事例 (15)

(1) 主な研修内容

次の内容について、スクールカウンセラーが、年に2回、中学校区の全小・中学校の教員を対象に説明や演習等を行った。

- ピア・サポートや構成的グループエンカウンターの実践と理解
- 子ども理解支援ツール「ほっと」や「Q-U」についての理解と活用の実践

(2) 1回目(6月)の研修内容について

- ピア・サポートや構成的グループエンカウンターについて説明を行い、小・中学校における開発的・予防的な取組の重要性について理解を深め、実践意欲の向上を図った。
- 子ども理解支援ツール「ほっと」や「Q-U」について、具体的な事例を用いた分析や、その結果を活用した指導方法の改善について説明や演習、協議を行った。

(3) 2回目(12月)の研修内容について

- ピア・サポートや構成的グループエンカウンターについて、1回目の研修後の各学校での取組について交流や協議を行うとともに、指導方法の改善に係る演習を行った。
- 「Q-U」の分析結果を基に、スクールカウンセラーの助言を基に、再度「Q-U」の分析を行うとともに、具体的な事例を取り上げて、児童生徒理解に係る交流を行った。

(4) 実施の効果

- ピア・サポートや構成的グループエンカウンターについて、小・中学校それぞれが取り組んでいる実践事例を交流することで、指導方法の共通理解や新年度へのステップアップにつなげることができた。
- 中学校第1学年の「Q-U」の結果と前年度の小学校第6学年の結果を比較・分析し、その変容に注目することで、中1ギャップの現状について理解を深めることができた。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

- 平成27年度スクールカウンセラー等活用事業については数値による評価を行っていないが、スクールカウンセラーを配置している「中1ギャップ問題未然防止事業」の指定校においては、いじめを受けた児童生徒の在籍比が全道・全国と比較して低い状況にあり、いじめの解消状況は100%となっている。
- また、同指定校においては、不登校児童生徒の在籍比も全道・全国と比較して低く、不登校の解消状況についても全道・全国と比較して高くなっている。
- 平成26年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査のいじめについて、いじめ発見のきっかけとして、中学校と高等学校においては、「スクールカウンセラー等の外部の相談員が発見」の割合が前年度に比べて0.2%増加している。

(2) 今後の課題

- 国において、平成31年度までに、全ての公立小・中学校にスクールカウンセラーを配置するという目標を掲げているが、平成27年度においては、小学校におけるスクールカウンセラーの配置が1.5%（中学校は50.7%）と進んでいない状況にあり、配置の希望を小学校に聴取しても、配置の希望が少ない状況である。加えて、平成26年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査のいじめについて、いじめ発見のきっかけとして、小学校においては、「スクールカウンセラー等の外部の相談員が発見」の割合が前年度に比べて2.2%減少していることから、小学校へのスクールカウンセラーの配置の拡大を進めていく必要がある。
- 平成27年度に任用したスクールカウンセラー155名のうち、臨床心理士の資格を有する者は98名となっており、その多くが都市部に集中していることから、郡部において、有資格者の確保が困難となる地域がある。加えて、退職教員など有資格者に準ずる者の確保も難しい地域もあり、人材確保及び人材育成について検討を進める必要がある。
- 高等学校においては、スクールカウンセラーを活用し、生徒の実態に応じた構成的グループエンカウンターやソーシャルスキルトレーニング等の教育相談の技法を活用した取組を行い、よりよい人間関係を築く取組が進められているが、小・中学校においては、継続的・計画的な取組が十分に行われていない現状があることから、その必要性について今後も働きかけを行っていく必要がある。

青森県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成27年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

学校における教育相談体制の充実や教員の資質向上を図るため、臨床心理に関して高度で専門的な知識及び経験を有する者等をスクールカウンセラーとして配置し、児童生徒の問題行動やいじめ、不登校等の諸問題を未然に防止又は解決するための支援並びに教育相談について、教員及び学校に対し、適切な指導及び援助を行うことを主な目的としている。

（2）配置・採用計画上の工夫

①配置の工夫

原則として、スクールカウンセラーを拠点となる中学校に配置し、近隣の中学校（1～2校）及び校区内の小学校（1～2校）に派遣している。

②採用の工夫

青森県教育委員会のホームページ上で、スクールカウンセラーの募集を行っている。

（3）配置人数・資格・主な勤務形態（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

<配置人数>

小学校	:	57校
中学校	:	104校
高等学校	:	63校
特別支援学校	:	19校
教育委員会等	:	1箇所

<資格について>

（1）スクールカウンセラーについて：

①臨床心理士	19人
③大学教授等	1人

（2）スクールカウンセラーに準ずる者について

- ①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 3人
- ②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 29人

<勤務形態について>

拠点校	53中学校	(年間40日・1回4時間)	
対象校	51中学校	(年間23日・1回4時間)	
	57小学校	(年間23日・1回4時間)	
巡回校	63高等学校	(学校からの要請に基づき1日2時間)	(学校教育課に配置)
	19特別支援学校	(学校からの要請に基づき1日2時間)	(学校教育課に配置)

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

- ① スクールカウンセラー
- ② 配置校及び派遣校担当者
- ③ 各教育事務所担当指導主事
- ④ 配置先及び派遣先市町村教育委員会担当者
- ⑤ 青森県総合学校教育センター教育相談課指導主事

(2) 研修回数（頻度）

- 年2回（スクールカウンセラー活用連絡協議会）

(3) 研修内容

- 講義「スクールカウンセラーの効果的な活用について」
【講師】青森県総合学校教育センター教育相談課指導主事
- 事例検討
- 情報交換、協議

(4) 特に効果のあった研修内容

- 事例検討
 - ・3名のスクールカウンセラーによる提案事例に基づき、効果的な対応について協議を行う。
- 情報交換、協議
 - ・スクールカウンセラー相互による情報交換及び協議を行う。
※協議内容は、学校における教職員との対応、不登校やいじめ、暴力行為等の未然防止に向けた取組、児童虐待に関する事案等

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- SVの設置 なし

(6) 課題

- 関係機関（県臨床心理士会、大学等）との連携による研修の充実
- いじめや不登校、問題行動等の未然防止、児童虐待事案への対応等に関する研修の充実
- スクールカウンセラーの活用に係る現状、成果及び課題について市町村教育委員会担当者及び学校担当者との情報共有

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】児童虐待対応のための活用事例（④）

- ・当該スクールカウンセラーが月に2回程度の派遣のため、学級担任及び養護教諭を窓口にして学校全体と連携し、児童相談所に働きかけながら対応した。
- ・学校や児童相談所と、児童の一時保護の必要性について、その後の在宅での援助も視野に入れながら協議した。
- ・児童相談所との日程調整や実際の協議においては、校長のリーダーシップが発揮された。
- ・仲間や教員との関わりが学級集団の中で確保できるように、学級担任とのコンサルテーションを行った。

【事例2】いじめ問題のための活用事例（②）

- ・小学6年男子児童が、自分の部屋において枕カバーで首を絞めているところを母親が発見し、養護教諭を通じて学校に通報した。
- ・両親によると、当該生徒は2、3ヶ月前から様子がおかしく、部活動（卓球部）内の人間関係が思わしくないことや学校にも特に仲のよい友だちがいないことで疎外感を感じているということ話を話していたとのことであった。
- ・事案発生から2日後の放課後にスクールカウンセラーとのカウンセリングを実施した。当該生徒からは、過去に卓球部内でいじめられたことがフラッシュバックのように思い出されることや父親との関係がプレッシャーになっていることが挙げられた。また、スクールカウンセラーの見立てとして「うつ傾向」が見られるため、早期に心療内科等医療へつなげるべきということや学校生活において、極力プレッシャーをかけないこと、卓球部の活動はしばらく休止し、保護者とのコミュニケーションをしっかりとること、学級でも、居場所づくりを意識した支援をすることなどが、スーパーバイズされた。

【事例3】校内研修のための活用事例（⑮）

- ・スクールカウンセラーを講師として、Q-Uや構成的グループエンカウンター、ストレスマネジメント、アサーション、集団の心性いじめ等について研修会を行った学校がある。
- ・校内研修会を実施したことにより、研修会の内容について理解を深めることができたのは勿論だが、以前よりも多くの教員とコミュニケーションがとれるようになったり、相談予約の入っていない時間帯に、教員とのコンサルテーションを行ったり、リソースを生かした事例検討シートやソーシャルスキルトレーニングシートを提供したりするなど、より多くの面で連携できるようになったという報告が多かった。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

① 相談者数

小学校		実相談者数			H 2 6	延べ相談者数			H 2 6				
		自校	他校	小計		自校	他校	小計					
児童・生徒	1 学年	73	()	723	(2)	39	508	104	()	1555	(2)	1282	
	2 学年	84	()					38	137				()
	3 学年	181	()					72	328				()
	4 学年	165	(1)					90	358				()
	5 学年	108	(1)					153	230				(2)
	6 学年	112	()					116	398				()
保護者		304	(4)	304	(4)	248		571	(10)	571	(10)	548	
教職員	生徒指導主事(主任)	13			433	656	106			1934	1973		
	養護教諭	59					440						
	学級担任等	361					1388						
校長・教頭		82			147	474			450				
その他		38			63	82			125				
合計		1580		(6)		1622	4616		12		4378		
		1586					4628						

中学校		実相談者数			H 2 6	延べ相談者数			H 2 6				
		自校	他校	小計		自校	他校	小計					
児童・生徒	1 学年	593	(3)	1630	(20)	404	1137	1137	(8)	4071	(56)	3063	
	2 学年	472	(1)					383	1310				(1)
	3 学年	565	(4)					357	1624				(6)
	4 学年	/	(4)					/	/				(18)
	5 学年	/	(3)					/	/				(4)
	6 学年	/	(5)					/	/				(19)
保護者		485	(42)	485	(42)	488		1177	(103)	1177	(103)	1151	
教職員	生徒指導主事(主任)	72			1007	1302	683			6370	5585		
	養護教諭	172					2029						
	学級担任等	763					3658						
校長・教頭		136			191	789			644				
その他		68			98	270			330				
合計		3326		(62)		3243	12677		(159)		10773		
		3388					12836						

- ・小中学校ともに、派遣校を拡充したことにより、大幅に相談者が増加した。
- ・中学校において、教職員の実相談者数は減少したが、延べ相談者が増加している。

② 相談事項別件数 (小学校)

相談者区分	児童・生徒						保護者	教職員				校長・教頭	その他	合計		H26							
	1 学年	2 学年	3 学年	4 学年	5 学年	6 学年		生徒指導主事(主任)	養護教諭	学級担任等	自校			自校以外									
不登校	6	0	24	0	23	0	13	0	26	0	27	0	168	0	10	66	154	50	3	570	0	570	314
いじめ問題	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	5	0	0	1	6	5	0	21	0	21	53
暴力行為	2	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	10	3	0	23	0	23	1
児童虐待	0	0	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	9	2	0	16	0	16	/
友人関係	17	0	25	0	81	0	165	0	61	0	173	0	51	0	8	34	176	18	2	811	0	811	346
非行・不良行為	1	0	1	0	0	0	2	0	3	0	3	0	5	0	2	0	28	12	0	57	0	57	8
家庭環境	12	0	12	0	30	0	36	0	17	0	18	0	66	4	5	51	176	71	10	504	4	508	182
教職員との関係	5	0	5	0	2	0	3	0	6	0	14	0	9	0	0	3	14	2	0	63	0	63	/
心身の健康・保	7	0	7	0	31	0	30	0	24	0	48	0	63	1	0	33	95	23	10	371	1	372	/
学業・進路	9	0	10	0	7	0	8	0	9	0	32	0	15	0	0	6	32	6	0	134	0	134	52
発達障害等	5	0	4	0	6	0	27	0	27	0	4	0	81	0	11	81	194	36	14	490	0	490	/
その他の内容	37	0	40	0	121	0	68	0	48	0	90	0	104	2	60	164	488	244	43	1507	2	1509	1582
合計	102	0	137	0	301	0	354	0	222	0	411	0	569	7	96	439	1382	472	82	4574		2538	
	1527						576	1917															

③相談事項別件数（中学校）

相談者区分 相談内容	児童・生徒												保護者		教職員			校長・ 教頭	その 他	合計		H26		
	1学年		2学年		3学年		4学年		5学年		6学年				主任 教諭	教諭 等	学級担任 等			自校	自校以外			
不登校	250	6	303	0	397	3	0	11	0	2	0	2	773	52	253	558	1315	264	66	4179	76	4255	1447	
いじめ問題	14	0	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0	5	15	29	4	0	96	0	96	53	
暴力行為	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3	0	3	2	2	13	0	13	13	
児童虐待	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	8	7	1	0	21	0	21		
友人関係	256	1	281	0	243	2	0	2	0	0	0	5	29	2	62	341	408	52	5	1677	0	1677	618	
非行・不良行為	3	0	7	0	7	0	0	0	0	2	0	0	2	5	16	11	32	18	4	100	0	100	8	
家庭環境	69	0	137	0	139	0	0	4	0	0	0	4	98	14	63	207	269	54	38	1074	0	1074	543	
教職員との関係	15	0	13	0	4	0	0	0	0	0	0	0	5	2	4	14	21	2	2	80	0	80		
心身の健康・保	72	0	107	0	203	0	0	0	0	0	0	1	86	1	13	234	226	34	3	978	0	978		
学業・進路	62	0	104	0	247	0	0	0	0	0	0	3	58	1	21	33	190	22	10	747	0	747	262	
発達障害等	33	0	47	0	5	0	0	0	0	0	0	0	44	23	33	206	264	51	27	710	0	710		
その他の内容	372	1	248	0	345	1	0	1	0	0	0	5	69	5	196	387	872	255	111	2855	0	2855	3271	
合計	1147	8	1268	0	1590	6	0	18	0	4	0	20	1174	105	674	2014	3636							
	1155		1268		1596		18		4		20				1279		6324		759	268	12691		6215	
	4061																							

- ・小・中学校ともに「その他」を除くと、小学校では「友人関係」（1位）、「不登校」（2位）、「家庭環境」（3位）が多い。中学校では「不登校」（1位）、「友人関係」（2位）、「家庭環境」（3位）が多い。
- ・「不登校」や「暴力行為」、「非行・不良行為」の増加が目立つ。特に小学校において増えてきている。

③ 校内研修等

	小学校		中学校		総計	
	平成27年度	平成26年度	平成27年度	平成26年度	平成27年度	平成26年度
教職員	28	25	41	24	69	49
児童生徒	3	26	10	14	13	40
保護者	3	2	5	6	8	8
合計	34	53	56	44	90	97

- ・小中学校ともに、教職員を対象とした研修会が増えている。小学校は、75校中35校（46.7%）、中学校は、122校中63校（43.4%）だった。

④ 教育プログラム

	小学校		中学校		総計	
	平成27年度	平成26年度	平成27年度	平成26年度	平成27年度	平成26年度
教職員	0	0	2	6	2	6
児童生徒	58	52	51	33	109	85
保護者	0	0	1	2	1	2
合計	58	52	54	41	112	93

- ・児童生徒を対象とした教育プログラムを実施している学校が多い。

(2) 今後の課題

- ・スクールカウンセラー配置校の拡充
- ・スクールカウンセラーの人材確保及び資質向上
- ・スクールソーシャルワーカーや関係機関との効果的な連携

岩手県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成27年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

東日本大震災により、心にダメージを受けた幼児児童生徒の心のサポートのために、スクールカウンセラーの全県配置を行うとともに臨床心理士等で構成する「こころのサポートチーム」を活用しながら、組織的・継続的ケアに取り組む。

（2）配置計画上の工夫

公立中学校において、被災状況、学校規模、支援ニーズに応じて、年35回配置校、年17回配置校、年6回配置校の区分で配置した。公立小学校については、ニーズの高い学校に配置した。また、沿岸部の被災児童生徒が在籍する学校を巡回して支援にあたるための巡回型カウンセラー(13人)を配置した。

県立高校は主に拠点校配置（エリア担当制）とし、10エリアを10人の臨床心理士が担当した。沿岸南部の被災の大きい地域の高校（6校）についてはさらに、大学チーム（岩手大学、岩手県立大学、盛岡大学）が臨床心理士資格を持つ教員を交替で派遣した。

（3）配置人数・資格・勤務形態

■配置人数（配置校数等）

- | | | | |
|-------|--------|---------|---------------|
| ・小学校 | : 117校 | ・特別支援学校 | : 12校 |
| ・中学校 | : 162校 | ・教育事務所 | : 6箇所（全教育事務所） |
| ・高等学校 | : 61校 | | |

■資格

- ・スクールカウンセラーについて
 - ①臨床心理士 56人 ②精神科医 0人 ③大学教授等 0人
- ・スクールカウンセラーに準ずる者（32人）について
 - ①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 2人
 - ②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 30人
 - ③医師で心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について1年以上の経験を有する者 0人

■勤務形態について

- ・単独校 小学校 46校（週1日・1回4時間または6時間）
※年35回：41校、年17回：5校
- 中学校 22校（隔週1日・1回4時間または6時間）（年間6日・1回6時間）
※年17回：15校、年6回：7校
- 高等学校 7校（週1日・1回4時間または6時間）
※年35回：1校 週1日・6時間、被災の大きい学校6校 週1日・4時間
- 特別支援学校 12校（月1日・1回4時間）
- ・拠点校 高等学校 54校（月1日・1回3時間）
- ・対象校 中学校 124校（週1日・1回4時間または6時間）
※年35回：124校 学区内の小学校も対象
- ・巡回校 小学校 71校（週1日・1回6時間）
中学校 16校（週1日・1回6時間）
高等学校 54校（月1日・1回3時間）
} 沿岸部3教育事務所に配置
※名称：巡回型カウンセラー

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

スクールカウンセラー及びスクールカウンセラーに準ずる者

(2) 研修回数（頻度）

年3回（うち1回は、県臨床心理士会が主催するもの）

(3) 研修内容

- ・今後の心のサポートで大切にしたいこと
- ・いじめの早期発見と適切な支援
- ・いじめ問題の理解とSCに期待されること
- ・学校臨床における発達障害支援

(4) 特に効果のあった研修内容

- ・SC連絡協議会において、いじめ問題をテーマとして、講演やシンポジウムを行った。シンポジウムでは、スクールカウンセラー、学校管理職、有識者、行政等様々な立場のシンポジストの意見をもとにいじめ問題を考えるとともに、スクールカウンセラーとしていじめ問題についてどのように対応していくことが求められるかということについて考える場を設けた。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置

沿岸部の3教育事務所に3人のSVを県外から派遣している。

○活用方法

スクールカウンセラーのSVに加えて、SC・教職員研修会等の講師を務めるなど、心理教育や心のケアに関する専門性が求められる場において積極的に活用している。

(6) 課題

- ・県内において有資格者は増えてきているものの、準ずる者も多く、スクールカウンセラー全体の資質向上が求められる。
- ・県内のSVを担える有資格者の数が限られているため、他県から招へいしなければ、被災地等の学校のニーズに十分応えられない。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】児童虐待のための活用事例（④）

事例：小学校5年女子児童

両親が離婚し、母親に引き取られたが、その後母親が再婚し、継父・実母・当該児童・異父弟の4人家族である。

SCとの面談の中で当該児童から母親の躰についての話が出され、家庭内での躰が厳しいことがうかがわれた。このこともあって、SCとは学期に1回程度の面接を継続していた。

ある日、家庭からの連絡がなく当該児童が登校していないことがあった。警察にも連絡し捜索したところ、自宅の近所で発見された。当該児童は母親に怒られて家を飛び出し、そのまま学校に行かず隠れていたとのことだった。母子ともに確認したところ虐待ではないと警察は判断した。

その直後のSC面接で、当該児童は日頃から母親に叩かれたり蹴られたりしていること、さらに「出て行け」と言われたり無視されたりもあると話した。そのため、これまでも数回家出をしていると話した。時には病院に行くほどの傷ができたことがあったが、その時には転んだことにするように母に言われたとのことであった。当該児童は、このことを警察に話したら母に悪いと思ひ話さなかったと言った。

SCが当該児童を説得し、このことについてSCから校長へ同日中に報告をした。校長が担当課及び教

育委員会に報告した。学校では、校長、副校長、主幹教諭、生徒指導主事、担任、養護教諭、SCで情報共有するとともに、今後の方針を協議した。学校では、担任を中心とする見守り体制を強化することとした。このことに対して教職員へのコンサルテーションをSCが行う。また、当該児童が話しやすいとする養護教諭とSCでさらに実態把握に努めることとした。

その後、学校・教育委員会・警察・児童相談所・市担当課及び地域の保健師、仮設住宅担当課の各担当が集まり、ケース会議を行った。SCも参加した。その中で本ケースを虐待ケースとして扱うことし、情報交換と役割分担をした。母親への支援は福祉サイドで、当該児童への支援はすでに関係が良好であるSCが担当することとなった。

その後、上記メンバーによる定期的なケース会議を開催し、状況の確認と本家庭の共通理解を深めた。

当該児童にはSC面接の頻度を増やしていった。家庭の様子を確認とともにこころのケアをする同時に、当該児童にはSC以外にも日頃からSOSを出せる大人をつくるよう促していった。

これらのこともあり、本人も家庭も次第に落ち着きが見られるようになったが、当該児童とのSC面接を継続していった。

要保護児童対策地域協議会の管理ケースとなっており、本家庭の状況等についてSCから学校や教育委員会等へ情報提供している。

【事例2】小中連携のための活用事例（⑭）

（1）兄妹である小学校5年女子児童及び中学校1年男子生徒について

SCが継続して不登校支援をしていた当該児童の兄が、中学校進学後に登校しぶりの傾向が見られるようになった。兄妹関係であることや、家庭の支援等の必要性も考えられることから、小学校と中学校合同のケース会議を開催するようSCが働きかけた。小・中学校の教員、SC、SSWが参加した。SCから、①当該児童（妹）のこれまでの経過 ②当該生徒（兄）の小学校時の様子 ③家庭環境 ④母親の状況 に関して情報提供をした。会議の参加者は、当該生徒の背景を理解するとともに、家庭全体への働きかけが必要であるという認識をもち、小学校の教員・中学校の教員、SCが役割分担して対応するよう話し合った。その結果、当該生徒の登校しぶりは減少し、当該児童は地域のNPO法人を利用しながら、学校復帰の一步を踏み出した。

（2）9年間を見通した児童生徒理解について

これまで、被災関係を含めた児童生徒の情報の引継ぎは小・中の間のみならず、学校における課題であった。学年や担任が変わったり、関係した教員が転任したりすると、それまでの指導・支援状況や子どもの変化の過程、家庭の状況と保護者とのやりとりの様子等の情報が十分に引き継がれないことがしばしばあった。そこで、SCが子どもの継続した情報を一覧表（観点：心とからだの健康観察の要サポートの経過、被災体験、喪失、仮設住宅暮らし、過去の相談、家庭状況、経済状況等）にすることを小学校に提案した。そして、小学校で試験的に作成した表を、SCが中学校に紹介し、中学校教員がさらに必要な情報を書き入れることができるよう改良した。

その後、小中合同の会議で協議し、小・中で同じ表を使用することにした。被災関係やこれまでの指導・支援の経過のデータを小学校から中学校へ引き継ぎ、それを全教員が見る（記入する）ことができるようになった。このことで、指導や支援に必要な情報の引継ぎが途切れることなくおこなわれ、日常の児童生徒理解や問題行動等に関する対応を検討する際の一助になっている。

【事例3】校内研修のための活用事例（ ⑮ ）

事例：個人面談を行う上でのポイントについて学ぶ研修

当該小学校（沿岸部）は、「心とからだの健康観察」の結果から要サポート児童がおり、何らかのストレスを抱えている状況であることから、学校は教育相談を充実させたいと考えていた。

児童が抱えるストレスの要因の一つとして、東日本大震災の影響が考えられる。しかし、教師が震災時のことを児童に問うことには抵抗があり、家族・知人や住居を失った児童との教育相談には特に戸惑いが強い。

そこで教育相談（個人面談）の方法について、SCが講師となり研修を行った。

個人面談のポイントとして、主に以下の三点について留意するようSCから伝えられた。

①児童の状況を確認した上で、「（自分の）話を聞いてもらった」「受けて止めてもらった」という感覚を児童が持つことができるよう傾聴を心がけること。また、困っていることや悩みがあるとき、教師が解決できる問題（学校生活における人間関係、学習、進路など）については相談にのり、必要であれば継続してサポートすること。

②震災等、話が深刻になったり対応が難しいと感じたりした場合はすぐに助言をしなくてもよいこと、その際SC等への相談も可能であること。

③深刻な話を聞いた後は、教師も疲労が生じるため、リラクゼーション等のセルフケアが必要であること。

校内研修で、教育相談のポイント等を確認したことで、教師が安心して個人面談が行うことができた。また、教師がSCに相談しやすくなり、校内体制も見直され、早期対応・早期解決が図れるようになった。同時に、長期的な視点で支援にあたることの重要性について、教員同士の共通理解が進んだ。

【4】成果と今後の課題

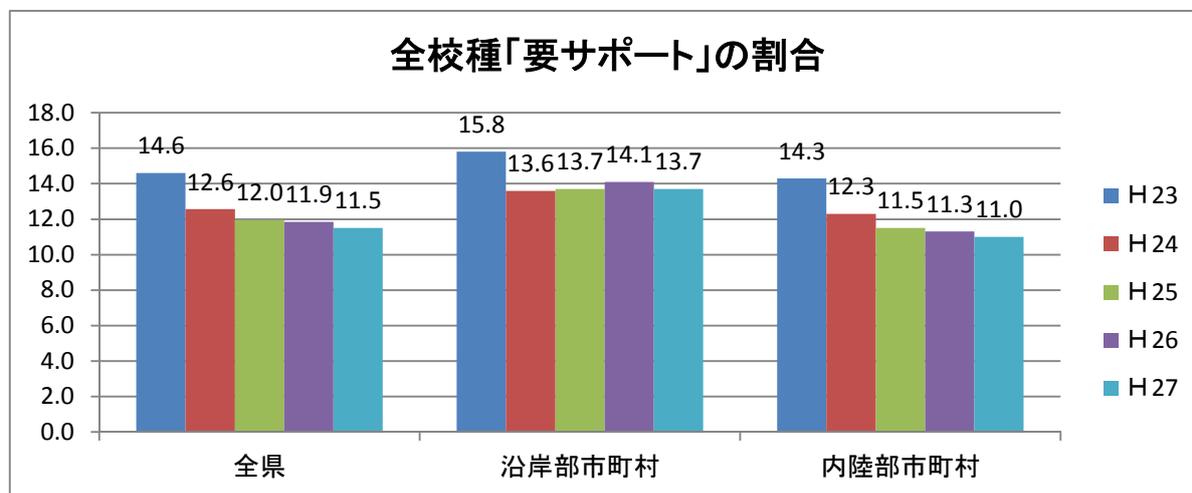
（1）スクールカウンセラー等活用事業の成果

<「心とからだの健康観察」集計結果より>

①阪神淡路大震災では、「教育的配慮を要する児童生徒数」が震災後2～4年後にピークを迎えたという前例があるが、本県の要サポート児童生徒※の数は、H23 19,766人、H24 16,758人、H25 15,672人、H26 15,199人、H27 14,534人、その割合はH23 14.6%、H24 12.6%、H25 12.0%、H26 11.9%、H27 11.5%と年々減少傾向にある。

②小学校低学年の「要サポート」の割合は高いが、学年進行とともに減少に転じている。

これらのことは、学校生活の中で適切なケアを受けているからである。



※要サポート：過覚醒、再体験、回避・まひ、マイナス思考の項目において、サポートラインに達している児童生徒

<「問題行動等調査」結果より>

本県不登校児童生徒の状況について、ＳＣ等の積極的活用が図られたことにより、震災前と大きく変わらない人数・割合を維持することができている。

区 分	小学校		中学校			合 計	高等学校	
	人数	比率(%)	人数	比率(%)		人 数	人数	比率(%)
平成 22 年度	138	0.19 (0.32)	789	2.11	(2.73)	927	475	1.47 (1.82)
平成 23 年度	133	0.19 (0.33)	734	1.98	(2.64)	867	444	1.41 (1.88)
平成 24 年度	134	0.20 (0.31)	705	1.93	(2.56)	839	401	1.31 (1.93)
平成 25 年度	153	0.23 (0.36)	710	1.97	(2.69)	863	373	1.26 (1.88)
平成 26 年度	143	0.22 (0.39)	791	2.23	(2.76)	934	354	1.22 (1.81)

(2) 今後の課題

- ①被災を経験した児童生徒における「要サポート」の割合は依然として高いことから、一層丁寧な支援の継続が必要であること。
- ②ＳＣを今後更に効果的に活用するにあたり、各学校が「心とからだの健康観察」の結果に基づく教育相談や心のケアをＳＣと協力して実施することができるようにすること。
- ③学校の中でＳＣがいじめ等の問題に対応していくために、いじめ問題への対応についての理解を一層深めること。
- ④各学校における効果的なＳＣの活用の在り方について周知していく必要があること。

宮城県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成27年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

- 本県における児童生徒を取り巻く生徒指導上の諸課題における、不登校や高等学校の中途退学については、震災前から全国値と比較して高い水準にあったが、震災5年後もその傾向は継続している。地域的には、津波による直接的な被害を受けた沿岸部だけでなく、沿岸部や他県からの避難・移転が多くあった内陸部や県南部地域でも同様の傾向にある。
- インターネット環境の普及等による問題行動の広域化・複雑化や震災による家庭環境の変化、保護者の監護能力の低下等により、対応や指導に苦慮するケースが増加している。
- 児童生徒や保護者が速やかに相談できる校内体制を整え、不登校等の問題行動や震災の影響等を踏まえた心のケアへの対応を充実させるため、スクールカウンセラーの効果的な活用が必要である。

（2）配置・採用計画上の工夫

- 小学校 : 全ての市町村教育委員会に広域カウンセラーを配置し、全小学校に対応。
- 中学校 : 全ての公立中学校にスクールカウンセラーを配置。
- 高等学校 : 全ての県立高校にスクールカウンセラーを配置。
- 特別支援学校 : 全ての県立高校を対象にし、要請に応じて配置。
- ※ いずれの校種においても、学校からの要請に応じてスクールカウンセラーの緊急派遣を計画している。

（3）配置人数・資格・主な勤務形態（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

○配置学校数等

- 小学校 : 265校
- 中学校 : 139校
- 高等学校 : 76校（特別支援高等部も含む）
- 特別支援学校 : 18校

○資格

■スクールカウンセラーについて（のべ人数：学校配置）

① 臨床心理士

- 小学校 : 79人
- 中学校 : 85人
- 高等学校 : 48人（のべ61人）
- 特別支援学校 : 11人

② 精神科医 ※ いずれの校種においても該当者なし。

③ 大学教授等 高等学校 : 1人 ※ 小学校・中学校・特別支援学校は、該当者なし。

■スクールカウンセラーに準ずる者について（のべ人数：学校配置）

① 大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者

- 小学校 : 8人
- 中学校 : 8人
- 特別支援学校 : 1人 ※ 高等学校は、該当者なし。

② 大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者

- 小学校 : 33人
- 中学校 : 26人
- 高等学校 : 13人
- 特別支援学校 : 3人

③ 医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 ※ いずれの校種においても該当者なし。

※主な勤務形態について

- ・小学校 265校（週1回～月1回程度、年間平均20回、1回6時間～8時間）
- ・中学校 139校（週1回～週2回程度、年間平均41回、1回6時間～8時間）
- ・高等学校 76校（月2回程度、年間平均24回、1回6時間～8時間）
- ・特別支援学校 3校（月1回程度、年間平均12回、1回6時間）

※ ただし、学校の実情により、月当たりの勤務回数及び時間数は異なる。

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

- 小・中学校 スクールカウンセラー
- 高等学校（特別支援学校・高等部を含む） スクールカウンセラー及び学校担当者

(2) 研修回数（頻度）

- 小・中学校 連絡会議（年2回），各教育事務所単位のスクールカウンセラー研修会（年1回～2回）
- 高等学校 連絡会議（年2回），地区別連絡会議（県内7地区：年1回）

(3) 研修内容

- 小・中学校
 - ・県の施策やスクールカウンセラーの配置・活用等に係る説明
 - ・事例検討会等の研究協議等
- 高等学校
 - ・県の施策やスクールカウンセラーの配置・活用等に係る説明
 - ・本県の教育相談の状況についての説明
 - ・児童生徒を取り巻く諸問題に係る講演会
 - ・事例検討会等の研究協議等

(4) 特に効果のあった研修内容

- 小・中学校
 - ・事例検討会を通して，事例の見立ての方法等の見直しを図ることができた。また，講師からの指導助言を受けて見識を深めることができた。
- 高等学校
 - ・「ネットいじめ」に係わる講演会を行い，見識を深めることができた。
 - ・事例検討会において，仮想事例を検証することを通して，スクールカウンセラー及び学校担当者の事案の見立てや教育相談体制の見直しを図ることができた。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- SVの設置
 - ・小・中学校
7教育事務所に「専門カウンセラー」の名称で13人配置（年間70回配置：のべ回数）。
 - ・高等学校（特別支援学校を含む）
県教育委員会高校教育課に4名配置（年間24～30回程度配置：のべ回数）
- 活用方法
 - ・スクールカウンセラー及び教職員への助言及び援助。
 - ・児童生徒，その保護者及び教職員へのカウンセリング。
 - ・各学校及び生徒のカウンセリング等に関する情報の収集及び提供。
 - ・スクールカウンセラー及び教職員の研修における指導及び助言。
 - ・その他，教育委員会が必要があると認める業務（緊急時の派遣対応）等。

(6) 課題

- ・教育相談の基本的な在り方やスクールカウンセラーの業務に関して管理職と検討を重ね，より一層の校内体制の見直しや充実を図ることが急務であるが，ケースによっては，外部連携機関との適切な早期対応が必要となる。支援の過程を大切にしながら，相談者が問題を受けとめ，自分の課題として解決に向けて取り組んでいけるよう，校外での生活を見据えた支援も必要である。
- ・本県では，各校が実情（学校の規模，生徒の実態，伝統や校風，教育相談体制，地域性，東日本大震災による被災の程度やその後の状況等）に応じて，スクールカウンセラーを活用しているが，必要に応じた十分なスクールカウンセラーの確保ができない状況にある。また，相談件数や相談内容も多く，個々の事案に対して，スクールカウンセラーと教職員との間で，情報交換の時間が十分に確保できない状況にあること。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】 高等学校におけるスクールカウンセラー（SC）活用事例（⑨心身の健康・保健）

○概要

当校は、東日本大震災において被害の特に大きかった沿岸部にある学校であり、本県の他の地区と比較しても、地域的には長期欠席や不登校等の生徒数が比較的多い状況にあるものの、生徒による平成27年度の学校評価における生徒対象のアンケートで、教育相談に関しては82.2%、総合満足度も86.9%と肯定的な回答を示している学校である。

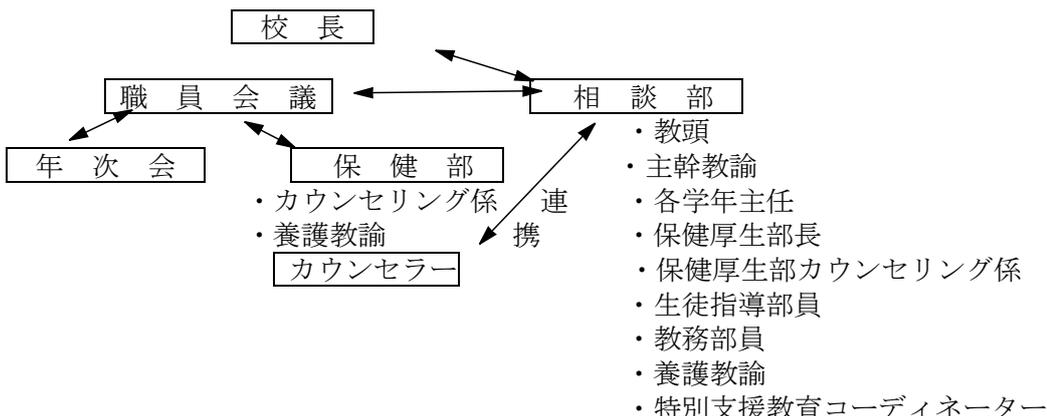
○校内の教育相談体制・情報共有の在り方

教育相談体制は保健厚生部が担当し、日程調整・文書処理等は教育相談担当教員が行い、活用に係る日程調整連絡は養護教諭が行っている。情報交換は、SCの出勤日毎に養護教諭と教育相談担当教員が行い、必要に応じて担任、学年主任、生徒指導部長等が加わる。またケースに応じて、校長・教頭・主幹教諭を含めた関係教職員でケース会議を実施している。

○生徒に対する支援

平成27年度において、当校で特に重視したことは、アンケートを機に教職員やSCが連携して生徒をサポートできるようにすること、また、アンケート結果だけでなく、生徒への日常の観察と声かけこそが大事であるという点である。そのため、自由記述欄に心配な記述のある生徒には率先して担任をはじめ、周囲が声かけしてカウンセリングを勧める等、協働による見守り体制の充実を図っている。また、前年度のアンケート実施に対して抵抗感をもった生徒に対しては、事前に担任からアンケートがあることを伝え、アンケートに回答させずに別室で過ごす等の本人の意思確認を行う等、配慮をしている。同様に、教職員を対象に心のケアに関する講話や研修会を設け、年間を通じてお互いに相談しあえる体制作りを目指し、「教育相談体制＝セーフティネット」との意識をもって、校内連携を図っている。

<参考> 当校における教育相談体制



【事例2】 スクールソーシャルワーカー（SSW）と関係教職員との協働による活用事例（⑦家庭環境、⑬貧困対策）

○概要

高校3年生の女子生徒が、高額な進学費用の負担に対する不安を訴えた。家庭に借金があり、借金が原因で進学費用の準備金の捻出には行き届かないが、一定の収入はあるため、必要最低限の生活は可能な家計である。そこで、担任は面談を行い、本人から聞いた状況から、教頭や学年主任、担任、教育相談担当教員を中心に、重ねて面談を行った。面談した教職員間で、生徒本人が実際に何に困っているのか、今後はどのような生活を送りたいと考えているのか等の状況に係わる論点整理を行い、家庭環境改善のためのケース会議を開いた。面談を重ねるうちに、母親から暴行を受けていた事実がわかった。中学生と小学生の弟妹の学校とも連携を図り、情報共有を図っていた上で、妹の中学校を通じて子育て支援課や児童相談所につながった。また、家庭の中で生徒が生きづらさを抱えながらも少しずつ自己開示できている状況があるため、生徒の気持ちが不安定な時に話を聞ける体制作りを勧めるなど、学校における見守り体制の充実を図った。

○チームとしての学校の対応・情報共有の在り方

当校では、教頭、担任、教育相談担当教員、SSWによるケース会議を月1回定期的に行い、情報交換を重ねた。その際、生徒本人の訴えに誰がどのように関わるか等を話し合い、ケース会議出席者だけではなく、部活動の顧問等による支援協力も依頼し、教職員間で適切な支援の在り方を検討するよう、協議・対応を重ねた。

また、保護者面談の際には、保護者に家庭の状況を振り返ってもらったり、担任から生徒の進路指導の際にも細やかな気配り・声かけなどの助言を行ったりするなど、教職員同士で共通認識を持ちながら役割分担を行い、情報交換、情報収集、見守り支援体制で生徒の指導にあたった。

【事例3】 高等学校におけるスクールカウンセラー（SC）活用事例（⑮校内研修）

○概要

事例1に記載した当該校は、「相談部」を平成13年より発足させて、生徒の心のケアにつとめていたが、東日本大震災被災後に校内連携の体制作りを強化した。被災直後の授業再開前に、SCによる職員研修会を実施し、正副担任による面談、保健室来室時による対応、被災状況調査などをもとに生徒理解や対応に努め、情報交換を行うなどの対応を行った。また、被災翌年の平成24年5月より「心とからだのアンケート」を生徒対象に実施することを決定し、アンケートを行うに当たっては、教職員間でアンケートの目的をきちんと共有すること、取りっぱなしではなく十分に活用すること、実施にあたり生徒への負担とならないよう細心の注意を払うことが必要であると考え、事前の職員研修を十分に行った。

○校内研修体制

平成27年度は、学校の重点目標のひとつに「心のケア」を掲げ、保健厚生部のみならず、相談部や生徒指導部と連携を図った。生徒や教職員を対象に「心とからだのアンケート」「講演」「研修会」等の年間計画をたてて、実施した。研修のねらいは、震災後5年目の時期に必要な心のケアについて職員間で共通認識を図ることであり、研修を通して、校内相談体制の充実を図った組織作りのためである。

<参考>平成27年度 「心のケア研修」年間スケジュール （★は、SCによる研修会・講話）

月 日	内 容	備 考
4月1日	職員転入者へ被災地を案内（目的：生徒の生活環境を知ること）	平成24年度より実施
4月6日	学校重点目標の1つに「心のケア」を掲げる。 主旨：5年目を迎えるが、甚大な被災を受けた地域であり、小学生で被災しているため、心のケアは必要である。	職員会議にて
4月22日	職員会議 職員研修会「心のケアについて」要項説明	保健厚生部
4月30日	★職員研修会「心のケアについて」	
5月20日	「心とからだのアンケート」実施（全校生徒対象）	正副担任
5月25日	「心とからだのアンケート」集計と入力期限	正副担任
5月27日	「心とからだのアンケート」集計結果考察・活用の検討。 職員会議：活用法面談方法について説明。 集計結果：厳重秘密文書扱いで配布（全校は 校長・教頭・主幹教諭，各年次は各年次主任，クラスは 各正副担任）	SC，養護教諭， SC担当（保健厚生部長）
5月27日	★1年次「保健講話」 目的：震災対応，人間関係づくり，SC啓蒙	平成23年度より実施
6月24日	★3年次「保健講話」 目的：受験や卒業後のストレス対応，SC啓蒙，震災対応	平成14年度から実施
8月27日	夏休み中の健康調査（体調・学校生活について）	生徒指導部共催
9月19日	★職員研修会「不登校生徒への対応について」 内容：27年度の生徒の現状により，不登校に陥らせないための対応について。	特別支援教育委員会・いじめ 防止対策委員会共催
1月12日	冬休み中の健康調査（体調・学校生活について）	生徒指導部共催

【4】成果と今後の課題

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

○各学校における成果

- ・年度初めに全校生徒を対象とした面談や思春期の心の問題に係る講演を実施したことにより、スクールカウンセラーと生徒の交流を図り、相談しやすい雰囲気をつくることができた。
- ・友人関係や不登校、学業・進路、家族関係等の相談に応じ、児童生徒への適切な助言とともに、定期的なケース会議の開催等の実施により、教職員との情報共有が円滑に行われ、組織的な支援体制をつくることができた。
- ・児童生徒等にエンカウンター等の手法を用いた活動を行い、対人関係スキルの向上を図ることができた。また、校内研修会を開催し、教職員一人一人のカウンセリングスキルを向上させることができた。
- ・ストレスチェックアンケート等の結果を踏まえて、当該児童生徒が抱える心の問題を早期にとらえ適切な支援の在り方を考えることができた。
- ・特別支援教育コーディネーター等と連携し、発達障害の疑いがある児童生徒への適切な支援等を検討することができた。 等

(2) 今後の課題

○各学校における課題

- ・相談件数の増加に伴って、スクールカウンセラーと教職員の情報交換の時間が十分に確保できない状況にある。また、家庭環境に問題があったり、発達障害が疑われたりする児童生徒に対して、スクールカウンセラーと教職員の他に、外部機関との連携が必要なケースが増加している。

○県教育委員会における課題

- ・スクールカウンセラーの配置について、各学校からの要望に応じた対応には、臨床心理士等の有資格者の人材確保が難しい状況にある。

秋田県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成27年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

- ・不登校やいじめをはじめとする児童生徒の問題行動等の対応に当たって、学校における教育相談体制の充実を図るため、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者等をスクールカウンセラー又はスクールカウンセラーに準ずる者として配置している。

（2）配置・採用計画上の工夫

- ・各市町村教育委員会に対して配置希望調査を実施し、当該調査結果、生徒の状況、学校規模等を基に県教育委員会が決定している。スクールカウンセラー等は中学校に配置され、その中学校を担当するほかに、必要がある場合は配置された中学校区内の小学校を併せて担当することができる。
- ・未配置校については3教育事務所、義務教育課所属の広域カウンセラーがカウンセリング等を担当する。

（3）配置人数・資格・主な勤務形態（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

●配置について

- ・スクールカウンセラー 中学校：78校
- ・広域カウンセラー 教育事務所等：4か所

●スクールカウンセラーについて

- ①臨床心理士：27人 ②精神科医：0人 ③大学教授等：1人

●スクールカウンセラーに準ずる者について

- ・大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者：1人

●勤務形態について

スクールカウンセラー

- ・15中学校（年間210時間 1日6時間×35週）
- ・20中学校（年間140時間 1日4時間×35週）
- ・43中学校（年間70時間 1日2時間×35週）

広域カウンセラー

- ・義務教育課・教育事務所に配置（年間240時間）

※未配置校へのカウンセリングや突発的な事故発生時の緊急支援を行う。

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

- ・事業内容やスクールソーシャルワーカーの役割、活動例について記載したリーフレットを作成し、各教育事務所から市町村教育委員会を通じて、各小中学校に配付した。
- ・教育広報誌、各教育事務所・総合教育センターの通知等により、事業を紹介した。

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

- ・広域カウンセラー・スクールソーシャルワーカー合同研修会

(2) 研修回数（頻度）

- ・年3回

(3) 研修内容

- ・生徒指導関連事業の全体計画に関すること
- ・広域カウンセラー及びSSWの学校や児童生徒等への効果的な関わり方等に関すること
- ・前年度から継続して相談活動が行われる見込みの児童生徒について 等

(4) 特に効果のあった研修内容

- ・不登校の事例について取り上げ、適切な関わり方（本人、保護者、学校、関係機関）等について意見交換をした。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- ・SVの設置 なし

(6) 課題

- ・スクールカウンセラー等は、他の業務と兼任している場合が多く、全員が参加しての研修は難しい。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】問題行動対応ケース会議のための活用事例（①②④）

- ・スクールカウンセラーを配置している中学校区内の小学校における問題行動対応のケース会議に、スクールカウンセラーが参加した。
- ・スクールカウンセラーの他、中学校の管理職・生徒指導主事等も参加した。
- ・小学校に在籍している児童への今後の対応について、小・中学校の職員で共通理解できた。

※他にも、中学校のスクールカウンセラーが毎月作成している「スクールカウンセラーだより」を校区内の小学校にも配布している事例もある。

【事例2】家庭の貧困が原因となっている問題解決のための活用事例（⑬）

（家族構成）

- ・父親、母親、兄（高1）、妹（本人 中3）

（家庭・生徒の様子）

- ・水道料金や電気料金を滞納し、自家用車の中で生活したこともある。

- ・父の年金や一人親手当等で生活している。家を売却して、経済的に危機的な状況は脱している。経済状況が厳しかったのは2年ほど前。
- ・母親の金銭感覚が乏しく、浪費癖がある。
- ・兄妹ともに、不登校傾向。学校に連絡なく欠席する事がある。数日、家庭と連絡がつかないことが時々ある。兄は、中学校に登校していた当時、風呂に入っている様子が見られなかった。
- ・妹は、自分で制服等を洗濯している。
- ・父親は支援を受けている関係機関や学校などにクレームをつけることが多い。兄妹が学校を欠席した上、自宅に明かりが付いていないことを心配し、学校が警察に連絡したときも、「何も悪いことをしていないのに、なぜ警察に連絡するのか」とクレームをつけたことがあった。
- ・父親は現在、施設（ショートステイ）に入所している。

(スクールカウンセラーの関わり)

- ・当該生徒とのカウンセリングで家庭の状況を把握。本人の了承を得て学校に情報を伝えたことが、その後の対応に役立った。

(関係機関の関わり)

- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育委員会、市福祉部の家庭支援員、民生児童委員、警察署員、が連携して指導・支援してきた。その結果、経済的に危機的な状態からは脱している状態。生徒も登校できるようになった。今後は子どもたちの自立を支援していく方向。

【事例3】生徒のよりよい人間関係づくりのための活用事例 (16)

- ・生徒会主催の全校集会「人との関わりについて考える～居心地の良い学級づくり～」の中で、スクールカウンセラーが講話の時間を担当し、その中で「仲間さがし」というエクササイズを実施。
- ・生徒の感想の中には、非言語的な活動により、生徒は言葉の大切さを改めて実感するとともに、表情・態度・感情などの言葉では伝えきれない部分に心を傾ける体験ができたというものがあった。
- ・この講演会をきっかけに、学級担任の「生徒の居場所づくり」に対する意識が高まり、各学級においても構成的グループエンカウンターなどを実施するなどして学級経営に生かすことができた。
- ・また、学年の行事や実情に合わせて講話会を実施した学校もあった。内容は、1年生は「スクールカウンセラーという職業に就いたきっかけや実際に働く中で感じていること」2年生は「ネットと生活習慣」、3年生は中学総体前に「緊張やプレッシャーと仲良く付き合うワーク」、受験前に「受験に向けてプレッシャーとの向き合い方」など。タイムリーに実施できたことでとても効果的であった。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

- ・生徒や保護者、または生徒と保護者一緒の相談件数が、平成26年度は8,294件であったが、平成27年度は8,451件と、154件増加している。各校とも生徒指導上の課題を的確にとらえ、その課題解決の一助として、積極的にスクールカウンセラーの活用を生徒と保護者に促している結果と考える。
- ・生徒等とのカウンセリングにとどまらず、事例検討会、PTA講演会、全校集会、ケース会議等、各校において特色ある取組を実施し、不登校やいじめをはじめとする生徒の問題行動等の対応について研修を行っている。
- ・特別な支援を要すると思われる児童生徒やその保護者に対する相談にスクールカウンセラーを早期に活用することにより、学校と保護者の共通理解が図りやすくなり、児童生徒にとってよりよい学習・生活環境を整えることにつながっている。

(2) 今後の課題

- ・スクールカウンセラーの勤務時間と関係教職員との勤務時間（時間割）との兼ね合いもあり、担任とのコンサルテーションの時間の確保や教職員との相談時間の確保等が課題である。
- ・学校によっては希望者が多く、またカウンセリングを勧めたい生徒もいるため、カウンセラーとの時間調整で苦慮しているとの声もある。配置時数の増加に対する要望が多い。

山形県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成27年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

いじめや不登校等児童生徒の問題行動への対応のため、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者をスクールカウンセラー又はスクールカウンセラーに準ずる者として、小学校・中学校・高等学校に派遣して、学校におけるカウンセリング機能を高める。

（2）配置・採用計画上の工夫

義務教育では、拠点校方式（中学校を拠点校とし、近隣地域の中学校を対象校とする方式）である。また、中学校が対象校になっていても、当該校や地域の実情に応じて近隣の小学校の児童との教育相談活動を実施できる。拠点校の決定については、県内4教育事務所管内ごとに、各市町村教育委員会からの情報を集約し、課題を抱えている優先順位の高い中学校に配置する。

高校教育課では、県教育委員会で特に必要があると認められる6校を最重点校として配置する。

（3）配置人数・資格・主な勤務形態（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

※配置人数

小学校	:	0校
中学校	:	56校
中等教育学校	:	0校
高等学校	:	6校
特別支援学校	:	0校
教育委員会等	:	1箇所（県教育委員会にエリアスクールカウンセラーとして）

※資格

（1）スクールカウンセラーについて：

①臨床心理士	48人	（※①②の資格を重複して所持している人は、①の資格者として記載する。）
②精神科医	0人	
③大学教授等	1人	

（2）スクールカウンセラーに準ずる者について

- ①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 5人
- ②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 8人
- ③医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 0人

※主な勤務形態について（配置時間等については、複数記載してもかまわない。）

単独校	6	高等学校	(週1日・1回4時間・23週)
拠点校	56	中学校	} (週1日・1回6時間・35週、週2日・1回3時間・35週)
対象校	253	小学校	
県教育委員会			(無配置校3校に2回ずつ、その他緊急時に必要に応じて派遣)

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

県全体での研修会、教育事務所ごとの研修会を設定するとともに、山形県スクールカウンセリング協会と連携し、支援・相談に係る資質・能力の向上を図っている。

(2) 研修回数（頻度）

県全体での研修会を年2回、教育事務所ごとの研修会を年2回開催し、希望制で参加を募っている。この他、山形県スクールカウンセリング協会主催の研修会に参加している。

(3) 研修内容

県単独で実施している教育相談員（中学校40校配置）と、国の補助事業によるスクールソーシャルワーカー活用事業と合同の研修会を開催し、各地域における小中間の情報共有や連携強化とともに、その専門性に係る資質・能力の向上を図っている。

①第1回教育相談員等研修会「児童生徒理解と特別支援教育の視点に立った相談活動の在り方」

（講師：開善塾教育相談研究所 相談部長）

②第2回教育相談員等研修会「不登校児童生徒の支援について」（講師：FR教育臨床研究所 所長）

③各教育事務所主催による研修会「いじめ・不登校の未然防止と早期の適切な対応について」

(4) 特に効果のあった研修内容

具体的な事例を基にした実践発表と協議・情報共有

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○S Vの設置 有り

○活用方法

県教育委員会は、スクールカウンセラーとして任命した者のうちから特に臨床経験が豊富である者をエリアカウンセラーとして県教育委員会に置き、スクールカウンセラー全体の資質向上を図るため、必要に応じてスクールカウンセラーに対する指導・助言（スーパーヴィジョン）を行う。

平成27年度実績（中学校5校・9回）

(6) 課題

- ・臨床心理士としての資質向上に向けた、より専門性の高い研修機会の設定
- ・関係諸機関との連携による支援等を行う学校内の体制づくり及びその一員としてのSCの対応

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】児童虐待ための活用事例（④）

a 小学校4年の男子児童A男は、学級でも落ち着かない生徒であり、担任も家庭の様子がどうなのか気になっている生徒であった。また、低学年の頃からアザのようなものが見られることが多く、学校では虐待の可能性も視野に入れ、ケース会議や関係機関との連携もとりながら、実態把握を行ってきた。担任がA男から家庭での様子を聞いたところ、A男は母親から厳しくしかられることはあるものの、虐待であるとは判断しきれない状況であった。

A男の学校での様子が心配であることやアザのこともあり、母親からも話を聞き、その様子や情報をもとに、今後のアセスメント、計画を立てていくことになった。担任から、A男の学校での様子について気になることがあるため、学区内のb中学校に派遣されているスクールカウンセラーと母親の相談の場面を設定したいと申し出た。母親は、申し出を了承し、後日カウンセリングが行われた。

カウンセリングの中で、母親がA男の家庭での様子に手を焼き、関わり方について悩んでいること等が分かった。担任と母親の情報からA男にはADHD傾向があり、多動で、学校生活・家庭生活両方において常に安全上の配慮が必要であることが確認された。母親の虐待の疑いはこのような状況から行き過ぎた躰があったために生じたことであると考えられた。スクールカウンセラーからは落ち着かない子供に対して親としてどのように関わっていけばよいかの助言が与えられた。

このカウンセリングを通して、状況は改善された。もちろん、他機関と連携しながら、引き続き経過観察を継続している。

【事例2】小中連携のための活用事例（⑭）

小学校6年生B男は、不登校傾向が続いており、母親の精神状態に、大きく左右される傾向にある。担任は校長、教頭、養護教諭と相談し、同学区の中学校に配属されているスクールカウンセラーにカウンセリングを要請した。

スクールカウンセラーは中学校配置のため、自家用車での移動ができないという理由もあったが、B男は来年度中学に進学するため、スクールカウンセラーを通して中学との橋渡しを行えばとの意図もあり、B男と母親は中学校のカウンセリングルームで面談を行った。母親と一緒にカウンセリングを受け、B男も母親もカウンセラーに対して、好印象を抱いたようであった。その後も何度か面談を重ねることができたが、様子をうかがいながら、中学校の養護教諭や教頭が顔を出したりして、B男の中学校に対する抵抗感を少しでも減らせるように心がけた。カウンセリング日誌にA男との面談の様子を記載し、そこから、入学に向けてカウンセラーから見た配慮事項等を作成してもらい、次年度のクラス替えにも反映させた。

次年度、B男は中学校に入学することになったが、養護教諭とスクールカウンセラーは、変更にならなかったため、B男と母親とのカウンセリング、面談を継続しながら、現在に至っている。母親も様々な悩みを相談してすっきりして帰るため、精神状態もほぼ安定しており、B男は、たまに休むこともあるが、中一ギャップもなく、登校することができている。

【事例3】校内研修のための活用事例（⑮）

- ・日常的な教職員へのコンサルテーションをはじめ、教職員研修においてQ-Uテストの結果を読み取り、学級集団のアセスメント方法についての研修やルールづくりにつなげるとともに、リレーションづくりのための教師のリーダーシップの取り方について指導を受けている学校がある。
- ・中学校3年生に対するストレスマネジメントの授業実践において、スクールカウンセラーに指導補助等をお願いしている。
- ・発達障害を抱える生徒への感情表現や場面对応等に向けて、ソーシャルスキルトレーニング実施の指導・助言を得ている。このことと、定期的なカウンセリングをリンクさせ、中長期的な対応・支援の計画づくりにつなげている。
- ・交通事故やいじめ等の緊急事案派生の際の、教員体制の在り方、子どもたちへの接し方について指導を受けている学校がある。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

- ・県教育委員会の調査によると、県内の小中学校において、スクールカウンセラーと学校が支援を行い改善が見られた事例の割合は、以下のとおりである。

① いじめ・暴力行為・その他の問題行動について〔80.2%〕

② 不登校について〔年間30日以上欠席：50.6%、年間30日未満の欠席80.0%〕

以上の数値により問題行動等については、スクールカウンセラーによる児童生徒へのカウンセリングに基づいたアセスメントをベースに、組織的・計画的な対応を実施することで改善につながる事がわかる。また、不登校については、年間30日未満の「初期段階」の支援が極めて有効であるという結果が出ている。

①、②ともに昨年度の数値よりも高く、改善率が上がっている。

- ・学校側で、スクールカウンセラーと協働で問題解決にあたっていこうとする雰囲気が高まっている。スクールカウンセラーの役割が明確になってきている学校が増えてきている。

(2) 今後の課題

- ① 臨床心理士の資格を持つ人材が、県内には限られた人数しかいない。県スクールカウンセリング協会（県臨床心理士会）とも連携の上、適切な人材確保を行っていくことが課題である。地域的な格差もあり、人材が足りない地域へ、他の地域から遠距離通勤をお願いしていたり、いくつかの学校を掛け持ちで補ったりしている実情もある。
- ② 国の1/3の補助事業を活用しているが、県の財政当局には人件費の上乗せは不可能である旨を申し渡されている。平成28年度は中学校の総数98校（分校を除く）のうち、拠点校として配置している中学校は56校にとどまっているが、全校配置に拡充するだけの財源が確保できない。
- ③ 現在、義務教育の配置校には一日6時間、週1回（年間35週）を上限に派遣しているが、近隣の公立小中学校からの要望もあり、その全てを配置校で活用できない状況にある。スクールカウンセラーの全校配置と同時に、勤務形態の増加が課題である。

福島県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成27年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

不登校、いじめ、暴力、高校の中途退学など、児童生徒の問題行動が多様化・深刻化する状況を踏まえ、スクールカウンセラー等の配置により、教育相談体制の充実を図り、問題行動の未然防止と早期解決を図る。

また、東日本大震災による被災地域の学校及び避難している児童・生徒を受け入れている学校等の児童・生徒等の心のケア、教職員・保護者等への助言・援助、医療機関等関係機関との連絡調整等を行い、児童生徒がPTSD（心的外傷後ストレス障害）等にならないように心の回復を支援することを目的とする。

（2）配置計画上の工夫

県教育委員会は、学校の実態及び被災地域の学校や避難している児童・生徒の受入状況、公立学校からの派遣要請等を踏まえて派遣計画を立案し、中学校・高等学校及び小学校に対して、スクールカウンセラーを配置している。

また、中学校に派遣されたスクールカウンセラーは、派遣中学校区内で、スクールカウンセラーが未配置の小学校についても同様の職務を行い、義務教育の児童生徒全体をカバーするよう配慮している。

（3）配置人数・資格・勤務形態（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

【配置人数】

小学校	: 116校
中学校	: 220校
高等学校	: 94校
特別支援学校	: 2校

【資格】

○スクールカウンセラーについて

①臨床心理士	128人
②精神科医	0人
③大学教授等	5人

○スクールカウンセラーに準ずる者について

①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者	28人
②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者	41人
③医師で心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について1年以上の経験を有する者	0人

【勤務形態】

単独校配置	小学校	116校	(週1日・1回6時間)
	中学校	89校	(週1日・1回6～12時間)
	高等学校	94校	(週1日・1回4～6時間)
	特別支援学校	2校	(週1日・1回6時間)
拠点校配置	中学校	131校	(週1日・1回6時間)

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

- ①スクールカウンセラー新卒者対応研修会
- ②域別スクールカウンセラー等研修会（6地区）
- ③福島県スクールカウンセラー合同研修会（県臨床心理士会 主催）
- ④教育相談担当者研修会
- ⑤各種生徒指導関係研修会等のスクールカウンセラーへの案内

(2) 研修回数（頻度）

- ①スクールカウンセラー新卒者対応研修会 年3回
- ②域別スクールカウンセラー等研修会（6地区） 年1回
- ③福島県スクールカウンセラー合同研修会（県臨床心理士会 主催） 年1回
- ④教育相談担当者研修会（6地区） 年1回
- ⑤各種生徒指導関係の講演会のスクールカウンセラーへの案内 その都度

(3) 研修内容

①スクールカウンセラー新卒者対応研修会

緊急スクールカウンセラー等派遣事業において、県内の公立小・中・高等学校に配置された大学院等新卒、または今年度から新たにスクールカウンセラーとして勤務している者等を対象に、講義、講話、研究協議、事例研究、情報交換等の専門的な研修会を開催することで、スクールカウンセラーとしての資質向上を図る。

- ・ 各地区の経験豊かなリーダー的存在のスクールカウンセラーによる講義・講話
- ・ テーマを設定しての研究協議及び情報交換、事例研究
- ・ スクールカウンセラー等との個別懇談

②域別スクールカウンセラー等研修会（6地区）

緊急スクールカウンセラー等派遣事業において県内の公立小・中・高等学校に配置されたスクールカウンセラー等を対象にして、教育事務所ごとに講義、講話、研究協議、事例研究、情報交換等の専門的な研修会を開催することで、スクールカウンセラー等の資質向上を図る。

- ・ 福島大学子どものメンタルヘルス推進室の講演
- ・ 各地区の経験豊かなリーダー的存在のスクールカウンセラーによる講義・講話
- ・ 教育事務所の担当指導主事等による講義・講話
- ・ テーマを設定しての研究協議及び情報交換、事例研究
- ・ スクールカウンセラー等との個別懇談 など

③福島県スクールカウンセラー合同研修会（県臨床心理士会 主催）

震災・原発事故を契機に児童生徒の心のケアを図ることが急務となり、準スクールカウンセラーの比率が増加した。以前は臨床心理士を対象とした県臨床心理士会スクールカウンセリング委員会が主催する研修会に、会員以外の準スクールカウンセラーも参加可能とし、より専門性を高めることができる機会を設定した。

- ・ 県の指導主事から生徒指導、心のケア等の取組状況の講演
- ・ 事例研究
- ・ 域別の情報交換

④教育相談担当者研修会（6地区）

スクールカウンセラーの有効活用を通して、不登校児童生徒等への組織的な対応を目指した研修及び、いじめ問題・発達障がい・児童虐待等、今日的な課題に対応する研修を実施することにより、

教育相談担当者等の資質向上を図る。

- ・東日本大震災で被災した子どもの心のケア及び不登校問題等に対応するため、学校内での教育相談指導体制の充実についての研修
- ・児童生徒への組織的な対応を目指した研修及びいじめ・発達障がい・児童虐待等今日的な課題についての研修

※①の研修会と合同で開催する等して、スクールカウンセラーと教職員との連携強化を図る機会としている。

⑤各種生徒指導関係研修会等のスクールカウンセラーへの案内

県教育委員会が主催、講演する生徒指導や心のケア関連の講演会等の案会をスクールカウンセラーにも周知し、課題となっている教育問題や学校の取組について理解を深めることができるよう配慮している。

(4) 特に効果のあった研修内容

②域別スクールカウンセラー研修会（6地区）

福島大学子どものメンタルヘルス支援事業推進室との連携し、震災後の子どもと親のメンタルヘルスに着目した支援の在り方について指導助言を受けた。地元の大学と、スクールカウンセラーとが今後の連携を深めて行く上でも有意義であった。

③福島県スクールカウンセラー合同研修会（県臨床心理士会 主催）

準カウンセラーは行政で実施する研修会以外で、地域のスクールカウンセラーと情報交換する機会が持てない状況にある。特に専門性の高い臨床心理士と一緒に、研修を行える機会は有意義で、横の連携の強化につながっている。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置

無

○活用方法

無

(6) 課題

震災・原発事故以降から6年目を迎えているが、様々な要因が複雑に絡み合った児童生徒の問題行動（特に不登校）が発生している。児童生徒のみならずストレスを抱えた保護者の支援も含めた取組が今後益々重要になってくる。その為にも、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーとの効果的な連携の在り方や、行政機関や学校での適切なコーディネート力を向上させる研修体制の構築が課題となっている。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】新たな不登校徒を出さないための活用事例（①不登校）

中学校において、組織的な対応にスクールカウンセラーを位置づけ、チームによって不登校の未然防止を図った。スクールカウンセラーと教員が「新たな不登校を出さない」との共通認識を持って対応したことにより、不登校の出現率を低下させることができた。

(1) スクールカウンセラーと校内組織の連携

スクールカウンセラーの出勤日に生徒指導部会、不登校対策委員会を位置づけ不登校生徒への支援について協議した。また、スクールカウンセラーと教職員の面談を位置づけ、互いの顔が見える体制を整えた。

(2) 不登校になりがちな時期への対応

中学校における不適応がおきがちな時期をピックアップし、教職員が意識して生徒観察をし、

声かけやチャンス相談を行ってきた。

(3) 初期不登校傾向生徒の把握の工夫

欠席、遅刻、早退を担当以外も把握できるよう出欠確認を工夫し、学年・学校全体で不登校傾向の生徒の把握に努めた。また、小学校からの引き継ぎで年10日以上欠席がある生徒についてスクールカウンセラーとも情報を共有し、入学後の状況を観察するとともに、意図的な対話を持った。

(4) 横の連携

養護教諭、生徒指導主事がコーディネーターとなって、遅刻、早退、出席などの記録から心配と思われる生徒のカウセリングについて学年主任と協議した。各担任から該当生徒の関わりを強化させるとともに、不適応傾向の素因や誘因が見えない場合などについてスクールカウンセラーのカウセリングを実施した。

(5) コンサルテーションの充実

カウセリング日には、該当生徒の学年主任、担任及び養護教諭、生徒指導主事が参加しスクールカウンセラーを交えて、今後の支援の方向性について協議した。それぞれの立場から生徒にとってより効果的で実行性のある関わり方、また、保護者へのアプローチの仕方などについて意見を交わした。

【事例2】中学校配置SCが未配置校小学校と連携した活用事例（⑭小中連携）

本県では震災・原発事故以降、中学校にスクールカウンセラーを全校配置している。小学校については、避難した児童生徒が多く在籍する学校へ配置しているが、半数以上が未配置校となっている。小学校の面談の需要については、学区の中学校に配置されているスクールカウンセラーを活用する体制を整えている。小学校への心理的支援が充実できれば、やがては中学校へ入学する児童であることから、生徒指導上の諸問題に対して早期対応が図られた。

(1) 小・中学校の教員が、今後の連携の在り方などについて協議会を実施、その際、小学校の教職員にもSCを紹介している。また、小学校の学校だよりによりスクールカウンセラーの紹介と相談申し込みの手続きについて記載した。

(2) スクールカウンセラーが小学校の授業観察等を実施し、行動面で気になる児童について担任や保護者と面談を実施している。

(3) 2つの小学校は中学校から距離的に近いことから、小学校にも面談室を準備し、保護者や児童の状況に応じ、カウンセラーが移動し、相談業務を実施している。（中学校での相談も可）

(4) 定期的に小中の養護教諭が集まり、ケースについて情報交換し、兄弟関係で問題を抱えている保護者への支援状況等について共通理解を図った。

(5) スクールカウンセラーのコーディネートについては、中学校の教頭が行い、連絡調整を行うことにより、学区内の教育相談体制の充実が図られた。

【事例3】校内研修会での活用事例（⑮校内研修）

中学校において、教員を対象としたカウセリング研修を実施した。当該校では、生徒指導上の問題として「不登校」「良好な人間関係が構築できない」をあげている。その要因として、複雑な家庭環境、生育歴、小学校1校のみの入学による人間関係の固定化等、多様であることから対応に苦慮する場面が多い。研修会では次にあげることについて講義を受けた。

(1) 個別ケースにおけるアセスメントについて

(2) アセスメントにもとづいた支援の在り方について（家庭、関係機関との関わりも含めて）

(3) 個別面談時のカウセリング技術について（助言と受容の関係等）

研修を通して、対象生徒に対する支援を共通理解のもと行うことができるようになった。その結果、対象生徒の精神的安定につながり、欠席も減少した。不適応をおこす場面が多く減少している。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

スクールカウンセラーの配置校全てにおいて、活用状況とその効果についてアンケート調査を実施している。学校とスクールカウンセラーの共通理解、情報共有、信頼関係等の設問項目に対しては、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の割合は97%以上となっている。震災により配置校数が急激に拡大したことに対応するために、スクールカウンセラー活用についてまとめたリーフを配付し、効果的な活用を図るための啓発活動や、全小・中・高等学校を対象とした教育相談担当者協議会を悉皆研修として開催し、校内での効果的なコーディネート事例発表等を行ったことにより、学校内でのスクールカウンセラーの位置づけや活用について理解が図られてきたと思われる。また、スクールカウンセラーの活用が図られ、効果を上げているとの設問には「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の割合は97%であり、スクールカウンセラーの活用によって、成果が見られた内容として、不登校の減少47.6%、震災、原発事故関係の心のケア25.5%、いじめの減少13.6%等が上げられている。震災・原発事故以降の問題行動調査のデータをみると不登校の増加傾向は改善されていない。世界でも類をみない原発事故により、未だにふるさとに戻れずに、家族とともに不安定な生活を余儀なくされた児童生徒、及び県内全域の児童生徒にとって、スクールカウンセラーの配置は本県の学校教育における生徒指導の充実に寄与している。

(2) 今後の課題

震災・原発事故から6年目を迎え、避難生活の長期化や風評被害、貧困、放射線の影響への心配等、様々な要因が複雑に絡み合った問題行動事案も多く見られるようになってきている。また、スマートフォン等の普及にともないSNS等におけるいじめ事案などの発生も見られている。今後、カウンセラーの資質向上を図る研修の工夫改善はもとより、スクールカウンセラーが児童生徒の置かれている現状をより理解できるような情報提供が必要と考えられる。特にネット環境における様々な問題事案について理解を深める機会を設定していきたい。また、問題行動の背景が複雑化する中、スクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーの連携が効果的に図られるよう、学校ばかりではなく各教育事務所の担当指導主事のコーディネート力の向上を図ることも課題となっている。本県は県外カウンセラーの割合が大きいことから、適切に医療につなげたり、相談者のニーズにあった地域資源の活用が図られるよう、情報提供や県内カウンセラーとの横の連携充実ができるような研修や連絡体制を整えることも必要と考える。

茨城県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成27年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

暴力行為、いじめ、不登校等の児童生徒における問題行動等の未然防止、早期発見及び早期解決を図るため、公立小・中学校等にカウンセリングに関し高度で専門的な知識、経験を有するスクールカウンセラーを配置し、教育相談体制を充実させる。

スクールカウンセラー配置校においては、学校の特色、児童生徒の実態に応じた課題を設定し、スクールカウンセラーの有効かつ円滑な活用についての調査研究を行うものとする。

（2）配置計画上の工夫

より有効なスクールカウンセラーの活用を図るため、各学校の実態等を踏まえ、単独校、拠点校、対象校に分類し、配置している。中学校1校を単独校または拠点校とし、拠点校の近隣地域の他の学校1校または2校を対象校としている。

（3）配置人数・資格・勤務形態

① 配置人数について

小学校	:	130校
中学校	:	221校
中等教育学校	:	2校
高等学校	:	26校

② 資格について

（ア）スクールカウンセラーについて

・臨床心理士	:	74人
・大学教授等	:	4人

（イ）スクールカウンセラーに準ずる者について

- ・大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 : 17人
- ・大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 : 15人

③ 勤務形態について

・単独校	中学校	5校（週1日・1回7時間）
・拠点校	中学校	126校（月2日・1回7時間）
	高等学校	14校（年32回・1回4時間）
・対象校	中学校	90校（月2日・1回7時間）
	小学校	74校（月1～2回・1回7時間）
	中等教育学校	2校（年32回・1回4時間）
	高等学校	12校（年32回・1回4時間）
・派遣型校	小学校	56校（年3回・1回3時間）

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

全スクールカウンセラー

(2) 研修回数（頻度）

年1回

(3) 研修内容

「スクールカウンセラー配置事業に係る連絡協議会」において、「前年度の成果と課題」について協議

(4) 特に効果のあった研修内容

授業プログラムについての具体的な取組に関する情報交換・改善に向けた協議

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

S Vの設置 : 無

(6) 課題

年度初めに「スクールカウンセラー配置事業に係る連絡協議会」の中で研修を実施しているところだが、年度途中において改善を図ることができるよう体制の見直しが必要である。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】不登校解消のための活用事例（①）

【概要】

A中学校は不登校生徒が各学級におり、校内における生徒指導体制により学校全体で支援にあたる一方で、スクールカウンセラーを積極的に活用し、一つ一つの不登校事案に対応した。

【経過・対応等】

- ・スクールカウンセラーが、面談とおして不登校生徒やその保護者と十分なかかわり合いをもつことにより、当該生徒の心情や学校・家庭での状況把握をより適切に行った。
- ・学級担任や学年職員は、学年会においてスクールカウンセラー同席のもとケース会議を実施し、当該生徒や保護者への対応について、スクールカウンセラーから細かな助言を受けた。
- ・生徒一人一人についての理解と対応方法及び学級集団の状態と今後の学級経営の方針を把握することができるアンケートについて、効果的な活用に向けて具体的な助言を受けた。

【結果】

- ・学級担任や学年職員は、一人一人の不登校生徒及びその保護者に対して、スクールカウンセラーの助言を得ながら、適切に対応することができた。
- ・スクールカウンセラーとかかわりをもった多くの生徒が、登校できたり、進学等への意欲を高めたりすることができた。
- ・特に、スクールカウンセラーが、保護者にとっての精神的な支えとなる事例が多かった。

【事例2】小中連携のもと問題行動の未然防止及び早期発見・早期対応を図るための活用事例（⑭）

【概要】

B中学校区において、スクールカウンセラーがファシリテーターとなり、小中PTAと教員による生徒指導に係る合同研修会を実施した。

【経過・対応等】

- ・夏季休業中、中学校を会場として実施した。
- ・人間関係づくりに役立つ構成的グループエンカウンターを行った後、いじめ未然防止のための授業づくり・集団づくりについての研修を行った。

【結果】

- ・スクールカウンセラーがファシリテーターとなり、学校と保護者が、それぞれの思いを自然に伝え合うことができた。様々な意見のやり取りの中で、教職員自身に気づきや自発的な発見があった。
- ・グループエンカウンターを行うことにより、それぞれが、かかわり合いを持つことができ、その後も情報共有、情報交換がスムーズにできるようになった。
- ・小中合同で実施したことにより、多様な質問が数多くあり、小中学校それぞれの教職員が視野を広げることにつながった。

【事例3】適切な生徒理解のための活用事例（⑯）

【概要】

C中学校では、スクールカウンセラーと養護教諭、生徒指導主事が共同で学級活動（構成的グループエンカウンター）の指導案を作成し、1学年の学級を対象に授業を実施した。

【経過・対応等】

- ・スクールカウンセラーと養護教諭がファシリテーターとなり、学級担任と協力して授業を進めた。
- ・生徒は5名ずつのグループに分かれ、構成的グループエンカウンター『人間コピー』に取り組んだ。生徒たちは互いに協力しながら作業を進めた。スクールカウンセラーと養護教諭、学級担任は生徒の様子を丁寧に見取りながら、声掛けをした。
- ・生徒たちはグループ内や学級全体でシェアリングを行い、最後にスクールカウンセラーが補説を行った。

【結果】

- ・生徒たちは協力しながら作業を進め、互いに頑張りやよさを認め合うことができた。
- ・生徒同士の間関係だけでなく、生徒とスクールカウンセラーや養護教諭との人間関係づくりが促進され問題行動の未然防止と相談体制の充実が図られたと考えられる。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

○ 平成27年度スクールカウンセラー関係事業に係る調査（SC対象・学校対象）結果 [抜粋]

No.	対象	設問	調査結果					
1	学校	SCを活用した校内研修の回数	平均 4.4回					
2	学校	SCを活用した授業プログラムの回数	平均 2.2回					
3	学校	SCが生徒指導部会, 教育相談部会に参加	参加:43.3% 不参加:56.7%					
4	学校	SCによる教職員への支援や助言(校内研修を含む。)の状況	とてもよい	よい	やや努力を要する	努力を要する		
			69.2%	26.9%	3.6%	0.4%		
5	学校	SCへの年間相談件数に占める不登校に関する相談割合	10%未満	20%未満	30%未満	40%未満	50%未満	50%以上
			26.7%	18.2%	11.3%	8.1%	7.7%	27.9%
6	学校	SCへの不登校に関する相談のうち状況が好転した割合	10%未満	20%未満	30%未満	40%未満	50%未満	50%以上
			31.0%	13.6%	16.5%	3.7%	7.6%	27.3%
			十分できている。	部分的にはできているが要検討課題	できていない。早急な検討課題	できていない。実施が難しい。		
7	SC	児童生徒・保護者等の客観的な情報について, 学校からSCへの伝達	66.9%	29.0%	2.3%	0.7%		
8	SC	不登校対策支援委員会へのSCの参加	11.7%	26.4%	32.1%	29.8%		
9	SC	SCが対応可能な反社会的問題がある児童生徒へのSCの活用	36.0%	39.9%	20.2%	3.9%		
10	SC	養護教諭によるSCとの情報交換・相談等	74.0%	20.9%	3.5%	1.6%		

- ・学校は, 効果的な相談に向け, 相談者に関する客観的な情報をスクールカウンセラーに伝えることができてきている。
- ・スクールカウンセラー活用に向けた校内体制が整備された学校では, スクールカウンセラーと教職員との協力体制等により, 情報交換や対応がより丁寧にできるようになった。
- ・その結果, 不登校の状況が好転している割合が高い。
- ・発達障害及びその疑いのある児童生徒への対応において, スクールカウンセラーの専門的な助言が有効であった。
- ・構成的グループエンカウンターの活用について, スクールカウンセラーの専門的な助言が有効であった。

(2) 今後の課題

- ・スクールカウンセラー活用に向けた校内体制の整備状況について, 学校間の格差が大きい。今後, 校内体制の整備が進んだ好事例を一層周知していく必要がある。
- ・特にスクールカウンセラーを活用した授業プログラムの実施について, 学校間・教員間の意識の差が大きい。問題行動等の未然防止に向けて, スクールカウンセラーと連携した授業プログラム実施が有効であることを改めて周知徹底していく必要がある。

栃木県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成27年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

- 児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者をスクールカウンセラー又はスクールカウンセラーに準ずる者として公立の小学校、中学校、高等学校に配置し、学校の教育相談体制の充実を図るとともに、スクールカウンセラー等の活用、その効果等に関する実践的な調査研究を行い、児童生徒の問題行動等の解決に資する。また、本事業をより円滑に実施するため、スーパーバイザー制度を取り入れ、学校及びスクールカウンセラー等への支援を行う。

（2）配置・採用計画上の工夫

- 小学校における相談要望の増加やスクールカウンセラーを幅広く活用する観点から、拠点校方式（中－中配置及び中－小配置）による配置を基本としている。問題行動等の発生率の高い8学級以上の中学校への配置を平成25年度までに完了した。平成26年度から、スクールカウンセラーの配置率の低い地区の中学校に新たにスクールカウンセラーを配置するとともに、スクールカウンセラーの配置されていない小学校や高等学校への緊急時の対応や相談体制の支援等を行うために、各教育事務所管内にスーパーバイザーを1名ずつ配置した。

（3）配置人数・資格・主な勤務形態（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

○配置人数（拠点校方式及び2校兼務の者もいることから、配置校数で計上）

小学校	: 262校（うち対象校262校）
中学校	: 148校（うち対象校23校）
高等学校	: 14校（うち対象校8校）

○資格

1）スクールカウンセラーについて

- ① 財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定に係る臨床心理士
- ② 精神科医
- ③ 児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有し、学校教育法第1条に規定する大学の学長、副学長、教授、准教授又は講師（常時勤務をする者に限る）の職にある者

- ① 臨床心理士 64名
- ② 精神科医 0名
- ③ 大学教授等 7名

2）スクールカウンセラーに準ずる者について

- ① 大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者
 - ② 大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者
 - ③ 医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者
- ① 7名
 - ② 28名
 - ③ 0名

○勤務形態について

拠点校	1 2 5 中学校	:	週 1 回 7 時間 4 5 分または週 2 回各 4 時間
対象校	2 6 2 小学校、2 3 中学校	:	月 1 回 7 時間 4 5 分または月 2 回各 4 時間
拠点校	5 高等学校	}	:
対象校	8 高等学校		
単独校	1 高等学校	:	週 1 回 7 時間 4 5 分を年間 4 0 週（3 部制の高等学校のため）

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

- (1) 研修対象
- (2) 研修回数（頻度）
- (3) 研修内容
- (4) 特に効果のあった研修内容

※ 県教育委員会主催での研修会は実施しておらず、県臨床心理士会が実施する研修会への参加を周知している。また、県のSC担当者も年2回の研修会に参加して講話を実施したり、年に2度、臨床心理士会と県教育委員会とで共通理解を図るための打合せを設けたりしている。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 有り

○活用方法

- ・重大な学校事故等への対応
- ・臨床心理的訓練を必要とする者への援助
- ・学校の教育相談体制への助言及び支援
- ・学校への総合的援助（いじめの防止対策推進法における教育相談体制整備等を含む）
- ・スクールカウンセラー等への適切な指導・援助

(6) 課題

- スクールカウンセラーの配置拡充に当たり、スクールカウンセラー等の資質の維持・向上を一層図る事が求められるため、研修の機会を確保していくことが必要である。
- 県全体の研修会だけでなく、各地区のスーパーバイザーを活用した小規模ながら確実に実施可能な研修会の在り方も模索する必要がある。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】学校不適応児童への対応についてのコンサルテーションの活用事例（⑦⑧⑨）

- 5年男子児童は3年生の時から学校生活に不適応を起こし、別室登校を続けていた。4年生では母子ともに市の相談室を利用してカウンセリングを受けていたが、相談員が退職したことにより、担当のスクールカウンセラーが関わることとなった。

不適応の原因は本人の性格的なものであるが、両親はそれを認めず厳しく叱責することが多く、改善が見られないでいた。

そこで、スクールカウンセラーが本人及び保護者に対してカウンセリングを行うとともに、教員にコンサルテーションを行い、保護者に対して子どもに働きかける具体的な手立てを示すことや、関係機関と連携を図っていくことを助言した。

【事例2】不登校生徒および保護者への対応事例（⑩⑪）

- 中学3年女子生徒が、5月下旬から不登校状態となった。学校としては改善に向けて取り組んでいたが、保護者は学校の指導内容に批判的であり、協力が得られないでいた。

そこで、担任と保護者との面談の際にスクールカウンセラーが同席し、保護者の意見に傾聴するとともに、発達障害に対する見解と対応の手立てを客観的な立場から助言した。また、面談後は担任にコンサルテーションを行い、生徒への関わり方や保護者との連携の仕方について助言をした。

保護者の意見を傾聴したことにより、保護者の学校に対する抵抗感の緩和が図られた。また専門的な見地から具体的な対応の手立てを提供し、教員が実践したことで、課題の改善に向けて学校と家庭が協力するような意識が高まった。

【事例3】PTA研修会における活用事例（⑮）

- 保護者、教職員を対象に「子どもの発達と親の役割」、「母性と父性の関係や世代間伝達」、「チーム社会の考え方」、「子どもを取り巻くネット環境」などについて具体的な事例を紹介した講話を行った。

参加者からは、「専門的な内容を分かりやすい言葉で伝えていただき、理解が深まった」、「子どもへの接し方の不安が解消された」など、肯定的な感想が出されていた。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールカウンセラー等活用事業の成果

- 不登校や集団不適応、問題行動等の児童生徒及び保護者へのカウンセリングにより、親子の精神的安定が図れ、問題の早期解決につながった。
- カウンセラーのコンサルテーションや研修会により、教師の生徒理解や相談技能が向上した。
- 担任が児童生徒の問題行動について気軽にカウンセラーに助言を受けることにより、問題やその背景についての理解が深まり、自信をもって指導できるようになった。
- 学校だけでは対応が困難であるケースについても、医療機関等につなぐことで、学校・医療機関・SCが連携して対応し、改善することができた。

（2）今後の課題

- 教育相談体制の充実に資する研修と児童生徒への相談時間の確保の調整・両立が難しい。
- スクールカウンセラーと全教職員との連携が十分に図られていない学校も見られる。
- 学校におけるスクールカウンセラーコーディネーターの技量により、活用に差が見られる。
- 対象校への勤務時数に偏りが見られ、SCを効果的に活用できない。

群馬県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成27年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

学校の教育相談機能の充実やいじめ・不登校等に関する相談対応の充実、さらに家庭環境等の問題を抱える児童生徒への支援の充実のために、公立の小・中学校、高等学校、中等教育学校に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー等を配置している。

（2）配置計画上の工夫

公立の小・中学校、高等学校、中等教育学校に全校配置しているため、学校の規模や不登校の人数等により、スクールカウンセラー等の勤務形態を変えて配置している。

できる限り中学校区の小中学校に同じスクールカウンセラー等を配置し、小中学校の連携をとりやすくしている。

（3）配置人数・資格・勤務形態

小学校	: 315校
中学校	: 162校
中等教育学校	: 2校
高等学校	: 63校

①スクールカウンセラーについて

○臨床心理士	77人
○大学教授等	6人

②スクールカウンセラーに準ずる者について

- 大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 22人
- 大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 54人

③配置校数（単独校）

小学校	（毎週1回6時間）	39校
	（隔週1回6時間）	129校
	（3週1回6時間）	147校
中学校	（毎週1回6時間）	104校
	（隔週1回6時間）	48校
	（3週1回6時間）	10校
中等教育学校	（毎週1回6時間）	2校
高等学校	（毎月4回7時間）	2校
	（毎月4回6時間）	9校
	（毎月3回6時間）	14校
	（毎月2回6時間）	24校
	（毎月1回6時間）	14校

(4) 「活動方針等に関する指針」(ビジョン)策定とその周知方法について

○学校教職員の相談技能の向上を支援する。

- ・スクールカウンセラー等は、教育相談の専門家として、悩みや不安の解消の糸口を助言する。
- ・児童生徒の指導は学校が責任を持つ。

○学校の実態に応じた弾力的配置及び運用

- ・スクールカウンセラー等の勤務は、時間的制限があるので、学校が業務内容を焦点化する。
- ・県費配置の生徒指導担当嘱託員、市町村費で配置の相談員等と役割を明確にして相談体制の構築を図っていく。

○周知方法について

- ・管理主監・主任指導主事会議、指導主事会議や小・中学校スクールカウンセラー担当者連絡協議会等で、スクールカウンセラー等の活用方法や業務内容について説明を行う。

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

○スクールカウンセラー等

(2) 研修回数(頻度)

○年1回 ※別途年度末に、「スクールカウンセラー等事業説明会」を実施

(3) 研修内容

- スクールカウンセラー等活用事業の実績と業務に関わる留意事項について
- 本県の問題行動等の現状とスクールカウンセラーとのかかわりについて
- 自殺予防教育へのスクールカウンセラーのかかわり方
- 学校の不登校対策の充実に向けたスクールカウンセラーの取組

(4) 特に効果のあった研修内容

- 本県の問題行動等の現状等を踏まえて学校でのスクールカウンセラーの役割を確認できた。
- 各学校の自殺予防教育の充実にスクールカウンセラーがどのようにかかわれるのかについて、スーパーバイザーが経験を踏まえて行った講義は、とても有意義なものであった。
- 各校に一人配置であるスクールカウンセラーは、業務に関わる情報交換をすることが少ないため、他校のスクールカウンセラー等と意見交換や情報交換をすることは、業務の充実と資質向上に効果的であった。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 県内5教育事務所に、各1名ずつ配置

年間35回 1日6時間(年間210時間)

○活用方法 各教育事務所管内の新規任用スクールカウンセラー等への指導・助言

各教育事務所管内の深刻な問題行動や対応困難な事例が生じた場合の支援

(6) 課題

○平成27年度のスクールカウンセラー等の研修会は、配置されている教育事務所が主催し、資質向上を主な目的として実施(年1回)した。しかし、本活用事業の目的の周知や本県が抱えている課題解決に向けて共通理解を図ることの重要性を考えると、全スクールカウンセラー対象の連絡協議会の実施を検討する必要がある。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】発達障害をもつ児童の集団適応のための活用（⑤、⑪）

A男（小3）は、友だちとのトラブル、忘れ物、ケアレスミス等を頻繁に起こし、虚言と思われる発言も多い。保護者は、A男がADHDと診断されていることを受け入れているが深刻さが無い。担任は、何らかの対応が必要であると考え、スクールカウンセラーに対応依頼をしてきた。

スクールカウンセラーが本児の教室での観察と面談の後、保護者と面談した。保護者は、本児の行動や言動を把握して対応しているが、担任に心配事を相談するに至っていない状況であったので、スクールカウンセラーが担任に保護者の様子や心配事を説明した。また、スクールカウンセラーが、保護者の希望を受け、A男の短時間面談を継続すること、家庭と学校が連携してA男を支援していくことを確認した。

短期目標は、管理職がA男の行動抑制ができる存在になること、長期目標は、A男が周囲の児童から疎まれることなく成長することを設定し、学校全体で見守る体制の構築に教職員とスクールカウンセラーが協働で取り組んだ。

【事例2】保護者の理解を得て医療機関と連携するための活用事例（⑦、⑨）

B子（高2）は、体調が安定せず、不安が強く夜眠れないこと等に悩み、心療内科の受診をしたいと考えていたが、家族に伝えられずにいた。そのため、B子は学校でスクールカウンセラーに相談した。スクールカウンセラーはB子の症状や心理状態をB子と一緒に検討して、受診が望ましいと考えた。スクールカウンセラーは教育相談担当者にこのことを伝え、学校から保護者に連絡し、B子の様子や希望を伝えた。保護者はB子が受診することに同意し、一緒に病院に行った。服薬等の治療を経て、B子の身体の症状は徐々に落ち着き、今後は身体症状に関わる治療は医療機関で、カウンセリングは主に学校で行い、不安の軽減を図ることになった。

【事例3】新たな不登校生徒を出さないための活用事例（①、⑤、⑯）

○中学1年生対象のグループ面接

生徒に事前に簡単なアンケートを記入してもらい、5、6人の生徒と昼休みと放課後を使い面談をした。スクールカウンセラーが、生徒にとって身近な相談者であることを知ってもらうことで、悩み事を相談しやすい関係づくりを行った。面談前後に教師と情報交換をして共通理解を図り、教職員との連携を図った。中学1年生では問題が表面化しないことが多いが、思春期の悩みや進路の問題を抱えたとき、スクールカウンセラーが相談窓口になることを周知した。

○学級や学年を対象とした構成的グループエンカウンター

教職員とスクールカウンセラーが活動のねらいを検討し、ねらいに合ったエクササイズを決め、スクールカウンセラーを中心に協働で実践した。中学1年生であれば、「あまり話をしたことがないクラスの友だちと仲良くなろう」というねらいで、「誕生日チェーン」「インタビューゲーム」などの活動を行い、生徒同士の交流に意図的に取り組ませた。教職員に参加してもらい、生徒理解に生かしてもらった。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

- 教職員の相談技術が向上した学校：小学校90%（284/315校）、中学校93%（151/162校）となっており、不登校の未然防止等に対応できるようになっている。
- 校内の教育相体制の構築が図られた学校：小学校97%（306/315校）、中学校99%（160/162校）となり、教育相談体制の充実が図られている。
- スクールカウンセラーが関わった不登校児童生徒は、小学校で72%が好転し、中学校で61%が好転した。
- 高校では、スクールカウンセラーを講師としての生徒・保護者・職員対象の講演会や研修会がのべ60回行われた。

(2) 今後の課題

- スクールカウンセラーを効果的に活用するために、個別の相談対応の他に、見立てやコンサルテーションを行ったり、教職員研修やPTA活動における講師を務めたりするなど、業務内容の焦点化や計画の工夫に学校が取り組まなければならない。
- スクールカウンセラーの勤務時間や回数には制約があるので、本県が抱える課題の理解や資質向上を目的とした研修等は、必要最小限しか実施できない状況にある。
- スクールカウンセラーとの協働による教育相談体制の充実を図るために、各学校の生徒指導及び教育相談担当教諭のコーディネータ力の向上を一層図っていく必要がある。
- スクールカウンセラーの全校配置を継続するための臨床心理士やスクールカウンセラーの資格要件を満たす者を、県内在住者で確保することが難しい状況にある。

埼玉県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成27年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

いじめ・不登校等の問題の重要性にかんがみ、教職員や保護者への助言・援助を行うとともに児童生徒の心の相談に当たるため、児童生徒の臨床心理に関して専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーを設置し、もって健全な児童生徒の育成を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

本県では、中学校への全校配置を進めるに当たり、通常は2週に1日スクールカウンセラーを配置しているが、不登校生徒数、割合の高い中学校の中から、重点配置校を選定している。重点配置校については、週1日スクールカウンセラーを配置している。

平成27年度は、360校中50校に重点配置を行った。

（3）配置人数・資格・主な勤務形態

ア 配置人数について

中学校	: 360校
高等学校	: 26校
教育委員会等	: 6箇所

イ 資格について

① スクールカウンセラーについて

・臨床心理士 171人

② スクールカウンセラーに準ずる者について

・大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 10人

・大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 4人

ウ 主な勤務形態について

① 中学校配置

- ・単独校 50校（週1日・1回5時間50分）
- ・2校配置 310校（2週に1日・1回5時間50分）

② 高等学校（全日）

- ・2校配置 16校（2週に1日・1回5時間50分）

③ 高等学校（定時）

- ・拠点校 10校（週1日・1回5時間50分）

※定時制10校を拠点校として、全24校へ派遣可能な体制を整備

④ 教育事務所

- ・4所（週5日・1回5時間50分）

⑤ 教育センター

- ・1所（週2日・1回5時間50分）
- ・1所（週1日・1回5時間50分）

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

- ・平成27年度採用埼玉県スクールカウンセラー

(2) 研修回数（頻度）

- ・年間2回

(3) 研修内容

ア 講演

- ・「埼玉県のスクールカウンセラーに期待すること」
- ・「特別支援教育的な配慮を必要とする児童生徒等に対するカウンセリングについて」

イ ガイダンス 等

- ・「埼玉県のスクールカウンセラー活用事業について」
- ・「埼玉県における生徒指導上の現状と課題について」
- ・「スクールカウンセラーとしての心構え等について」（1年目のSCを対象に実施）
- ・「緊急時におけるスクールカウンセラーの役割について」

ウ グループ協議

- ・協議題「埼玉県スクールカウンセラーとして現在までの取組と課題」

(4) 特に効果のあった研修内容

- ・協議「埼玉県スクールカウンセラーとして現在までの取組と課題」
各自の抱える課題や成果を共有し合うことで、課題解決に向けたヒントを得ることができたり、カウンセラー同士のネットワーク形成にもつながる等の成果が見られた。
- ・講演「特別支援教育的な配慮を必要とする児童生徒等に対するカウンセリングについて」
今日的な課題について国立特別支援教育総合研究所から講師を依頼して、専門的な見地から学ぶことができ、SCからも好評であった。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- ・SVの設置 なし

(6) 課題

- ・経験年数の少ないスクールカウンセラーに対するフォローや育成の体制づくり。
- ・近隣や地区単位でのスクールカウンセラー同士の連携・連絡体制の構築
- ・スクールカウンセラーの研修への参加率（※ 研修日に他の勤務があるため。）
平成27年度研修参加率第1回76.2%、第2回72.9%

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】心身の健康・保健のための活用事例 (9)

中学1年女子のAは1学期半ばより、身体症状（腹痛、頭痛、発熱）を訴え、登校しぶりが多発し、登校しても、保健室へ度々行き早退を繰り返していた。内科を受診するも診断はつかず、心因性の可能性が高いとのことであったため、教員の勧めでSCとの面談を開始した。

SCは面談を通して、家庭環境における精神的負担が大きいという見立てをした。共感的に話を聴きながら、感情についての心理教育を導入し、生徒自身が自分の感情と向き合えるようサポートを続けていった。また、アサーショントレーニングで生徒が自分の感情を適切に表現できるように取り組むと同時に、自己肯定感の向上を目指し、生徒の認知パターンを見直す機会を増やした。さらに、1学期末には両親との面談を行い、子どもへの肯定的な関わり方について助言した。

心理面接を通して、A自身がこれまで抑圧しがちだった感情を確認・表現できるようになるにつれて、登校渋りや早退が著しく減少した。特に、不安や緊張を抱え込み過ぎずに、適切に表現・ケアできるようになったことが、身体症状の改善につながったと推測される。また、両親に対しても、自身の気持ちを伝え、受けとめられる機会が増えたことで関係性が向上した。そして、これまでの一連の変化を振り返ることで、自己肯定感も高まってきた。

【事例2】小中連携のための活用事例 (14)

SCの勤務校である中学校へ来年度進学予定の小学6年生の男子Bは、発達障害があり、音や視覚からの情報に過敏で、予測できないことや自分の思うようにできないことがあるとパニックを起こし、その際、物に当たり、自分の顔を殴ったり頭を床に打ち付けたりといった自傷行為が表れていた。特別支援学級に在籍しているが、担任は、Bへの対応に相当困っているようであった。

SCは、小学校を度々訪れ、Bの行動を観察し、担任に対して見立てを伝えるとともに、パニックの予防と起こった際の対処法についてのコンサルテーションをした。また、中学校の教職員とも本児童についての情報交換を行い、進学に向けての受入体制を整えた。さらに、Bの両親とも面談をし、両親の困り感を受け止め、家庭と学校が協力し合える関係性を構築するよう努めた。

SCからのコンサルテーションや中学校との連携が構築されたことから、小学校の担任をはじめとする教職員は、今後の支援に見通しを持って立てることができた。また、Bの両親とスクールカウンセラーとの関わりができたことから、今後の進学への不安が軽減されるとともに、家庭での対応にも余裕ができた。

【事例3】校内研修のための活用事例 (15)

C高等学校には、精神的な病気を抱えている、または、それが疑われる生徒や多様な生育歴等を持つ生徒が在籍している。教職員間では、「そのような生徒にどのように対応すればよいか」、「共有すべき情報な何か」といった支援についての知識の不足や課題があった。

そこで、夏季休業中にSCを講師とする職員研修会（90分）を開催した。前半は、「統合失調症」についての正しい知識と生徒への対応について講義を行い、後半は、「褒め方や叱り方」など多様な生徒への効果的指導方法の講義を行った。

SCからの詳細な説明による研修が展開され、講義後の質疑応答では、該当生徒の特別な行動が、疾患に伴うものなのか、指導をするべきものなのか見極めが難しい場合の対処法等、多数の質疑が出された。それに対するSCの詳細な解説によって、教職員の理解が深まり、意識もさらに高まるものとなった。研修を終えた教職員からは、「知識不足による不安が一部にあったが、それが解消した」などの声が多く見られた。

研修会と事後の情報交換会を通じて、SCと教職員との連携が深まる効果もあった。また、教職員からの質問により、SCにとっても提供すべき情報がより明確になった。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

公立中学校全校へスクールカウンセラーを配置した結果、教員、スクールカウンセラー、相談員等の連携により学校における教育相談体制の充実が図られた。

(※ スクールカウンセラー教育相談部会参加率 H26 : 78.7%→H27 : 81.1%)

文部科学省調査「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」において、埼玉県の中学校における不登校生徒数は、直近（平成26年度）の結果まで8年連続で減少している。同調査内の調査項目、「相談、指導、治療を受けた機関等及び指導要録上「出席扱い」とした児童生徒数」において、中学校の「スクールカウンセラー、相談員等による専門的な相談を受けた人数」は、全不登校生徒数の55%で、区分の中で最も多い。また、中学校の「指導の結果登校する又はできるようになった生徒に特に効果のあった学校の措置」として挙げられている15区分中、「スクールカウンセラー、相談員等が専門的に相談に当たった」の回答率が最も高かった。

以上のことから、不登校児童生徒への支援として、スクールカウンセラーが重要な役割を果たしていると考えられる。

(※中学校配置スクールカウンセラーへの相談内容別で比較すると、不登校が最も多かった。

相談件数4,770件、延べ相談者数40,790人)

(2) 今後の課題

現在、スクールカウンセラー未配置となっている小学校においては、不登校児童数が平成25年度に増加に転じ、平成26年度も続けて増加している。

今後、小学校における教育相談体制の充実を図るため、学区内の中学校への配置日数を増やして拠点校としての機能を充実させることや、小学校への配置を進める等、小学校においてスクールカウンセラーが活用できる環境を整備する必要がある。

また、校種を問わず「チームとしての学校」の具現化に向けて、学校が心理の専門職であるスクールカウンセラーをいかに活用し、協働しながら教育相談体制を充実させていくかという課題もある。それに対しては、教員一人ひとりの生徒指導・教育相談に係る資質能力を向上させていくほか、生徒指導主任や教育相談主任等、校内における支援体制を構築していくキーパーソン(コーディネーター)の育成や力量の形成も図っていく必要がある。

千葉県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成27年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

臨床心理に関して高度な専門的な知識・経験を生かし、児童生徒の相談や、保護者、教職員等への助言・援助を行うことで、いじめ、不登校、暴力行為などの早期発見・早期対応や緊急時の対応等を行う。

（2）配置・採用計画上の工夫

小学校配置2年目となり35校増の70校へ隔週1日の配置をした。平成26年度は県内5つの教育事務所ごとに均等に7校ずつ配置したが、平成27年度は各教育事務所管内の小中学校での教育相談体制の状況（各自自治体独自のスクールカウンセラー等の配置状況）や問題行動等の状況等を踏まえ、教育事務所ごとに適切な配置数とした。

中学校については、引き続き重点校5校（各教育事務所ごとに1校）には、週2日配置するようにした。

高等学校については、配置を10校増やすとともに、配置校と未配置校とのグループ化を見直し、おおよそ2校の配置校で1校の未配置校からの要請に応えられるようにした。また、定時制の課程を有する県立高校には全校配置した。

（3）配置人数・資格・主な勤務形態

※配置人数について

小学校	:	70校
中学校	:	326校（政令市を除く全校）
高等学校	:	80校
教育事務所等	:	6箇所

※資格について

（1）スクールカウンセラーについて

- ①臨床心理士 208人
- ②精神科医 0人
- ③大学教授等 3人

（2）スクールカウンセラーに準ずる者について

- ①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 24人
- ②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 40人
- ③医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 0人

※主な勤務形態について

単独校	321中学校	(週1日・1回5～6時間)
	5中学校	(週2日・1回5～6時間)
	70小学校	(隔週1日・1回5～6時間)
	80高等学校	(週1日・1回5～6時間)
県指導課	1箇所	(週1日・1回8時間)
教育事務所	5箇所	(週1日・1回5～6時間)

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

全スクールカウンセラー

(2) 研修回数（頻度）

年2回（全体研修会1回、地区別研修会1回）

(3) 研修内容

○全体研修会（5月）

- ・全体講演「危機管理と緊急対応～S Cの果たす役割～」
- ・生徒指導の現状と本年度の基本方針
- ・スクールカウンセラーの業務について
- ・スクールアドバイザー事業によるスーパービジョンについて
- ・教育事務所別研修会及び市町村等ブロック別研修会（情報交換等）

○地区別研修会（7月～9月） ※5教育事務所ごとの計画で実施

- ・講演、講話
- ・事例検討会、情報交換会
- ・グループ別協議 等

(4) 特に効果のあった研修内容

地区ごとに分かれての研修会（2回とも実施）において、それぞれが抱える様々なケースに対する事例検討会を行ったことは、実践力を高めていく上で大変有効であった。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○S Vの設置

- ・県指導課 1名
- ・教育事務所 10名（各教育事務所2名ずつ）
- ・県立高校 4名

○活用方法

- ・スクールカウンセラー等への指導・助言（特に新規採用者は重点的に）
- ・特に困難と思われる事例への対応・援助
- ・児童生徒のカウンセリング等に関する情報提供及び助言
- ・いじめ問題対策支援チーム派遣事業におけるチームの一員として、派遣先の学校職員に助言等
- ・その他、学校における教育相談体制の充実強化に関する活動

(6) 課題

小中学校では新規採用者を中心に、S Vの訪問による指導・助言をするようにしたが、教育事務所S Vも週1日の勤務のため、日程調整が難しかった。また、高校の新規採用者への対応は、高校のS Vが学校勤務のため、対応できなかった。

人数が多い中ではあるが、地区別研修会で小グループによる事例検討を積極的に行い、個々の抱える事案への対応について意見交換をする中で、資質向上に努めていく必要がある。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】児童虐待により精神的に不安定になった生徒のための活用事例（④ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩）

母親が精神的に不安定であるとともに、両親とも学習面で本人に過大な期待をしており、それが達成されないとならば身体的暴力や心理的攻撃が顕著になされていた中学生。受験が近づくに従って対人面の不安定さが増し、パニック発作を起こし教室に入れなくなった。過去に児童相談所（以下 児相）の一時保護歴あり。

児相とは定期的に本人・SCと同席面接を行い、校内では本人がパニック発作に陥った時にどのような対処をとるか、学級担任・学年・養護教諭・管理職らと話し合って対応を決めた。SCは本人・母親と面接を行い、状況や心理的側面を理解するとともに、それぞれの気持ちを落ち着けつつ親子関係の改善に介入した。また、解離症状なども顕著になってきたため児相担当者とは話し合いながら医療機関を勧めた。さらに、親子ともに担任に対する不信感を持ち、学校でも本人の行動が理解されないことがあったため、必要に応じて数回校内でのケース会議を行い、先生方の苦勞も聞きながら、本人の理解やこの先心配されること、その対処法について話し、多くの教員で対応できるように努めた。

学年体制でかかわることや働きかけの方法が変わったことで、家庭での学校への不信も改善した。児相と学校も共通認識を持って対応できたことにより、親子間の不適切なかわりも減り、本人の解離症状やそれに基づく衝動的な自殺行為もなくなった。それに伴い、本人が教室での授業や集会などに参加できる日も増え、進路に対しても親子ともに現実的な見方ができるようになり、受験当日も親や先生方が協力して見守り体制を整える中で試験を受けることができた。

【事例2】貧困対策のための活用事例（⑬）

高校1年生。友人とのトラブル相談でのカウンセリング中に、家の冷蔵庫に全く食べ物がなく、お弁当を持って来られない状況であることが判明した。父子家庭で、祖母と同居。家庭状況を詳しく聞くと、父親は2カ月間仕事がなく無収入である上に借金があること、祖母は介護が必要であるにもかかわらず行政の支援は受けておらず、生徒が家事全般を引き受けていることなども分かった。

家庭環境の調整が急務であると判断し、養護教諭を通して管理職に報告をした。管理職の判断のもと、教育相談担当教員が中核地域生活支援センターに連絡をしたところ、担当者がすぐに来校して本人からの聞き取りをしてくれることになった。聞き取りには、教育相談担当教員、養護教諭、SCも同席した。

中核地域支援センター担当者が緊急支援の必要な事例であると判断し、父親とすぐに連絡を取った後、市役所で各部署担当者からの面談を設定して、支援につながった。教育相談担当教員が職員会議で食べ物が無い等の現状を報告したところ、教員達から野菜・缶詰などが集まる。地域の関係機関との連携だけでなく、校内からも生徒を支援しようという機運が高まり、温かい雰囲気の中で生徒の支援ができていく状態となった。

【事例3】生徒の心のリラクゼーションのための活用事例（⑯）

中学1年生を対象とした教育プログラム（講話）を実施した。講話の開催は、年度始めにSCから管理職に提案をし、了解を得た上で、教務主任や学年主任等と日程を調整して行った。また、「家庭教育学級」の日程と合わせて開催することで、保護者への参加も呼びかけた。

本プログラムを「中学1年生のココロ」と題して、三部構成で行った。第一部はSCの自己紹介であり、SC自身の名前の由来にはじまり、そこから生徒一人一人持っている名前を大切にしたい旨の話に繋がった。その後、臨床心理士やSCについて、また、生徒からの相談の仕方などについての話をした。第二部は、中学生になると自らにどのような変化が訪れるのかを、「身体」「学習」「自分」「親」「友人」と大きく5つのテーマを設定して話をした。また、テーマ毎に不安に思っていることや自らの思いなどに

ついて、各自で振り返りをしてもらった。第三部は、思春期を乗り切るための一助として、リラクゼーション法のワークを行った。椅子座位や立位による肩の上げ下げ課題では、自分一人で行うセルフリラクゼーションと、友人とペアで行うペアリラクゼーションを体験してもらった。生徒によって様々な反応があるので、積極的に教員にも生徒のワークの中に入れていただいた。

中学校へ上がった早い段階で、SCという支えの存在を生徒に知ってもらえること、自らの心の揺れ動きへの準備態勢を持てること、ストレス対処法を身に付けられることは、本プログラムの効果と考えられる。一方、それらの効果について、今後データ化していくことが課題である。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

小学校において配置された学校については、隔週配置であるが、1日当たり5.8件の相談件数があった。これは、中学校5.7件、高等学校5.0件に比べて多く、需要があるとともに、積極的な活用が図られていることが分かる。中・高等学校と比較し、保護者からの相談割合が高く、家庭と学校とが連携して児童の抱える問題に対応していく上でも効果的である。また、小学校配置が2年目となったことで、スクールカウンセラーの効果が小学校の中にも認知されてきており、未配置校からの要請に対して対応をした小・中学校配置校の対応件数は1,683件と、配置校が35校少なかった平成26年度の1,475件を上回っていることから分かる。

高等学校については、配置校数の増加に伴い、未配置校1校当たりに対応する配置校の数が増えたことにより、未配置校からの相談がより一層しやすくなり、平成26年度に未配置校55校に対して161件の対応だったところが、平成27年度は未配置校43校に対して194件の対応をすることができた。

全体での相談内容としては、不登校に関することが29.0%と最も多く、次いで性格・身体に関することが20.7%、対人関係14.7%となっており、児童生徒や保護者、学校が抱えている問題等に積極的に関わっている状況である。

(2) 今後の課題

- ・未配置の小学校においては、中学校配置のスクールカウンセラーが対応しているが、対応件数は小学校1校当たり、年間約2.7件であった。上記(1)に示した配置校の相談状況や市町村等からの配置要望などから考えると、実際には配置の需要が高いところだが、十分に対応できていない。現在、千葉市を除く全公立小学校の10%程度の配置であり、さらに配置の充実を目指していく必要がある。
- ・配置校のスクールカウンセラーが未配置校からの要請に対応する上では、配置校の勤務に支障のない範囲での対応となるため、適切な時期に、十分な対応をすることが難しい状況である。配置校での勤務多忙や旅費の関係上、原則としては相談者が配置校に赴くこととしているが、これにより未配置校では、スクールカウンセラーへの相談を遠慮しているケースもある。
- ・配置校の職員及びスクールカウンセラーから、配置時間を増やしてほしいという要望がある。「職員への情報提供等のための時間が十分に確保できない」、またはそのために「勤務時間を超えて対応している」、「職員の研修等に時間を費やすことができない」などの声も上がっており、限られた時間での効果的な活用について検討していく必要がある。

東京都教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成27年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

児童及び生徒の臨床心理に関して、高度に専門的な経験を有する臨床心理士をスクールカウンセラーとして配置し、いじめや不登校等の未然防止、改善及び解決並びに学校内の教育相談体制等の充実を図ることを目的とする。（東京都公立学校スクールカウンセラー設置要綱より）

（2）配置・採用計画上の工夫

東京都公立学校スクールカウンセラー設置要綱に基づき、スクールカウンセラーとしての役割を理解し、その職務を遂行する熱意がある者のうち、資格要件を満たし、東京都教育委員会が選考したものを「東京都公立学校スクールカウンセラー」として任用している。

任用期間は、1年以内とし、年度をまたがる任用はできない。再任する際には、東京都教育委員会の選考によって決定する。

（3）配置人数・資格・主な勤務形態（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

※ 配置人数について

全公立小・中・高等学校に対して、「東京都公立学校スクールカウンセラー」として任用したスクールカウンセラーを配置している。

小学校	: 1, 292校	
中学校	: 621校	
中等教育学校	: 6校	
高等学校	: 186校	(のべ 2, 105人)

※ 資格について

（1）スクールカウンセラーについて

① 公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定に係る臨床心理士の資格を有する者で、採用予定年度の4月1日現在で、臨床心理士資格登録証明書の交付日以降、1年以上が経過する者

② 精神科医

③ 児童・生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有し、学校教育法第1条に規定する大学及び同法第97条に規定する大学院（以下「大学等」という。）における心理学系の学部長、教授、准教授、講師（常時勤務をする者に限る。）若しくは助教の職にある者又はそれらの職にあった者

なお、①～③の資格を有する者の人数は以下の通りである。

①臨床心理士	1, 267人
②精神科医	0人
③大学教授等	3人

（2）スクールカウンセラーに準ずる者について

「東京都公立学校スクールカウンセラー」においては、スクールカウンセラーに準ずる者を任用していない。

※ 勤務形態について

1校につき年間35週 週1日7時間45分勤務

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

1) 研修対象

ア スクールカウンセラー配置校連絡会

スクールカウンセラーの服務監督者である管理職（校長又は副校長）を対象に実施（6月）

イ スクールカウンセラー連絡会

全スクールカウンセラーを対象に連絡会を年2回 実施

○ 第1回：都立学校に勤務の者は、都教育委員会が開催する連絡会に参加（5月）

区市町村立学校に勤務の者は、各自治体が開催する連絡会に参加（随時）

○ 第2回：都立学校及び区市町村立学校に勤務する全スクールカウンセラーが、都教育委員会が開催する連絡会に参加（8月）

ウ 新規スクールカウンセラー連絡会

次年度、初めて「東京都公立学校スクールカウンセラー」として任用される予定者を対象に実施（3月）

(2) 研修回数（頻度）

連絡会として、管理職対象に、1回（5月）

全スクールカウンセラー対象に、2回（5月、8月）

初めてスクールカウンセラーとして任用される者を対象に、1回（3月）

(3) 研修内容

ア スクールカウンセラー配置校連絡会

- ・ 東京都長期ビジョン及び東京都教育ビジョンにおけるスクールカウンセラーの役割
- ・ 東京都の学校教育相談における喫緊の課題
- ・ 東京都における児童・生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題
- ・ スクールカウンセラーの服務監督 等

イ スクールカウンセラー連絡会

- ・ 東京都長期ビジョン及び東京都教育ビジョンにおけるスクールカウンセラーの役割
- ・ 東京都の学校教育相談における喫緊の課題
- ・ 東京都における児童・生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題
- ・ スクールカウンセラーの職務と服務 等

ウ 新規スクールカウンセラー連絡会

- ・ 東京都長期ビジョン及び東京都教育ビジョンにおけるスクールカウンセラーの役割
- ・ 東京都の学校教育相談における喫緊の課題
- ・ スクールカウンセラーの職務と服務 等

(4) 特に効果のあった研修内容

- ・ 管理職を対象として実施した連絡会において、スクールカウンセラーの組織的活用について、事例を交えながらの講義を実施したところ、「教員へのコンサルテーションの向上につながった」「保護者との相談体制の充実につながった」「スクールカウンセラーが、組織的対応を促すパートナーリーダーとして機能を果たせることが分かった」等の報告があった。
- ・ スクールカウンセラーを対象として実施した連絡会において自殺予防に向けた取組について講演を実施したところ、「これからのカウンセリングに生かしたい」、「教員に対する研修に活用した」等の報告があった。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

「東京都公立学校スクールカウンセラー」事業として、スーパーバイザーは設置していない。

(6) 課題

- ・ 島嶼地区に居住するスクールカウンセラーは、他地区に勤務するスクールカウンセラーと情報交換しにくい環境にあるため、町村教育委員会の担当者と連携を図り、資質の向上に努めている。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】虐待が疑われる生徒への対応のための活用事例（④児童虐待）

当該生徒からスクールカウンセラーに、親子関係で悩んでいるとの相談があった。また、保護者からも相談があった。

スクールカウンセラーから報告を受けた学校は、校長、副校長、学年主任、担任、養護教諭、スクールカウンセラーで会議を開き情報共有を行うとともに、学年主任、担任、スクールカウンセラーで当該生徒と面談を行った。面談から虐待が疑われたため、子供家庭支援センターと連携をとった。スクールカウンセラーは、当該生徒の自尊心の回復を行うとともに、感情的にならずに話ができるようにするための方法を助言した。

その後、当該生徒、保護者と面談を行い、関係は落ち着いた。教員に対しては、虐待を受けた子供の心理状態についてアドバイスし、学校対応の環境整備の一翼を担った。

【事例2】長期不登校生徒の学校教室復帰のための活用事例（⑬貧困対策）

当該生徒は1年生2学期から不登校となり、家族以外との関わりを閉ざし、自宅に閉じこもっていた。また、当該生徒は母親との二人暮らしであり、母親は不定愁訴及び摂食障害などの病気を抱え、経済的にも不安定な生活環境にあった。

当初、当該生徒は担任教諭、スクールカウンセラーを含め母親以外との関わりを拒否していたため、母親との面接からスタートした。母親との面接では、当該生徒の家庭での様子などに加え、母親の生活や気持ちの安定が生徒の心の安定につながることから、生活や病気の不安等についてカウンセリングを進めた。また、担任教諭、養護教諭、スクールソーシャルワーカー、管理職と連携し、当該生徒家族の社会的孤立の予防と家庭状況の把握のためにスクールソーシャルワーカーに定期的に家庭訪問してもらった。同時に、担任教諭からも家庭訪問・電話連絡など、頻繁に行った。半年ほど経った頃から、当該生徒と電話で話す事ができるようになり、次第に相談室登校までできるようになった。その後、適応指導教室にも通うようになり、高校入試合格を契機に教室に復帰することができた。病気を抱えた母親を持つ母子家庭・貧困世帯という不安定な生活環境にある当該生徒に対して、カウンセリングを通じて親の気持ちの安定をはかることで、本人の気持ちの安定にも繋がった。

【事例3】教職員の教育相談機能を高めるための活用事例（⑮校内研修）

年度当初、学校全体で、カウンセリングの専門家であるスクールカウンセラーからの助言等を通して教育相談の技能を身に付け、児童・生徒への教育相談機能を高めること役割を目的に研修を実施した。（参考資料「いじめ問題に対応できる力を育てるために－いじめ防止教育プログラム－」（東京都教育委員会 平成26年20月））

*主な内容（50分）

- ① スクールカウンセラーからの講義及び演習
 - ・ 面接での話の聴き方（演習）
 - ・ 面接のロールプレイング（演習）
 - ・ スクールカウンセラーの面接の仕方（模範指導）
- ② 研修のまとめ
 - ・ カウンセリングの特徴を振り返り、今後の指導に生かすことをまとめる。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

- 「平成26年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より

不登校に関する調査結果では、「指導の結果登校する又はできるようになった児童・生徒」に特に効果のあった学校の措置として、「スクールカウンセラー、相談員等が専門的に相談にあたった」が、小学校で37.3%、中学校で66.4%となっている。これは小学校・中学校ともに「登校を促すため、電話をかけたり迎えに行くなどした。」に次いで大きな割合である。児童・生徒の問題行動等の解決のため、スクールカウンセラー果たす役割は大きいと言える。

いじめに関する調査結果では、「学校におけるいじめの問題に対する日常の取組」として、「スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して相談に当たった」が、小学校で93.7%、中学校で89.8%、高等学校で79.9%であり、スクールカウンセラーの配置を通して、学校教育相談体制の充実が図られている。

- スクールカウンセラーによる全員面接の成果として、スクールカウンセラーに対する児童・生徒からの訴えが増えたという回答が、前年度と比較して、小学校では52ポイントの増加、中学校では42.2ポイントの増加、高等学校では50.8ポイントの増加となっている。

また、「全員面接により、スクールカウンセラーがいじめに気付き、解決を図ることができた。」、「全員面接において気になる様子が把握された児童・生徒について、スクールカウンセラーと教員が情報共有することを通して、問題行動等に対する組織的な対応ができるようになった。」等の成果が見られた。

(2) 今後の課題

- 平成25年度から実施している全公立小・中・高等学校へのスクールカウンセラーの配置を継続するとともに、事業の効果を一層高めるため、スクールカウンセラーの資質・能力の向上を図る。
- 平成26年度から実施している全員面接（小5・中1・高1の児童・生徒を対象）等の取組を踏まえて、いじめや不登校等の問題等の解決に向けて、スクールカウンセラーが一層専門性を発揮できるようにするとともに、学校における組織的な対応が推進されるようにする。
- スクールカウンセラーが、スクールソーシャルワーカーや家庭と子供の支援員等の外部人材と連携して児童・生徒やその保護者への支援を行うことにより、より効果的に問題を解決することができるようにするため、学校において、人材の活用をコーディネートする中核教員等を育成する。

神奈川県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成27年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

いじめ、暴力行為、不登校等、児童・生徒の問題行動等の対応にあたって学校における教育相談体制の充実を図るため、児童・生徒の臨床心理に関する専門的な知識や経験を有するスクールカウンセラーを政令市を除く全中学校及び県立高等学校・中等教育学校の拠点校に配置している。また、スクールカウンセラースーパーバイザー及びアドバイザーを県教育委員会に配置している。

（2）配置・採用計画上の工夫

[中学校]

課題のある中学校 23 校に週 2 回の重点配置導入している。

中核市（1 市）・4 教育事務所に、それぞれ 1 名（計 5 名）スクールカウンセラーアドバイザーを配置している。

[高等学校・中等教育学校]

145 校のうち、60 校を拠点校としてスクールカウンセラーを配置し、1～3 校を 1 学校群とする拠点校方式で全校に対応している。（単独配置校は 8 校 [高等学校 6 校、中等教育学校 2 校]）

[県教育委員会]

スクールカウンセラーのスーパービジョンや学校で重篤な事案が発生した場合の児童・生徒へのカウンセリング及び教職員へのコンサルテーションのため、スクールカウンセラースーパーバイザー（SCSV）を 1 名配置している。

※ 平成 22 年度から勤務状況評価制度を導入し、県教育委員会が勤務成績優秀と認めるものは最大 3 年まで雇用を更新できるものとしている。

（3）配置人数・資格・主な勤務形態（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。

※配置人数の記入について

小学校	: 315 校
中学校	: 175 校
高等学校	: 58 校
中等教育学校	: 2 校
県教育委員会	: 1 箇所

※資格の記入について

（1）スクールカウンセラーについて：

- ①臨床心理士 147 人
- ②精神科医 0 人
- ③大学教授等 0 人

(2) スクールカウンセラーに準ずる者について

- ①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 21人
- ②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 18人
- ③医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 0人

※主な勤務形態について（配置時間等については、複数記載してもかまわない。）

単独校	152 中学校	(週1日・1回7時間)
重点配置校	23 中学校	(週2日・1回7時間)
	58 高等学校	(週1日・1回4時間)
	2 中等教育学校	(週1日・1回4時間)
対象校	315 小学校	(要請があるときに派遣)

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

各校配置のスクールカウンセラー

(2) 研修回数（頻度）

連絡協議会 年2回程度

(3) 研修内容

[中学校]

所管課から「神奈川県の子童・生徒指導及びスクールカウンセラーの業務について」「スクールソーシャルワーカー（SSW）関連業務について」情報提供を行った。その際、県教育委員会のスクールカウンセラーアドバイザー（SCAD）、SSWの紹介を行い、「顔の見える連携」ができるよう配慮した。また、関係機関から不登校対策自然体験事業「きんたろうキャンプ」（県の指定管理者が運営）の紹介及び事業説明を行った。

次に、SCSVから「不登校児との学校カウンセリングー古くて新しい教育の永遠の課題ー」と題して講話を行った。さらに、分散会で地区ごとの協議を行った。協議内容は、「小中連携」「非行傾向児童・生徒への関わり」「SSWとの連携」「フリースクール等との連携」を設定し、県教育委員会SCAD、SSWも参加した。

[高等学校・中等教育学校]

①「スクールソーシャルワーカーとの連携による効果的な支援のあり方について」

所管課より、スクールソーシャルワーカー配置活用事業についての情報提供を行った。次に県スクールソーシャルワーカースーパーバイザーより、「外部機関との連携について」というテーマで講演を行った。その後、「外部機関との連携によって効果的な支援となった対応事例と具体的な指導・支援策について」「外部機関との連携を図ったものの、効果的な支援ができなかった事例とその課題」の2点についてグループ協議を行い、情報の共有・意見交換を行った。

②「不登校またはその傾向がある生徒への対応について」

所管課より、「学校・教職員の在り方に関する作業部会」がとりまとめた、『チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について』の中から、専門性に基づくチーム体制の構築についての情報提供を行った。次に、不登校またはその傾向がある生徒に対する教育相談の必要性がより求められてい

ることを踏まえ、不登校またはその傾向がある生徒に対するスクールカウンセラーの対応事例とともに、学校との連携状況についてグループ協議を行い、情報の共有・意見交換を行った。

(4) 特に効果のあった研修内容

[高等学校・中等教育学校]

- ①生活保護を扱う保健福祉事務所、児童相談所、医療機関などの外部機関との連携によって、効果的な支援となった対応について、多くの事例を検討することにより、さまざまなケースの支援について共有することができた。
- ②不登校またはその傾向のある生徒への具体的な対応事例の概要、生徒・保護者への助言内容、支援についての学校との連携状況などの情報共有をすることで、適切な支援方法を協議することができた。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- SVの設置 有(週2回 1日7時間 年間420時間)
- 活用方法
 - ・スクールカウンセラー連絡協議会での指導・助言
 - ・スクールカウンセラーに対する指導・助言
 - ・採用1～2年目のスクールカウンセラーに対する巡回スーパーバイズ
 - ・学校で重篤な事案が発生した場合の児童・生徒へのカウンセリング及び教職員へのコンサルテーション

(6) 課題

勤務時間の中で、年2回の連絡協議会の実施をしている。学校の勤務時間を減じて実施しているため、実施時間・実施時期の選定に苦慮している。スクールカウンセラーの資質向上に向けて内容を精選し、より効果的な協議会を実施したい。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1-1】発達障害等のための活用事例 (⑩)

高等学校3年男子生徒Aは、発達に課題があり、校内においてクラスメイトに激怒し問題行動を起こした。他害の可能性が否定できないとして、学校の長期指導を受けた。スクールカウンセラーは、A・保護者とのカウンセリングを継続して実施した。Aは学校に対し反抗的態度をとり、保護者も指導に納得していないことから、幼少時より受診していた医療センターの主治医や教育相談センターの担当者の協力を得て、学校でのAへの指導方法等、教職員へのコンサルテーションを実施するとともに、Aへの精神的ケアや丁寧な保護者対応に努めた。教職員の指導により、保護者とAのコミュニケーションの時間も増え、安定した家庭及び学校生活を過ごせるまでになった。その後、成績も向上し、無事希望する大学に合格して、卒業することができた。

【事例1-2】発達障害等のための活用事例 (⑪)

小学校2年生の時に、上級生からのいじめにあい、これがきっかけで家庭以外では全く話せない状態になった。医療機関に通い小学校での配慮もあって話せるようになった時期もあったが本人が強い不安を感じると再び話せなくなり、頭痛、腹痛で学校に通えなくなることもあった。ここまでSCは保護者や本人と面談し、不安に感じていることへの対応を学校と話し合ってきた。

そして、本人が中学校生活に適応していけるよう、入学前に保護者とSCで中学校の管理職、支援担当と面談し、病気に対する理解と学校での配慮について話し合いを行った。そのことが本人、保護者の安心感につながったように思われる。

中学校入学後の本人の前向きな姿勢や努力も大きく、また担任や学年主任などの細やかな配慮もあって、部活動やクラスに初めての「友だち」ができ、複数の友だちとの交流も経験し、学習にも意欲をもって取り組んでいる。

SCは、保護者と連絡を取り合い、本人が不安に思っていることを担任や学年主任、支援担当者と協議し対応を継続している。来年度についても、本人が安心できるような環境づくりや学習支援などについて管理職や関係する先生方と即話し合いが行われている。本人は笑顔が多くなっているが、今後もこの状況が続くよう、本人や保護者と連絡を取り合い、学校全体で対応していきたい。

【事例2】小中連携のための活用事例 (⑫)

小学校と中学校に在籍している兄弟がそれぞれ問題行動を起こしていた。背景には、両親の関係や親子関係の問題があり、生徒はそのことを教師やSC、相談員に話していた。今までは、母親も兄弟の問題行動について悩んでいたが、相談につながることはなかった。また、本ケースは家庭支援の必要性もあった。今回、小学校の学級担任からの再三の母親への投げかけにより、母親とSCの面接を実施することができ、母親が市の家児相へ相談することにつながった。

対処として、「母親との面接を通し、母親の気持ちの受容と家児相に相談することへの不安の軽減を図った。」「学級担任との連携を図り、母親に対して家児相への相談を促進した。」「生徒との面接の中で、生徒の気持ちを受容共感し、心も含めた居場所として支援した。」「家児相・児相を含めたケース会議の実施。」等に取り組んだ。

結果として、「問題行動の背景にある児童・生徒自身の課題が明らかになった。」「家庭の様子について小・中および関連機関との共通理解が図れた。」「小・中および関連機関との連携が図られ、総合的な支援の方向が明確になった。」「小・中および関連機関が役割分担して支援にあたることとなった。」

【事例3】校内研修のための活用事例（15）

- 研修のテーマ : アンガーマネジメント～傾聴～ 「聴く」技術を身につけて良い人間関係へ
- 研修の対象 : 中学校教員
- 研修時間 : 1時間半
- 研修の内容 : イライラしている生徒の気持ちを聴いたり、怒りに隠された本質的な感情を聴くスキルである「傾聴」を紹介。怒りのメカニズムと、感情のコントロール・感情表現について理解を深めた上で、傾聴のワークを行った。教員自身が「傾聴する」側「傾聴される」側両方を体験し、日頃の生徒対応に役立てる。また、教員のカウンセリング能力向上にも役立てていく。
- 研修の結果 : 受講した教員から次のような感想や反応を得ることが出来、「傾聴」の理解を深めることが出来た。「傾聴」のワークで、より良い生徒（や、それ以外の日常での他人）とのやり取り・コミュニケーションについて学んだ。また日頃、いかに相手の話を十分に聴いていないか、聴いて貰えていないかに気づくとともに、聴いて貰えることの心地良さを実感した。生徒対応だけでなく、自分自身の日常に使ってみたい。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールカウンセラー等活用事業の成果

[中学校]

平成26年度と平成27年度を比較すると、相談件数の合計は減少しているが、スクールカウンセラーの活用は定着をしてくれている。不登校児童・生徒の相談後の変化については、改善率（ほぼ改善、やや改善）は72.4%と昨年度より1.1%上昇している。

[高等学校・中等教育学校]

平成26年度と平成27年度を比較すると、相談件数の合計は、12,348件から13,927件に増加している。生徒、保護者、教職員のすべての相談件数が増加している。相談後、解決・好転した割合については、平成25年度より増加しており、平成27年度は75.4%と過去最も高い割合を示した。

（2）今後の課題

[中学校]

スクールカウンセラーがもつ資格の構成を見ると、準ずる者が25名（17.1%）、公立学校に勤務した経験が3年未満の者が20名（13.7%）であり、近年多様化する児童・生徒の課題への対応のためにはより一層の技量の向上が望まれる。昨年度の途中より採用したスクールカウンセラーアドバイザーを有効活用していく。

[高等学校・中等教育学校]

拠点校に配置されるスクールカウンセラーは、1日7時間、年間245時間（※中等教育学校は490時間）の勤務であり、複数校に勤務するスクールカウンセラーの各校での勤務は月1回程度に限られている。多くの学校で生徒・保護者との面談に勤務時間の大半を費やし、教職員との情報共有のための時間の確保に苦慮している。また生徒・保護者の面談希望が増えているなか、スクールカウンセラーの来校日数が不足していると感じている学校が数多くある。

新潟県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成27年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

- ① 新潟県の生徒指導上の最重要課題であるいじめ、非行等の問題の解消及び不登校への適切な対応を目指し、学校における相談機能の充実を図るために、児童生徒の臨床心理に関して専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーを学校に配置する。
- ② 児童生徒・保護者へのカウンセリング、教職員や保護者へのコンサルテーションやカウンセリングを行い、指導の在り方の検討や校内指導体制の確立等に役立て、問題の解消や児童生徒・保護者等の精神的苦痛の解消・軽減を目指す。

（2）配置・採用計画上の工夫

- ① 生徒指導上の困難を抱える中学校 12 校にハートフル相談員を、それ以外のすべての中学校・中等教育学校(168校) にスクールカウンセラーを配置する。
- ② 上記 168 校すべてにスクールカウンセラーを配置するため、拠点校方式を採用する。
- ③ 市町村立中学校 161 校に、拠点校・対象校 1 セットでスクールカウンセラー 1 人を年間 34 週 238 時間配置する。また、県立中学校及び中等教育学校 7 校には、スクールカウンセラー 1 人を年間 31 週 124 時間配置する。
- ④ 新規に採用する場合は、資格要件を満たしている者を面接により選考する。
- ⑤ 継続を希望する場合は、スクールカウンセラー等本人及び配置校にヒアリングをし、派遣先の市町村教育委員会に照会した上で、採用及び配置校を決定する。

（3）配置人数・資格・主な勤務形態

① 配置人数について

- 中学校 : 162 校（県立 1 校を含む）
- 中等教育学校 : 6 校

② 資格について（実人数 61 人）

- 臨床心理士・・・31 人

<スクールカウンセラーに準ずる者について>

- 大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1 年以上の経験を有する者・・・1 人
- 大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5 年以上の経験を有する者・・・29 人

③ 勤務形態について

- 単独校 2 市町村立中学校・・・年間 34 週 238 時間 1 回 7 時間または 4 時間
1 県立中学校・・・年間 31 週 124 時間 1 回 4 時間
6 中等教育学校・・・年間 31 週 124 時間 1 回 4 時間
- 拠点校 79 市町村立中学校 } 年間 34 週 238 時間 1 回 7 時間または 4 時間の勤務のうち、
対象校 80 市町村立中学校 } 実態に応じて配分するが、拠点校の勤務時間が対象校より少なくならないようにする。

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

- 1回目（4月）スクールカウンセラー事業連絡会・・・スクールカウンセラー及び配置校担当職員
- 2回目（10月）スクールカウンセラー・ハートフル相談員等合同研修会・・・スクールカウンセラー、ハートフル相談員、学校派遣カウンセラー、スクールソーシャルワーカー、市町村教育委員会担当者、学校職員

(2) 研修回数（頻度）

年2回（4月・10月）

(3) 研修内容

1回目（4月）スクールカウンセラー事業連絡会

＜内容＞ 行政説明「本県における不登校の現状と対応」他
事例紹介「この事業を有効に活用するために」

※紹介者：各地区の代表スクールカウンセラー・事業担当学校職員
スクールカウンセラーと拠点校・対象校の打合せ

2回目（10月）スクールカウンセラー・ハートフル相談員等合同研修会

＜内容＞ 行政説明「本県における不登校等の現状と課題」

講義「困難事例の対応について」

研究協議 ～研究事例についてのグループ協議～

(4) 特に効果のあった研修内容

講義「困難事例の対応について」の後、具体的な事例を示し、その対応についてグループ協議を行った。

【研究事例1】「長期に渡る援助が必要なケースへの対応～小から中へ～」

協議題：本事例をどう見立て、どう関わるか。

【研究事例2】「不登校及び引きこもりへの対応」

協議題：総合的に判断し、この事例にどう対処すべきか。

グループ協議後、実際に事例に対応した人から状況を説明してもらい、最後に「研究事例における対処の仕方」について講師から指導を受けた。

参加者の意見

- 困難事例について、すぐに解決ということは難しいと思うが、あきらめずにつながっていくことが大切ということを学んだ。
- ケースが難しい内容だったが、グループでいろいろな視点から意見が出て参考になった。
- 事例2に類似したようなケースを抱えているので、話し合いが具体的になった。
- 短い時間で物足りない感じがした。もう少しじっくり話を聴きたかった。

(5) スーパーバイザーの設置 無

(6) 課題

- 連絡会や研修会といえども、一定時間スクールカウンセラー等を拘束することから、2時間分の謝金を支払っている。短い研修時間なので、内容と進行に工夫が必要である。内容の精選等見直しを図りたい。一方、3時間の研修時間を確保できるか検討し、可能であれば予算措置を講ずる。
- スクールカウンセラー等の力量や経験の差を考慮して研修を進める必要がある。互いにアドバイスし合ったり情報交換したりしながら、チーム学校を担うことができるスクールカウンセラーを育成する。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】教育支援委員会におけるケース検討を通して、不登校解消のための活用事例（①⑦⑨）

様々な悩みを抱く生徒や特別な支援が必要な生徒に対して、複数の職員で丁寧に対応する一方で、スクールカウンセラー、通級指導教室担当、スクールソーシャルワーカー、外部の相談機関、医療機関などとの連携を図るための教育支援委員会を行い、不登校事案に対応した。

<内容>

- ① スクールカウンセラーが、面談を通して不登校生徒や保護者と十分な関わり合いをもつことにより、生徒の心情や状況把握を適切に行った。
- ② 教育支援委員会においてスクールカウンセラー同席のもと、ケース会議を実施し、当該生徒や保護者への対応について、スクールカウンセラーから助言を受けた。
- ③ 夏季休業中、スクールカウンセラーによる PCAGIP 方式による事例検討会を実施した。

<成果>

- 職員は、不登校生徒及びその保護者に対して、スクールカウンセラーの助言を得ながら、適切に対応することができた。また、スクールカウンセラーと関わりをもった多くの生徒が、登校できたり、社会参加への意欲を高めたりすることができた。保護者にとっては、スクールカウンセラーが精神的な支えになった。
- 夏季休業中の事例検討会では、教職員同士のさまざまな質問のやりとりの中で、教職員自身の新たな気づきや自発的な発見があった。

【事例2】小中連携事業のための活用事例（⑭）

「いじめ見逃しゼロスクール」の取組として、毎年中学校区内の小学校5・6年生と中学生全員が交流活動を行っている。平成27年度はスクールカウンセラー活用事業とタイアップした活動を展開した。スクールカウンセラーに小中意見交流会の話題提供者及びコーディネーターとして参加してもらい、いじめについてみんなが本音で語り、考えを深める機会を設定した。

<内容>

- ① 小中児童生徒による意見交流のテーマ「いじめについて～自分と向き合い、考える～」
 - 第1部 スクールカウンセラーによる講話（いじめの構図、野生動物の世界のいじめ、人の感情など）
 - 第2部 取組1「いじめたい気持ち」ってどんなときに起きる？そしてどんなもの？
取組2「いじめたい気持ち」はどうやって解消・発散するの？
- ② スクールカウンセラーのコーディネートによる縦割り班での意見交換と話し合った内容の発表
- ③ 第3部 スクールカウンセラーによるまとめ

<成果>

- 「いじめたい気持ち」はどんなときに起きるかという問いは、人は誰もそういう気持ちが起きるのだという前提に立っており、生徒に本音を語らせるのに有効であった。いじめが悪いことは分かっているがいじめてしまう自分の気持ちと向き合わせることで、いじめは「いじめる側」の心の問題であることに子ども自身が気付くきっかけとなった。
- 仲間の「いじめたい気持ち」の解消法を聞くことで、みんながいじめをなくすために努力していることを再認識し、自分の行動を振り返る場となった。解消法、発散法については笑いが起こるものもあり、いじめたい気持ちが起きたとき、陰湿な考え方に陥る前に他に切り替えるという手法を学ぶことができた。スクールカウンセラーの専門性を生かす、大変成果のある活動となった。

【事例3】教育プログラム実施のための活用事例 (16)

学校生活では、学習や対人関係など、生徒にとってストレスを感じる場面は多い。ストレスによる対人関係の悪化や意欲の低下を招き、いじめや不登校などの問題が起きる場合も考えられる。問題が大きくなってから対処するのではなく、ストレスを少なくしたり上手にしのいだりすることができる方法を学び、心の問題を未然に防いだり、ストレス対処法を学び、自己の感情をコントロールすることができる生徒になってほしいと考え、健康教育の一環として、スクールカウンセラーとT・Tで授業を実施した。

<内容>

- ① 教職員の共通理解を図った上でのストレスマネジメント教育の実施
 - 生徒指導部会にスクールカウンセラーも参加し、問題を抱えている生徒や学級などについて協議した。
 - ストレスが大きくなるこの時期の生徒への対応について、スクールカウンセラーから指導・助言してもらい、ストレスマネジメント教育の大切さを共通理解した。
- ② 事前アンケートにより、生徒がどのようなことに心の負担を感じるか、普段どのようなストレス対処方法をとっているかなどを把握
- ③ スクールカウンセラーと養護教諭、2学年部での指導案検討
- ④ 授業実践（健康教育の時間）
 - ストレス反応チェックを行い、ストレス、ストレッサー、ストレス反応について知る。
 - ストレスの対処法について考える。
 - リラクゼーションの方法を学び、リラクゼーション後の気分評価表と振り返りを書く。

<成果>

- 生徒指導部会に教職員だけではなく、心理の専門家であるスクールカウンセラーから指導、助言をもらうことで、生徒への対応だけでなく、授業とつなげた取組へと発展させることができた。
- 授業では、専門的な内容についてSCから指導してもらうことで、「良いストレスもあること」や「受け止め方によって良くも悪くもなること」「悪いストレスも少しずつクリアすることによって、良いストレスになること」が生徒に理解された。また、「リラクゼーションを体験しよう」ということで、「腹式呼吸」や「漸進的筋弛緩法」を生徒が実際に体験することができた。
- 学習のまとめで、スクールカウンセラーが、ストレスの対処法として相談することの大切さを生徒に伝えた。相談により考え方・解決方法の広がることや、相談する〈話をする〉ことで自分の考え・思いを再認識できるなどの利点を生徒が理解し、スクールカウンセラーへの相談に対して、拒否反応を示す生徒が減った。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

① H27 スクールカウンセラーの活動・相談状況 ※「教職員」の項目には、教育相談部会及び校内研修会における指導助言を含む。

相談対象	相談内容別実施回数(延べ人数)												合計
	不登校	いじめ	暴力行為	児童虐待	友人関係	非行不良	家庭環境	教職員との関係	心身の健康	学業進捗	発達障害	その他	
生徒	1,136	48	13	13	853	37	427	26	783	407	260	2195	6,198
保護者	1,069	17	6	1	57	56	183	21	136	64	126	257	1,993
教職員	3,706	244	53	19	756	170	568	78	946	254	698	3699	11,191
その他	143	2	0	3	8	1	11	0	4	1	14	251	438
合計	6,054	311	72	36	1,674	264	1,189	125	1,869	726	1,098	6,402	19,820

② H27 スクールカウンセラーの配置による効果

	項 目	校数(複数回答)	順
ア	いじめの解消、未然防止	4 4	
イ	不登校の解消、未然防止	1 1 1	3
ウ	問題行動の解消、未然防止	6 1	5
エ	教員の研修、カウンセリング等の知識・技能の向上	5 5	
オ	小中連携	2 2	
カ	生徒の悩み軽減	1 4 2	1
キ	保護者の悩み軽減	1 2 5	2
ク	教員の悩み軽減	1 0 2	4
ケ	その他（生徒指導部会や不登校対策委員会でのアドバイス他）	2 1	

【成果】年間の延べ相談人数はおよそ2万人（表①参照）

スクールカウンセラーの配置は、生徒や保護者、教員の悩みの軽減や不登校、問題行動の未然防止に役立っている。（表②参照）

③ H27 スクールカウンセラーを活用した校内研修の実施状況

校内研修を実施した学校数と割合 46校 28.6%（H26 45校 28.0%）

＜実施内容＞ ※（ ）は実施校数、複数の内容を実施した学校あり。

児童生徒理解（28） 生徒指導上の諸問題への対応（25） カウンセリングの技法（8）
実態把握の方法（検査等の活用）（5） 学級づくり・集団づくり（5） その他（9）

④ H27 スクールカウンセラーを活用した教育プログラム等の実施状況

児童生徒を対象とした教育プログラム等を実施した学校数と割合 41校 25.5%（H26 37校 23.0%）

＜実施内容＞ ※（ ）は実施校数、複数の内容を実施した学校あり。

ストレスマネジメント（16） アンガーマネジメント（7） ソーシャルスキルトレーニング（18）
構成的グループエンカウンター（6） アサーションスキルトレーニング（14） ピア・サポートプログラム（4） その他（8）

【成果】校内研修や教育プログラム等を実施した学校が増加した。生徒指導上の諸問題への対応について研修を行った学校が増加（H26 17校→H27 25校）し、教育プログラムについてはアサーションスキルトレーニングを実施した学校が増加（H26 5校→H27 14校）した。スクールカウンセラーの専門性を生かし、生徒の人間関係づくりをサポートする取組が進んでいる。

(2) 今後の課題

- ① 6割の学校でスクールカウンセラーの派遣回数が必要と感じており、カウンセリングを必要としている生徒や保護者への継続的な対応が不十分である。拠点校と対象校が相談の上、年間238時間の勤務時間を配分しているが、カウンセリング等の希望回数が多い学校は、予定した勤務時間内では終わらない状況がある。拠点校と対象校が連携を密にし、実情に応じてスクールカウンセラーを活用することができるよう、弾力的な運用を促進する必要がある。
- ② 問題行動の低年齢化により、小学校における生徒指導体制の充実が求められている。小学校にもスクールカウンセラーを配置及び派遣することができるよう、事業内容の見直しを図る。
- ③ スクールカウンセラーが有効に活用されるためには、カウンセラーと担当校の職員や生徒、保護者との良好なコミュニケーションが欠かせない。配置校において、スクールカウンセラーをチーム学校の一員として受け入れ、有効に活用することができるよう事例の紹介等をおおして働きかけていく。
- ④ スクールカウンセラーの平均年齢は約53才（H28.4月現在）である。若手や必要とされる人材の育成が求められている。県臨床心理士会をはじめ関係機関と連携し、人材確保と資質向上を図っていく。

富山県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成27年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

公立の小学校、中学校、高等学校に児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有するスクールカウンセラー又はスクールカウンセラーに準ずる者を配置し、悩みを抱える児童生徒、保護者への相談・支援を行うなど、教育相談体制の充実を図るもの。

（2）配置・採用計画上の工夫

- 公立小学校20校、公立中学校全80校にスクールカウンセラーを配置する。
- スクールカウンセラー未配置小学校等で、支援が必要な学校に対して、教育事務所管理カウンセラーを派遣する。派遣の継続や変更については、学校の状況に応じて原則学期ごとに見直し、市町村教育委員会と県教育委員会が協議して決定する。
- 県立高等学校8校にスクールカウンセラーを配置し、周辺の県立高等学校も支援する。
- 学校が対応に苦慮するいじめ等の事案発生時に、いじめ対策カウンセラーを機動的に派遣する。

（3）配置人数・資格・主な勤務形態

○配置人数

小学校	: 67校
中学校	: 80校
高等学校	: 8校
教育委員会等	: 2箇所

○資格

〈スクールカウンセラー〉

- ①臨床心理士 37名
- ②精神科医 1名
- ③大学教授等 2名

〈スクールカウンセラーに準ずる者〉

- ①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 7人
- ②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 18人
- ③医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 1人

○勤務形態について

単独校	80中学校	(週1日・1回 7.75時間 又は 4時間 又は 2時間)
	67小学校	(週1日・1回 4時間 又は 2時間)
拠点校	8高等学校	(実態に応じて 週1日・1回4時間等)

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

- スクールカウンセラー、スクールカウンセラーに準ずる者、各校事業担当者（第1回目のみ）

(2) 研修回数（頻度）

- 年2回

(3) 研修内容

- スクールカウンセラーの役割
- 講演
- 部会別協議

(4) 特に効果のあった研修内容

- 部会別協議
 - ・各スクールカウンセラー等からの対応事例の報告と対応内容についての検討

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- SVの設置：無
- 活用方法

(6) 課題

- 全員が参加できる研修機会の確保が難しい。
- 講師人材が限定（不足）している。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】「起立性調節障害」と診断された生徒のための活用事例（⑨）

- ・中学2年生女子Aは、中2の2学期までごく普通の目立たないおとなしい性格の生徒として、問題なく学校生活を送っていたが、3学期から、成績の伸び悩み、家庭の悩み、身体の悩みなどを原因とし、教室に行くことを渋り、欠席が増えた。
- ・管理職、担任、学年主任、教育相談担当で対応を協議し、Aと両親に対し、スクールカウンセラーとの面談を勧めることにした。
- ・まず、スクールカウンセラーと両親が面談し、その後、数回、スクールカウンセラーがAへのカウンセリングを行った。しかし、3年生になってもAの登校渋りは改善されず、特に朝の寝覚めが悪くなった。心配したスクールカウンセラーは、学校と相談し、Aと両親に病院での受診を勧めた。
- ・病院での診察の結果、「起立性調節障害」と診断された。学校は、保護者の了解を得た上で病院の主治医に連絡を取り、Aへの対応について相談した。主治医からは、Aの体調を優先し、無理に登校させないようにと指示を受けた。
- ・その後、Aは、朝は無理に登校せず、昼頃に相談室に登校するようになった。相談室では、学習に取り組んでいた。2学期になっても、Aは相談室登校を継続していたが、スクールカウンセラーとの面談を定期的に行うことで、Aは次第に元気になり、自分の進路にもしっかりと向き合うことができるようになった。卒業式当日は、教室に入り、卒業式にも参加することができた。
- ・スクールカウンセラーとAとの関係が良好で、適切にカウンセリングを行ったため、Aを医療機関につなぐことができたと思われる。
- ・Aは、医療機関を受診し、さらにスクールカウンセラーとのカウンセリングを繰り返すことで心身共に安定を図ることができた。

【事例2】経済的に困窮した家庭で生活している生徒のための活用事例（⑬）

- ・中学3年生女子Bは、母子家庭の5人家族である。母親は、知的障害を抱えており、無職である。祖父は日雇いで仕事をしており、祖母は専業主婦で雇用年金をもらっている。
- ・家庭の生活費は、祖父母の収入のみで、祖父の収入が無い冬場は生活が苦しくなり、ガス、電気、水道代が未払いになることもある。Bは、友人とのトラブルが原因で中1の2学期から相談室登校をしている。
- ・中1の頃から、Bはスクールカウンセラーと定期的に面談を行っており、中2の2月、「家のガスが止まって料理ができない。お風呂に入れない。」「来月には電気が止まる。」など家庭の悩みを話した。
- ・スクールカウンセラーと管理職、教育相談担当が対応を協議し、学校から市役所福祉課に連絡をした。市福祉課は、市社会福祉協議会に連絡をとり、今後の対応について相談した。また、学校からは、市教育委員会にスクールソーシャルワーカーの派遣を依頼した。
- ・中3の4月、学校、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、市福祉課、市社会福祉協議会が集まりケース会議を開き、今後の家庭の支援に対する役割分担を確認した。
- ・市社会福祉協議会は、母親の障害者認定の手続きを進め、障害年金が受給できるように手配した。その後、就労継続支援事業B型により母親は、就労に就くことができた。
- ・スクールソーシャルワーカーは、定期的に家庭を訪問し、生活の状態などを確認した。
- ・スクールカウンセラーは、継続してBのカウンセリングを行い、家庭環境に不便はないかを確認しながら、進路に向けての相談に乗った。生活が安定することにより、Bは何事にも前向きになり高校進学にも意欲をもち、その結果、高校に進学することができた。
- ・スクールカウンセラーが、相談室登校をする生徒に日頃から親身に関わることにより、生徒が悩みを自分から打ち明けることができた。
- ・スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーが連携し、様々な問題について、関係機関を学校に紹介したり、つないだりすることができたことにより、多くの人々がチームとしてBを支援することができた。そして、家庭生活が安定したことが、Bの将来に向けての前向きな姿勢につながったと思われる。

【事例3】良好な人間関係を育むための活用事例（⑭）

1 活動名 コミュニケーション能力向上講座

2 目的

- ・よりよい人間関係を築くための具体的なコミュニケーションスキルを学ぶ。

3 活動内容

- ・スクールカウンセラーの指導のもと、「楽しくコミュニケーションを学ぼう」の内容で実施した。生徒はグループに分かれ、対人関係ゲームを通して学習した。

4 成果と課題

- ・実施後のアンケートでは、「楽しかった・少し楽しかった」が68%、「気持ちのよいコミュニケーションがわかった」が64%、「グループのメンバーと心の交流ができた・少しできた」が62%だった。
- ・「講座を通して感じたこと・学んだこと」には、「気持ちを伝え合うことによって互いに納得できることを学んだ」「コミュニケーションは交流の基本なので、改めて大切だと分かった」「いろんな人と話せて楽しかった」「人と話をするのはやっぱり楽しいなあとと思った」があった。
- ・1年間を通しての本講座の取組は、平成25年度から実施しており、成果が見られたことから継続して実施している。
- ・今後も引き続き実施したいが、活動内容について検討が必要である。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

①不登校生徒の減少

- ・スクールカウンセラーを配置して以降、小・中・高校において、不登校生徒数は減少傾向にある。特に中学校では、全中学校に配置した19年度以降、大幅な減少がみられる。

(H19：854人 1,000人当たり28.8人 → H26：583人 1,000人当たり19.7人)

②学校における教育支援体制の充実

- ・スクールカウンセラーと担任、カウンセリング指導員、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールソーシャルワーカー等がチームとなり、気になる児童生徒や特別な支援を必要とする児童生徒等に対して、情報交換を行い、今後の支援の在り方や関わり方について共通理解した上で、役割分担を図り、効果的な支援を行うことができた。

③児童生徒及び保護者に対する教育相談の充実

- ・スクールカウンセラーが、適切なカウンセリングを行うことで、児童生徒は心を開き前向きになることができた。また、保護者に対しても第三者的な立場で専門的な視点による助言や支援を行うことで、保護者の子供との接し方を改善できた。

④職員研修等における教職員の資質向上の充実

- ・職員研修会でスクールカウンセラーが講師となり、児童生徒への接し方などについて研修する学校がみられ、教職員の児童生徒に対する見方や接し方等の改善を図ることができた。

(2) 今後の課題

①スクールカウンセラー配置時間の拡充

- ・不登校やいじめ、特別な支援を必要とする児童生徒への対応等、学校においては多くのニーズがあるため、配置時間の拡充が必要である。

ア 国の予算の拡充や補助率の1/2への引き上げなど、拡充に係る予算措置

イ 小学校への配置が少ないため、一刻も早い全校配置の実現

ウ 高校への配置の制限（全配置の10%以内）の撤廃

②スクールカウンセラーの人材確保と資質の向上

- ・スクールカウンセラーには、専門知識が必要であり、臨床心理士などの人材不足が問題である。臨床心理士会等と連携した人材の確保が必要である。また、事例検討会等の研修会を行い、スクールカウンセラーの資質の向上を図る必要がある。

③スクールカウンセラーと教職員との情報共有の在り方

- ・多くの学校では、スクールカウンセラーと教職員との間で、情報の共有や支援方法等についての共通理解が図られているが、時間が限られた中で、情報の共有が十分でない場合も見受けられる。「スクールカウンセラー日誌」等を活用している学校もあるが、スクールカウンセラーと教職員とがどのように情報の共有を図っていくかが課題である。

石川県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成27年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

不登校やいじめなど、児童生徒の問題行動等に対応するため、学校における教育相談体制の充実を図ることを目的とし、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者等をスクールカウンセラー又はスクールカウンセラーに準ずる者として配置し、児童生徒へのカウンセリング、教職員や保護者に対する助言・援助などを行う。

（2）配置・採用計画上の工夫

単独校方式

- ・スクールカウンセラー等を1校に配置し、当該校を担当する方式
- ・近隣未配置校より要請があった場合は、スクールカウンセラー等を派遣できるものとする。ただし相談に要する時間は配置校の配当時間を活用するものとする。

（3）配置人数・資格・主な勤務形態（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

小学校 : 80校
中学校 : 86校
高等学校 : 17校

（1）スクールカウンセラーについて

- ①臨床心理士 : 35人
- ②精神科医 : 0人
- ③大学教授等 : 1人

（2）スクールカウンセラーに準ずる者について

- ①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 5人
- ②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 29人
- ③医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 0人

勤務形態について

単独校	(週3日・1日4時間) × 35週	4 中学校
	(週2日・1日4時間) × 35週	14 中学校
	(週1日・1日5時間) × 35週	11 中学校・ 3 高等学校
	(週1日・1日4時間) × 35週	37 中学校・ 14 高等学校
	(週1日・1日3時間) × 35週	19 小学校・ 20 中学校
	(週1日・1日3時間) × 20週	61 小学校

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

- ・スクールカウンセラー36名、スクールカウンセラーに準ずる者34名全員を対象に研修を行う。

(2) 研修回数（頻度）

- ・県教育委員会主催の研修会（年1回全体）や他の資質及び指導力向上を図る研修会を連絡し、参加を呼びかける。

(3) 研修内容

- ・県教育委員会主催で不登校やいじめなど、児童生徒の問題行動等に関して専門的な知識を持った方を講師に招き、スクールカウンセラーに対して学校への支援等の在り方について指導、助言を行う。
- ・「自殺予防教育実践講座」等の研修会にも参加を呼びかけ、スクールカウンセラーとしての資質及び指導力の向上を図る。

(4) 特に効果のあった研修内容

- ・研究協議

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- ・設置していない。

(6) 課題

- ・スクールカウンセラーの勤務日や勤務時間に制限があるため、十分な研修日を確保することが困難。
- ・児童生徒の相談内容に関わる研修をタイムリーに開催すること。
- ・スクールカウンセラーの資質向上を効率よく行うこと。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】不登校改善に向けた活用事例（①）

前年度から不登校傾向の見られた小学5年生男児に対して、管理職、担任、学年主任、教育相談担当を中心に対応を進めながら、更なる有効な手立てを求め、当該児童の対応を諮った。

学校は、当該児童とスクールカウンセラーとの面談を月に2～3回、各1時間を保障することとした。これによるスクールカウンセラーからのアドバイスを参考に、担任は学級内での人間関係づくりの構築を進めていった。その結果、友だちとの関わりも良好となり、学校生活も安定していった。さらに、スクールカウンセラーからの助言をもとに保護者との面談を進めたことで、学校の取組に対して保護者の理解を得ると共に、保護者自身の精神的安定にもつなげることができた。今後も継続観察を進めていく予定である。

【事例2】発達障害のある児童への対応策を工夫するための活用事例（⑩）

入学以来、授業中の立ち歩きなど不安定な行動が多く、特別支援教育支援員による個別支援が不可欠であった小学1年生男児に対して、管理職を中心に学校全体が組織的な対応を進めてきた。しかし改善の様子が見られず、改めて当該児童の対応を諮ることとなった。

保護者からの希望もあり、学校はスクールカウンセラーとの面談の場を設定した。その際スクールカウンセラーは、第三者的立場という視点から、当該児童の大学病院への受診を勧めた。また同時に、特別支援学校・専門相談員や教育センターとの連携に係るコーディネートも進めていくことで、保護者の学校に対する信頼感も増していった。さらに、スクールカウンセラーとの面談の場を繰り返し設けることで、保護者自身、精神的に安定していった。

こうした組織的な対応が奏功し、当該児童は、授業中の不安定な行動等も少なくなっており、今後も継続的な対応を進めていく予定である。

【事例3】事例検討を通して、生徒理解のための取組やヒントを見つける活用事例（⑮）

スクールカウンセラーがコーディネーターとなり、事例提供者が提出した簡単な事例資料をもとに幾つかのグループに分かれ、検討していく研修会を開催した。グループファシリテーターと参加者が協力して、参加者の力を最大限に引き出し、その経験と知識から事例提供者に役立つ新しい取組の方向や具体的ヒントを見つけていくプロセスを学ぶ。

参加者からは、「自分が困っていることや悩んでいることをみんなに聴いてもらえる機会は少ないので、この研修ができて良かった。」「お陰で少し気分が楽になり、元気が出てきた気がする。」「自分の中で、自己解決のヒントが見えてきた気がする。」などの感想が寄せられ、事例検討の一つの手段として大変有意義な手法であった。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

- ・ 県内公立中学校に関しては、スクールカウンセラーを全校に配置している。その結果、生徒や保護者の多様な相談に対応することができ、また教職員への研修や教育プログラムを実施する機会も確保できた。
- ・ スクールカウンセラーの勤務日や勤務時間が増えた学校では、相談件数も増加し、不登校やいじめ相談をはじめ、学業不振や家庭の問題など、児童生徒の相談に幅広く対応することができた。
- ・ 平成27年度の相談件数は、前年度に比べ約5.8%増加しており、児童生徒の対応をはじめ、保護者や教職員への助言・援助を行い、問題行動等の未然防止につなげることができた。

(2) 今後の課題

- ・ スクールカウンセラーの勤務日や勤務時間に制限があるため、相談者への対応に限りがある。また各校の担当教員との打合せ時間も十分に確保できない場合もあり、情報共有が困難となるケースも生まれている。
- ・ 年々スクールカウンセラーの人員確保が難しくなっていることに加え、地域的要件等により効率的な支援体制の確保が難しくなっている。

福井県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成27年度）

(1) スクールカウンセラー等の配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為等の諸問題行動に対応し、児童生徒や保護者の心のケア、教職員への助言等を行うために心理の専門家を配置し、問題行動等の未然防止や初期対応（早期発見・早期解決）、自立支援等を図る。

(2) 配置・採用計画上の工夫

○配置について

- ・小中学校の配置について、単独校以外の中学校を拠点校、単独校以外の小学校を対象校とし、全校配置としている。対象校においては、中学校スクールカウンセラーが校区内対象校に対し、定期訪問および要請訪問を実施している。
- ・スーパーバイザーを県教育委員会に2名配置し、緊急な事案や困難な事案等に対応できるようにしている。

○任用について

- ・設置要綱に示す資格を有し、スクールカウンセラーとして採用を希望する者は、別に定める手続きにより教育長に申請するものとする。
- ・教育長は、申請者について面接を行い、任用の可否について総合的に判断する。ただし、良好な勤務実績があつて再任を希望する者については、面接を省くことがある。

(3) 配置人数・資格・主な勤務形態（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

○配置人数

小学校	:	45校（単独校）	:	32人	*兼務あり
	:	149校（対象校）	:	46人	*兼務あり
中学校	:	5校（単独校）	:	5人	
	:	69校（拠点校）	:	46人	*兼務あり
高等学校	:	7校（単独校）	:	3人	*兼務あり
教育委員会等	:	1箇所	:	2名	

○資格

スクールカウンセラー

- ①臨床心理士： 41人
- ②精神科医： 0人
- ③大学教授等： 1人

スクールカウンセラーに準ずる者

- ①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者： 15人
- ②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者： 9人
- ③医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者： 0人

○勤務形態

単独校 45 小学校

《内訳》・27 小学校（週1日・1回3時間） ・18 小学校（隔週1日・1回3時間）

5 中学校

《内訳》・2 中学校（週1日・1回3時間） ・2 中学校（週1日・1回6時間）
・1 中学校（週2日・1回5時間）

7 高等学校

《内訳》・7 高等学校（週1日・1回4時間）

拠点校 69 中学校

《内訳》・14 中学校（週1日・1回3時間） ・2 中学校（週1日・1回4時間）
・30 中学校（週1日・1回6時間） ・19 中学校（週1日・1回8時間）
・4 中学校（週2日・1回5時間）

対象校 149 小学校

《内訳》・149 小学校（年2回）

県教委配置スーパーバイザー 2人（年間105時間）

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー（辞令交付式時）
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、電話相談員（教育相談業務担当者等研修会時）

（2）研修回数（頻度）

年3回（4月、8月、11月）

（3）研修内容

- 業務についての指導・助言
- 教育相談業務関係に精通した大学教授等の講演・講義
- グループ別協議 等

（4）特に効果のあった研修内容

毎年、年2回の研修会には、教育相談業務関係のスペシャリスト（スーパーバイザー経験を有する大学教授等）といえる人物を招き、講義をいただいている。専門的な業務内容のお話や教育相談業務担当者（外部人材）等の連携等についてのお話など、たいへん勉強になっている。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- SVの設置： あり 2名（県教育委員会配置）
- 活用方法
 - ・県内を2地域に分け、それぞれが担当している。
 - ・緊急な事案や困難な事案等に対応している。

- ・採用年数が短い（1年目・2年目）スクールカウンセラー等のスーパービジョンを行っている。
- ・その他、スクールカウンセラーの有効な活用方法等について、県担当者と勉強会を開催している。

（6）課題

業務についての資質向上を図る目的での研修会の開催はいうまでもないが、スクールカウンセラーが学校組織の中で業務を進めるにあたり、学校組織の一員であるという意識を高めるとともに、組織の中でスムーズに職務が遂行できることをねらった研修等を考えていきたい。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】急性ストレス障がいからの脱却を支援した活用事例（⑨）

中学2年生女子Aが、買い物に出かけた際に露出狂に遭遇。事件に遭遇してから、不眠や食欲の低下、活動意欲の低下や、男性に対する恐怖心を抱いていることから、SCは急性ストレス障がいの見立てをし、Aの心の回復を目指して週一回の継続面談を実施。また、Aの初回面談を行った同日に、母親とも面談を実施。病院受診を勧めるとともに、Aへの接し方について助言を行った。その後、Aは病院受診。母親は定期的にSCのカウンセリングを受ける。事件以降、男性教員が行う授業は保健室で過ごす。女性のライフパートナーに学習支援してもらうことで気持ちもほぐれていったようである。教室で授業を受けることが出来ても胸が苦しくなることがあったり、教室に無理やり連れて行かれるのではないかという恐怖心を抱いたりしていることもあった。担任の後押しもあり、3ヶ月後には教室に完全復帰する。現在では教室にいても緊張することがなくなり、男性に対する恐怖心もなくなっている。

【事例2】小中連携のための活用事例（⑭）

年3回実施している小中連携相談部会（適応指導教室運営委員会）にアドバイザーとしてSCが参加。このSCは昨年度から校区5小学校のうち4小学校で教育相談に携わり、継続して面談をしている保護者もいる。気がかり生徒の情報交換を定期的に行うことで、学校生活に不応を起している兄弟姉妹が小中にまたがる保護者について、トータルな支援を行うことができ、小学六年生の中学校への移行支援にもつながる機会となっている。

【事例3】校内研修のための活用事例（⑮）

昨年度、夏休み明けから秋頃にかけて、少しずつ不登校生徒が増える傾向が見られたこと、また、今年度は特に発達障害を抱える生徒への対応に苦慮しているケースが多く見られたことから、日頃困っていることについて情報交換をするとともに、専門家から正しい生徒理解と問題の対処の仕方について学ぶために、教職員対象の生徒理解の研修会をもった。研修会では外部から講師を招き、SCにも参加を依頼。発達障害をもった生徒への対処の仕方についての講義を受けた後、講師やSCにグループ協議に参加してもらい、一つのケースを取り上げて協議を行った。その中で、SCから日頃の悩みや生徒指導で困っていることに対して具体的にアドバイスを受けた。

（調査研究報告書より抜粋）

【4】成果と今後の課題

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

配置校（単独校と拠点校）に対し、年度末に調査研究報告書の提出、年2回（7月・12月）活用状況調査（スクールカウンセラーへの評価を含む）の提出を、また、スクールカウンセラーに対して、年2回（7月・12月）自己振り返り調査（学校の活用状況を含む）の提出を願っている。

以下には、これらを参考に成果を述べる。

問題行動の早期発見、早期対応を目指し、SCを含めたケース会議を頻繁にもつ学校が増えている。その結果、SCを中心に複数の教職員が問題解決のために話し合い、問題を共有し、チームで問題に対処することができるようになってきている。一つのケースにSCが継続的に関わることで生徒や保護者が少しずつ変化し、それを受けて学校側がスモールステップを設定し学校復帰を目指すという連携が機能し、改善方向に向かうケースも見られる。このように、様々な立場の人が、多様な形で生徒や保護者に対応することで、解決への1歩を踏み出すことができ、改めてチームとして連携することの大切さを実感している。

《参考》

【県内公立小中学校の諸問題行動の推移】

*公立小中には全校配置としているため、公立小中学校のデータのみを参考データとする。

■不登校出現率の推移

H22：1.02% H23：0.90% H24：0.88% H25：0.90% H26：0.91%

■いじめの認知件数の推移

H22：591件 H23：437件 H24：1005件 H25：698件 H26：679件

■いじめの解消状況の推移

H22：74.6% H23：72.1% H24：96.3% H25：97.4% H26：94.7%

(2) 今後の課題

○SCの多忙化

児童生徒や保護者の面談希望が非常に増えており、特に保護者の都合に合わせて夜になることが多いため、限られた勤務時間の中で各学校ともスケジュールを組みにくい状態になっている。さらに、担任や教育相談担当へのコンサルテーション、小学校訪問、家庭訪問など、学校からの要望に応えようとして、SCの多忙化に拍車がかかっている。

○教員研修への活用

対人関係を苦手とする生徒や発達障害を抱えた生徒が自己肯定感を高め、学級の中で居場所を作る働きかけが、ますます重要となっている。若い教員が増え、指導技術と共に教育心理的な面に裏打ちされた指導力の向上が望まれる。専門的立場からSCを中心に行う校内研修会を設定し、教員の不安や悩みへの解消と指導力の向上を図る機会を作ることが必要である。

山梨県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成27年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

- ・いじめや不登校等の未然防止，改善及び解決並びに学校内の教育相談体制等の充実を図り，もって教員の資質能力の向上に資することを目的とする。

（2）配置計画上の工夫

- ・スクールカウンセラー等は，公立小学校（60校）・公立全中学校（85校）並びに県立高等学校（6校）に配置した。
- ・スクールカウンセラー等は，配置された当該校を担当するほか，地域や学校の実情により，当該校の校長の指示により複数の学校を担当することができる。

（3）配置人数・資格・勤務形態（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

- ・配置人数 小学校：60校，中学校：85校（全校配置），高等学校：6校の計151校に，65名配置。
教育委員会等（要請訪問スクールカウンセラーとして）1箇所につき26名配置。

- ・資格 <学校配置のスクールカウンセラー> 65名の資格

①臨床心理士が51名，②精神科医が0名，③大学教授等の職にある者又はあった者が1名。①と③である者1名，④修士課程（相談業務1年以上の経験の者）が2名，⑤大学，短大卒（相談業務5年以上の経験の者）が10名，⑥医師（相談業務1年以上の経験の者）が0名。

<教育委員会等（要請訪問スクールカウンセラー）配置> 26名の資格

①臨床心理士が17名，②精神科医が0名，③大学教授等の職にある者又はあった者が1名，①と③である者2名，④修士課程（相談業務1年以上の経験の者）が3名，⑤大学，短大卒（相談業務5年以上の経験の者）が3名，⑥医師（相談業務1年以上の経験の者）が0名。

- ・勤務形態 原則として次のいずれかとする。

①年間280時間（週8時間×35週）

②年間210時間（週6時間×35週）

③年間140時間（週8時間×17.5週，週4時間×35週）

④年間115時間（週3時間×25週＋週4時間×10週）

⑤年間80時間（週8時間×10週，週4時間×20週）

<平成28年度の状況>

小学校（53校）：80時間…11校，115時間…22校，140時間…20校

中学校（80校）：140時間…31校，210時間…3校，280時間…46校

高等学校（6校）：140時間…5校，210時間…1校

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

- ・ガイドラインを作成し，全小・中学校に配付。HPにアップし，ダウンロードが可能。

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ・スクールカウンセラー研究協議会（参加者：学校配置・要請訪問スクールカウンセラー，配置校担当教員，県教委事務局，教育事務所担当指導主事）を年3回開催している。

（2）研修内容

- ・研究協議会において，テーマを決めて（例：小・中連携に関する工夫等）グループで互いの情報共有や，より有効な活用ができるよう協議を行う。
- ・経験年数の長いスクールカウンセラーを講師とした研修・グループ協議

(3) 特に効果のあった研修内容

- ・経験年数の長いスクールカウンセラーを講師とした研修・グループ協議
- 研修内容「スクールカウンセラーとしての対応」
- 課題研究協議（グループ協議）「スクールカウンセラーを活用した小・中連携」

(4) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

OSVの設置 無し ○活用方法 無し

(5) 課題

- ・様々なケースに対応していくためにも、スーパービジョン体制については、必要性が高い。また、専門性向上のための研修会も必要となっているが、予算の都合上実施できない状態である。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】不登校のための活用事例（①、⑨）

- ・中1男子の不登校への対応のケース。1年9月頃から体調不良を訴え、その後不登校になる。前期に学級役員をしていたが、学園祭の取組の際にクラスがまとまらず悩みを抱え込んでしまった。

◇支援の方法

- ・本人や保護者に対するカウンセリングが、本人の今まで抱えていた課題を整理するきっかけとなり、自分自身のスタンスを持つことができるようになった。
- ・週1回定期的に行われる、不登校対策部会（校長、教頭、学年担当、養護教諭、SC、不登校担当）で、情報交換・情報共有を行い、心配な生徒への対応、指導方針を検討。SCからもアドバイスをしてもらった。
- ・SCと連携し、家庭訪問により母親や生徒との面談を行った。さらに、面談内容をケース会議で報告し、共通理解を図った。

◇結果

- ・継続的なカウンセリングと組織的な支援により、登校できる日が増えていった。3学期には、ほぼ休みなく登校し、学習にも前向きに取り組めるようになった。

【事例2】小中連携のための活用事例（②）

◇活用事例

- ・SCが中学校区の小学校2校を定期的に訪問し、直接6年生に接したり、情報を得たりしている。また、6年生の入学準備の段階で、情報を共有し、問題を事前に把握し、受け入れについての検討を行っている。
- ・中学校区の小学校2校に訪問し、小学校における教育相談に対応している。また、問題を抱えている中学生の家庭の弟や妹が小学校に在籍する場合にも、SCがカウンセリングを行い、対応している。
- ・新入生に対して、小学6年生のうちに、全員面談の時間を設定する。

【事例3】ストレスマネジメントのための活用事例（②）

◇活用事例

- ・中学3年生の3学期、学級活動の時間を活用。「入試直前のストレスマネジメントについて」の講演会を開催し、SCが専門家の立場から、緊張のほぐし方、不安への対応の仕方等、ストレスマネジメントのアドバイスをを行った。
- ・中学1年生、道徳の時間。SCと「人と人とのつながりを感じてみよう」のTTの授業を行った。友達との関わり方等を考える機会となった。
- ・中学校区の小学校2校に訪問し、小学校における教育相談に対応している。また、問題を抱えている中学生の家庭の弟や妹が小学校に在籍する場合にも、SCがカウンセリングを行った。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

- ・配置校からの報告書によると、「専門家による新しい視点が加わり、多面的な児童生徒理解に結び付けることができるようになった」、「子供の友人関係など悩みをもつ保護者にとっては、専門家に対応してもらえるとすることで安心感がもてた」という成果が多くあった。
- ・多くの課題を抱えた子供へのカウンセリングやその子供を担当する先生方や保護者の方々への対応等が、非常に的確で、課題が解決したり、落ち着いたりしている。ケース会議や通常学級での特別支援の必要な子供へのアドバイスなどもいただき、課題を抱えている子供、保護者への対応も良く、同一歩調で進めることが出来ている。
- ・不登校やいじめ、学校生活に適應できない子供への問題に対して、児童や保護者へのカウンセリング、教職員への指導、助言をいただき、SCの存在は大きな支えとなっている。
- ・児童生徒の相談件数は、依然として多く、増加傾向にある。H24年度の相談件数：10,136（件）、H25年度の相談件数：10,178（件）、H26年度の相談件数：11,144（件）、H27年度の相談件数：11,156（件）
- ・配置SCは、「心の専門家」について学校現場の理解がすすみ、生徒、保護者、教師の相談活動に有効活用されている。また、中学校区の小学校からの要請もあり、小・中で連携して中学校配置のSCを活用している。小学校へも同じ学区の中学校に配置しているスクールカウンセラーを配置することで、なお一層の小・中連携が図られると考える。

(2) 今後の課題

- ・問題を抱える家庭や児童生徒のうち、相談や支援を希望しない保護者への対応が難しい。
- ・周知が進み、活用が増えてきたが、時間が不足している。対応が一層、複雑で難しいケースが増えてきているため、予算措置の必要性を感じる。
- ・どの学校でもいじめや不登校は起こり得るとの認識のもと、どの学校にも専門家がいるという、教育相談体制の一層の充実を図る。
- ・いじめの問題のピークは、小6から中1にあり、不登校中1ギャップ等の課題に早期対応するために、児童生徒数の多い小・中学校や不登校生徒の多い中学校区の小学校へ配置を拡充し、小・中連携により継続的に取り組む必要性が高い。

長野県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成27年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

児童生徒の悩みに寄り添い、適切かつ迅速に対応し、児童生徒が安心して学習に取り組むことができるようスクールカウンセラー（臨床心理士等）を配置し、学校内における相談体制の充実を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

- ・県内全公立小学校・中学校・高等学校・特別支援学校に対応。
- ・中学校は、学校規模と地域性、生徒指導上の課題等を配慮して、拠点校95校、対象校90校に配置。
- ・小学校は、拠点中学校通学区内の対象小学校255校に配置。それ以外の小学校は状況に応じて対応。
- ・高等学校、特別支援学校は、教育事務所に配置したSCを学校に派遣して対応。

（3）配置人数・資格・主な勤務形態

[配置人数]

小学校 255校 中学校 185校 高等学校 85校 特別支援学校 10校
教育委員会等（総合教育センター）1箇所

[資格]

○スクールカウンセラーについて

①臨床心理士・・・50人

○スクールカウンセラーに準ずる者について

①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者・・・・・・7人

②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者・・・20人

[勤務形態]

拠点校	95	中学校	(週1日・1回4時間程度)
対象校	90	中学校	(月1日・1回4時間程度)
	255	小学校	(月1日・1回4時間程度)
派遣校	85	高等学校	(月2日・月5時間程度) (4教育事務所に配置)

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

長野県が任用したスクールカウンセラー

（2）研修回数（頻度）

①SC地区別研修会の実施（4地区・年1回）

[参加者：SC]

②いじめ・不登校地域支援事業 地区推進会議（4地区・年2回）

[参加者：教職員、市町村関係者、支援員・相談員、SSW、SC、PTA、保健・福祉関係者]

③全県研修会（全県・年2回）

[参加者：教職員、市町村関係者、支援員・相談員、SSW、SC、PTA、保健・福祉関係者]

④自殺予防研修会（2地区・年1回）

〔参加者：教職員、SSW、SC〕

（3）研修内容

①SCの任務、あり方、評価について再認識するとともに、いじめ、不登校、家族関係などの問題に対して事例検討会（グループ別）を通して意見交換、発表。

②不登校やいじめ問題で悩みを抱えている児童生徒の支援に関わる関係者が効果的な支援や連携のあり方について研究協議及び情報交換

〔分科会テーマ〕 ・不登校の未然防止の取組みについて ・いじめの未然防止、
・児童生徒への有効な支援のための学校体制の構築 ・ソーシャルスキルトレーニング等

〔分科会〕 ・参加者による情報交換（経験交流）

③全県研修会 「発達障がいを抱える児童生徒に対する不登校の未然防止と支援」（6月15日）

長澤 正樹 氏（新潟大学教育学部教授）

「困難な問題を抱える子どもの家族支援」（11月12日）

布柴 靖枝 氏（文教大学人間科学部教授）

④中学校及び高等学校において、自殺予防教育に資する取組を推進するため、担当者を対象とした研修を実施

〔講義演習〕「自殺予防と学校でできる自殺予防教育」 阪中 順子 氏（四天王寺学園小中学校カウンセラー）

（4）特に効果のあった研修内容

スクールカウンセラーは様々な研修等はあるものの、SCとSCに準ずる者が意見交換や情報交換を行う機会は限られている。その中で県内4地区に分かれての事例検討会はお互いの相談支援の役割を確認し、援助技術を高めていく上で効果のあるものとなっている。また、いじめ・不登校地区推進会議にみられる他職種も参加しての全県的な研修会は相談支援における組織的な対応が求められる中でSCの役割、他機関との連携を意識し考えていく上で意義深いものとなっている。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置・・・なし

（6）課題

相談支援においても組織としての対応が求められる中、個々のスクールカウンセラーの経験年数、配置時間数、担当する学校種や校数も異なる中、研修会のもち方、内容の精選が課題となってきている。特にコーディネーターをはじめとした相談業務に従事する職員とSCとの連携が重要となってきている中、学校組織の中で具体的な支援体制をどのように整備していくかについて研修の中で確認していく必要があると思われる。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】他機関へ支援を繋げることが必要な生徒支援のための活用事例（①②⑤⑨）

●高校2年生男子（A生）

- ・中学校時代から孤立する傾向にあり、集団にうまく馴染めていなかった。
- ・中学3年時にはいじめを受けたこともあるが、相談室の先生からのアドバイスもあって乗り越えてきた。
- ・高校では、クラスメイトから仲間外しや悪口、陰口などのからかい、にらみつけられたりつけまわされたりするなどの嫌がらせがあったと担任に訴えている。また、このことを理由に時々欠席している。
- ・SCとの面接でも、担任が聞いた、クラス内での様々な形でのいじめに関することと同様の内容が語られた一方で、関係者からの状況確認においては、本人が訴えるようないじめの事実は確認できなかった。SCとの面談を継続する中でA生に関係念慮の傾向があることがわかり、医療機関との連携の必要性が焦点となった。
- ・学校では事態の確認を進めながら、A生が医療につながるにはどうしたらよいかについての会議が設けられた。
- ・A生の保護者が医療機関にかかることについて肯定的に考えていない様子が窺われたため、SCとの面談の中でA生に医師や保健師が出向いて相談を受ける精神保健福祉相談の存在を紹介した。
- ・現在は継続的に医療に繋がることができ、学校生活や私生活でのA生の感じていた不安もある程度コントロールできるようになっている。

<成果>

- ・SCの専門的な視点から関係念慮に気付いたことで、医療という選択肢に展開することができた。
- ・SCの適切な見立ておよび学校とのチームとしての連携があったことが、A生の訴えていたクラス内のいじめや嫌がらせが事実ではないことを明らかにし、事態の適切な収束に寄与した。

【事例2】知的・発達的な困難を抱える子どもをもつ母親への支援のための活用事例（③⑤⑦⑩⑪）

●小学4年生女兒（B児）

- ・母子家庭のB児の母親（以下C）から、B児のこと全般で悩んでいるとのことで相談の予約が入った。
- ・就学前および低学年の頃は、少し勉強ができないくらいにしか感じていなかった。
- ・ただ、口が悪く、思い通りにいかないとひどく癇癪を起し容赦なく攻撃することが以前からあり、現在友達関係で避けられていることの要因の一つと考えられる。
- ・知的に遅れがあり、4年生だが算数で言えば足し算引き算がやっとである。しかし母親はB児を障がいと思いたくないので病院に連れて行くのは気が引ける。
- ・年の離れたB児の兄とCは毎日ケンカしており、暴言や陰険な雰囲気絶えない状況である。

<対応>

- ・B児が少なからず家庭の影響を受けていることが考えられるので、関わり方を意識できるとよいこと、そのためにはCの安定が最重要であること、一人で抱え込まずコンスタントに吐き出す機会や相手を持つことを伝えると、Cは「初めて人に本当の気持ちを言った。本当に気持ちが楽になった」と思うことができた。

<成果>

- ・問題の本質に円滑にアプローチできたことで、信頼関係が築かれ、今後の支援の基盤づくりができた。

【事例3】不登校傾向の生徒に対し、学校が円滑な校種間連携を図るためのSCの活用事例（①③④⑦）

●高校1年生男子（D生）

- ・保育園時代から療育センターを時々利用しており、小学校に入学後はいじめを受け孤立気味となる。
- ・母親からの暴力的な対応もあり小学校1年途中から情緒障がい児短期治療施設を利用する。
- ・小学校4年から地元小学校に戻り支援学級に通うが、自分の思うようにならない事があると荒れ、時には暴力的な行動がみられたことから、中学校進学時より児童自立支援施設を利用する。

- ・中学校3年の2学期、高校への進学が現実的な問題となってきたこともあり、不登校傾向が顕著となりSCの支援が始まる。
- ・受検の結果、D生はE高校に合格する。D生に対しての幼少時から小学校、中学校時の状況については施設の運営にかつてSCが関わっていたこともありSCから高校へ情報提供を行い、カウンセリングを継続していった。
- ・幼少時から中学校まで医療や施設との連携、カウンセリングにおいて同一のカウンセラーが関わってきており、特に施設との連携においてSCの見立てや施設職員とSCとの関係づくりがきちんとできた上での適切な支援が行われてきた。

<対応>

- ・不登校の背景にある本人の成育歴や家庭的な要因から児童養護施設、児童相談所等、各種機関との連携を意識して支援を継続してきた。

<成果>

- ・中学校の支援学級における対応や相談支援体制の情報をSCが高校に伝えることにより、高校での担任、相談支援体制、養護教諭などとの支援体制が作りやすくなった。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果 (27年度)

- ・相談内容別件数 26,412件 [①不登校6,710件 ②家庭環境、家族関係3,412件 ③友人関係3,170件]
[小学校8,495件 中学校14,434件 高等学校3,483件]
- ・相談者内訳 11,680人 [①児童生徒4,997人 (42.8%) ②母親3,275人 (28.0%)
③教職員2,952人 (25.3%)]
[小学校4,719人 中学校5,261人 高等学校1,636人]

(参考 22年度)

- ・相談者内訳 (全相談者に占める割合)
①児童生徒 69.7% ②教職員 16.0% ③母親 12.2%
④父親 1.4% ⑤その他 0.7%
- ・相談者内訳の推移をみると、平成22年度、母親の全相談者に占める割合は12.2%と児童、生徒(69.7%)教職員(16.0%)に次ぐものであった。平成27年度には28.0%に拡大し、不登校等への対応として不安を抱える家族への支援の輪が拡大してきており、SCを加えた学校における相談支援体制が保護者の方にも広く認知されてきたことが成果と思われる。

(2) 今後の課題

- ・全県すべての公立中学校へのスクールカウンセラー配置を実施し、高等学校への派遣時間も拡大してきた中でSCがSSW、児童相談所や医療機関など他業種、他機関との連携が求められる機会が増えてきている。そうした状況において、学校関係者とSC、SSW、他機関等との連携を進めるための研修内容の在り方が求められている。
- ・県内を4地区に分けてスクールカウンセラーの配置を行う際、都市部に居住しているSCが多いため山間地や多雪地域、県境地域に対応できるSCが不足するなど人材確保が課題となっている。他県在住のSC任用に頼る場合もあり、隣県との連携も課題と考える。

岐阜県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成27年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

- ・不登校・いじめ等の問題行動への対応に当たって、学校におけるカウンセリング等の機能の充実を図るとともに、早期発見・早期対応、未然防止の取組を行うことで、学校における教育相談体制の充実を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

- ・県内全中学校を拠点校として、各中学校区にスクールカウンセラーを配置し、校区の全ての小学校を対象校とした。市町村教育委員会の指導のもと、校区の小・中学校が相談して活用計画を立て、全ての学校においてスクールカウンセラー等が活用されるようにした。
- ・各中学校区を「重点校区」「配置校区」に分け、「重点校区」には、スクールカウンセラーに加えスクールカウンセラーに準ずる者を配置した。

（3）配置人数・資格・主な勤務形態（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

○配置人数

- 小学校 : 370校（対象校配置・配置計画あり）
中学校 : 184校（拠点校配置）

○資格

①スクールカウンセラー

- ア 臨床心理士 96人
イ 精神科医 0人
ウ 大学教授等 2人

②スクールカウンセラーに準ずる者（以下 スクール相談員）

- ア 大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 12人
イ 大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 56人
ウ 医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 0人

○主な勤務形態について

勤務時間：1回6時間

- | | | | | |
|-------------|------------|-------|---------|-----|
| 重点校区A（13校区） | スクールカウンセラー | 週2回 | スクール相談員 | 週1回 |
| 重点校区B（45校区） | スクールカウンセラー | 週1.5回 | スクール相談員 | 週1回 |
| 重点校区C（40校区） | スクールカウンセラー | 週1回 | スクール相談員 | 週1回 |
| 配置校区D（33校区） | スクールカウンセラー | 週1回 | | |
| 配置校区E（53校区） | スクールカウンセラー | 週0.5回 | | |

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

- ・各小・中学校 教育相談主任
- ・スクールカウンセラー、スクール相談員

(2) 研修回数

- ・年間2回（4月～5月、7月～8月） 各教育事務所単位で開催

(3) 研修内容（主な内容）

<第1回>

- ・スクールカウンセラー等活用事業の概要と事務手続等について
- ・教育相談主任、スクールカウンセラー、スクール相談員の役割と心構えについて
- ・地区の現状と課題
- ・講話
- ・各中学校区別連絡会

<第2回>

- ・スクールカウンセラー等活用事業の進捗、スクールソーシャルワーカーや関係機関等との連携について
- ・地区の現状と課題
- ・講話、実践発表、パネルディスカッション、事例検討会、情報交流等
- ・スクールカウンセラー、スクール相談員の効果的な活用に関わる研究討議
- ・各中学校区別連絡会

※第1回、第2回ともに、各教育事務所の課題等に合わせ、研修内容の詳細を決定する。

(4) 特に効果のあった研修内容

- ・スーパーバイザーによる講話は、より広い視野から教育相談について学ぶ機会となった。
- ・スクールソーシャルワーカーや関係機関の代表者も交えたパネルディスカッションは、それぞれの立場ごとに異なる視点や支援方法をもっていることを、研修会参加者が具体的に理解する機会となった。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○S Vの設置

- ・県内6つの教育事務所に各1人配置

○活用方法

- ・スクールカウンセラー等研修会や新規スクールカウンセラーが配置された学校への訪問等を通して、地区全体の指導に当たる。なお、必要な場合には、勤務経験年数に関わらず、指導を実施する。
- ・重篤かつ緊急な事案等に対応する。

(6) 課題

- ・各校区の実情や課題に応じて、スクールカウンセラーやスクール相談員を柔軟に活用し、校内及び校区の教育相談体制の充実を図ることができるよう、研修の一層の充実を図る。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】不登校生徒のための活用事例（①）

- ・中学校に進学した不登校傾向のある生徒に対し、小学生の頃からカウンセリングを行っていたスクールカウンセラーが引き続き関わったことで、中学校進学後も継続的な支援が可能となった事例。
- ・小学校6年生の早い段階から、担任や教育相談担当と中学校区に配置されたスクールカウンセラーが情報を共有し、中学校進学を視野に入れた支援を行うようにした。また、小学校の教育相談担当と中学校の教育相談担当も、連絡協議会や日常の連絡、進学時の引継等、機会を捉えて情報を共有するようにし、小学校から中学校へ、支援体制は比較的スムーズに移行されていった。
- ・その結果、中学校進学後、小学生の時と同じスクールカウンセラーのカウンセリングを継続して受けながら、学級復帰に向けて前向きに努力する生徒の姿が見られた。

【事例2】小中連携のための活用事例（⑭）

- ・スクールカウンセラーの中学校区配置を生かし、各校担当者と連絡を取り合い、児童生徒の状態に合わせてスクールカウンセラーの勤務校を変更したり、午前と午後で勤務場所を変更したりして、臨機応変に対応したことで、適切な時期にスクールカウンセラーの助言や指導を受けることができた。
- ・中学校区に配置されたスクールカウンセラーを講師として、発達障がいについて、小中合同の研修会を実施した。障がいへの理解を深め、小中で連携して支援するために必要な共通認識をもつことができた。研修会を受け、子どもが発達障がいかもしれないと不安に感じている保護者に対し、子どもが小学生の内にスクールカウンセラーのカウンセリングを受けてもらうよう働きかけた。保護者の不安が軽減され、中学校進学後も、気軽にカウンセリングを受けられる環境を整えることができた。
- ・中学校区単位で教育相談連絡会を開催し、それぞれの立場から次のような情報や意見を伝え合った。
（スクールカウンセラー）カウンセリングに関わる連絡事項や情報提供について
（スクール相談員）相談室での様子について
（教育相談担当）毎月の欠席状況を中心とした学校全体の不登校や課題について
（教頭）保護者からの相談や保健室での児童生徒の様子について
その結果、個々の動きから全体の動きまで、中学校区全体の様子を把握することができた。また、欠席状況の交流では、休み始めの児童生徒についての情報交換も行うことができた。

【事例3】教育プログラム実施のための活用事例（⑯）

- ・不登校の未然防止の取組の一つとして、学級担任とスクールカウンセラーが協力して行う「心の授業（エンカウンター）」を、計画的に実施した。より多くの生徒と交流できる機会を設け、互いの関わりについて考える機会となるよう、スクールカウンセラーと学級担任、教育相談担当で事前の打ち合わせを行い、各学級の生徒のニーズに合った内容を扱うようにした。また、授業後は、学校だよりに授業の内容や生徒の様子、感想などを掲載し、保護者にも学校の取組を伝えるようにした。生徒が、人との関わりについて考えるきっかけとなっただけでなく、学校の取組と家庭をつなぐよい機会となった。
- ・小学校中学年を対象に、次の3つのねらいで、スクールカウンセラーによる指導を実施した。
①悩みの早期発見②いじめの予防③スクールカウンセラーとの相談しやすい関係づくり
ゲストティーチャーとして授業に参加し、児童が理解しやすいよう、紙芝居やキーワードを書いた掲示物等を示しながら話をした。これにより、児童がスクールカウンセラーを身近な存在として意識でき、「困ったことがあったら、この人に相談してもよいのだ。」と知ることができた。さらに、中学校1年生を対象に、スクールカウンセラーも参加する授業を企画した。これは、小学生の時に学んだ内容の再確認に加え、思春期における感じ方の変化について認識することをねらいとしている。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果 [平成27年度]

- ・スクールカウンセラー等の配置を中学校区配置として2年目になり、小学校での活用が定着しつつある。前年度の割合と比較すると、各校のニーズに合わせて、小学校へも計画的に配置されたことが分かる。

＜スクールカウンセラーがカウンセリングを行った延べ人数の割合＞

(小学校) 36% (平成26年度 29%) (中学校) 64% (平成26年度 71%)

- ・相談内容や相談者は、小・中学校で異なる特徴が見られ、スクールカウンセラーは、様々なニーズに対応している。スクールカウンセラーが児童生徒や保護者の悩み等をじっくりと聞き、専門的な視点から助言や支援を行うことで、解決の糸口を見出したり、状況を改善したりすることができた。

＜相談内容別件数＞

24,919件 [小学校：9,031件 中学校：15,888件]

- ①不登校8,740件 ②いじめ問題220件 ③暴力行為186件 ④児童虐待39件
- ⑤友人関係2,073件 ⑥非行・不良行為194件 ⑦家庭環境2,746件
- ⑧教職員との関係288件 ⑨心身の健康・保健3,057件 ⑩学業・進路1,262件
- ⑪発達障がい等3,219件 ⑫その他2,895件

＜相談者の割合＞

(小学校) 児童：37.0% 保護者：36.0% 教職員：26.6% その他：0.4%

(中学校) 生徒：49.6% 保護者：25.6% 教職員：23.9% その他：0.9%

- ・校内研修の実施回数は全体としては減少したが、小・中学校合同の研修会を開催する等、中学校区の実情に応じて、スクールカウンセラー等の限られた勤務時間を有効に活用している。児童生徒を対象とした教育プログラムの実施回数は増加しており、未然防止あるいは早期対応のための取組が、前年度より多く実施されたことが分かる。小規模校の中には、スクールカウンセラーがゲストティーチャーとして全学級の授業に参加した学校があった。また、大規模校でも、学年を絞り込んで、授業等にスクールカウンセラーが参加した学校もあった。いずれの場合も、困難やストレスへの対処方法を身に付けさせるだけでなく、児童生徒とスクールカウンセラーとの関係づくりにも役立った。また、教員のカウンセリングに対する知識・技能の向上という点でも有効であった。

＜校内研修の実施回数＞ 485回 (平成26年度 723回)

＜教育プログラムの実施回数＞ 492回 (平成26年度 208回)

(2) 今後の課題

- ・心身の健康、発達障がい等、家庭環境に係る相談の件数が増加傾向にあり、関係諸機関やスクールソーシャルワーカーとの連携の在り方を考えていく必要がある。
- ・カウンセリングやケース会議への出席、研修会等、スクールカウンセラー等に求められている職務は多岐に渡る。限られたスクールカウンセラー等の配置回数や勤務時間をより効果的に活用するため、各校区の実情やニーズを的確につかみ、具体的な勤務を決める等の工夫が必要である。
- ・スクールカウンセラー等の居住地の関係もあり、特に、山間部を担当するスクールカウンセラー等の人材確保が難しい。

静岡県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成27年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー又はスクールカウンセラーに準ずる者を配置し、その専門性を生かし、学校における教育相談機能を高め、いじめや不登校など問題行動等の未然防止や早期発見・早期対応を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

ア 小中学校

原則として中学校区ごとに同じスクールカウンセラー等を配置している（小中連携型）。小学校で関わったスクールカウンセラー等が、中学校にもいることは子どもや保護者に大きな安心感を与えるなど、「学区のスクールカウンセラー等」として、小中学校9年間を見通した関わり方をしている。

採用については、県教育委員会がホームページにて選考・登録案内を掲載して募集を行い、新規任用希望者は、面接により選考する。前年度任用者については、配置学校長の勤務評価を基にして選考する。

イ 高等学校

不登校を始め、悩みを持つ高校生や保護者の相談等に適切に対応するため、県内21校を拠点校としてスクールカウンセラーを配置している。1拠点校当たり年間140時間の業務を行う。このうち重点巡回校が指定されている6拠点校においては、年間20時間を重点巡回校への派遣に充てる。また、各拠点校は年間40時間までは他の県立高等学校からの要請に応じた派遣に充てることができる。

ウ 特別支援学校

学校所在地により全県を6ブロックに分割、各ブロック内に拠点校を定め、全県37校への配置を実現している。

採用に当たっては、スクールカウンセラー又はスクールカウンセラーに準ずる者として必要な採用条件の他、志願資料や面接等で特別支援学校該当児童生徒についての知識や対応の経験等を確認した上で選考する。

（3）配置人数・資格・主な勤務形態（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

ア 配置人数

小学校：320校 中学校：172校 高等学校：21校 特別支援学校：37校

イ 資格

【スクールカウンセラーについて】

①臨床心理士	小中学校 49人	高等学校 19人	特別支援学校 2人
②精神科医	小中学校 0人	高等学校 0人	特別支援学校 0人
③大学教授等	小中学校 0人	高等学校 0人	特別支援学校 0人

【スクールカウンセラーに準ずる者について】

①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者	小中学校 0人	高等学校 0人	特別支援学校 1人
②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者	小中学校 73人	高等学校 4人	特別支援学校 4人
③医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者	小中学校 0人	高等学校 0人	特別支援学校 0人

ウ 主な勤務形態

単独校	3中学校	(週1日・1回5時間)
拠点校	169中学校	(週1日・1回6時間)
	21高等学校	(週1日・1回4時間)
	6特別支援学校	(週2日・1回3時間)
対象校	320小学校	(月1日・1回7時間)
	6高等学校	(年5日・1回4時間)
	31特別支援学校	(週2日・1回3時間)

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

- | | |
|----------|--------------|
| ア 小中学校 | 全スクールカウンセラー等 |
| イ 高等学校 | 未実施 |
| ウ 特別支援学校 | 未実施 |

(2) 研修回数（頻度）

- ア 小中学校
- ・スクールカウンセラー等活用事業連絡協議会（年1回 全員対象）
 - ・スクールカウンセラースキルアップ研修会（年2回 1、2年目＋希望者対象）
 - ・スクールカウンセラー研修会（年1回 全員対象）
- イ 高等学校
- ・未実施
- ウ 特別支援学校
- ・未実施

(3) 研修内容

- ア 小中学校
- ・スクールカウンセラー等活用事業連絡協議会
本事業の概要や本年度の方向性についてスクールカウンセラー等、学校担当者、市町担当者に伝達するとともに、中学校区ごとに本年度の活用計画を立て、本事業の推進を図る。
（本事業の概要説明、事務手続きの説明、中学校区別分散会等）
 - ・スクールカウンセラースキルアップ研修会
経験の少ないスクールカウンセラーが、職責を自覚し、学校での勤務の在り方や心構えについて理解を深め、資質の向上を図る。
（講話「スクールカウンセラーとしての心構え」、講話「発達障害のある子どもへの支援」、スクールカウンセラーが行う校内研修について、スーパーバイザーによるグループスーパービジョン等）
 - ・スクールカウンセラー研修会
スクールカウンセラーの資質及び専門性の向上を図り、悩みや不安を抱える児童生徒や保護者及び教員への支援を充実させる。
（生徒指導行政説明、講話「問題行動の未然防止と人間関係づくりプログラムの活用について」グループ協議等）
- イ 高等学校
- ・未実施
- ウ 特別支援学校
- ・未実施

(4) 特に効果のあった研修内容

- ア 小中学校
- ・年度当初に連絡協議会を行い、スクールカウンセラー等、学校担当者、市町担当者が顔を合わせ、本事業の共通理解を図れたことは、本事業を円滑に進めていく上で大変有意義であった。
 - ・各種講話を通して、スクールカウンセラー等の専門性を高めることにつながった。
 - ・スーパーバイザーによるグループスーパービジョンを通して、日頃の悩みを解決する一助となった。
- イ 高等学校
- ・未実施
- ウ 特別支援学校
- ・未実施

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- ア 小中学校
- ・SVの設置の有無 有（4人）
 - ・活用方法
①年間6回行われるスクールカウンセラー等活用事業検討会において、担当指導主事とともに各研修会の内容等を検討し、本事業の推進について助言する。
②各研修会において、スクールカウンセラーに対するグループスーパービジョンを行う。
- イ 高等学校
- ・SVの設置の有無 無
- ウ 特別支援学校
- ・SVの設置の有無 無

(6) 課題

ア 小中学校

- ・スクールカウンセラー等の力量や経験に差があるため、更なる資質向上を図りたいと考えているが、研修の機会をこれ以上増やすことが難しいため、個々の自己研鑽に委ねる部分が多い。

イ 高等学校

- ・スクールカウンセラーの採用（各学校の要望に合った適切な人材配置が困難である。通勤圏、人材不足等）
- ・生徒、保護者が望む体制に対して万全とはいえない。（生徒とスクールカウンセラーが合わない。週1回であるため、時間を合わせる事が難しい。など）

ウ 特別支援学校

- ・本事業の事業内容や実施手続き等について、特別支援学校に配置するスクールカウンセラーに共通理解を図ること。
- ・各特別支援学校や在籍児童生徒との状況、カウンセリングの状況等について、特別支援学校に配置するスクールカウンセラー間で情報交換を行い、資質の向上を図ること。
- ・上記課題の解決に向け、平成28年度内に「情報交換会（仮）」の実施を計画中である。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

小中学校

【事例1】中学生女子に対する性的虐待に対応するための活用事例（④⑦）

- ・小学校からの申し送りで、6年生の時に「あまり喋らない」「移動の際の歩き方が極端に不自然である」等の情報があり、要配慮生徒として学年部の職員で様子を観察した。
- ・中学入学以降、徐々に教室で過ごすことができなくなったため、それを機にスクールカウンセラーが本人と面接した。その後、祖母とも面接を行い、気になる情報が得られたため、再度本人と面接すると、筆談も交えながら性被害の疑いが持たれる情報を得た。
- ・管理職に報告し、本人には、安全を守りたい旨を伝え、安全を守ってくれる専門の人にも事実を話してほしいことを伝えた。
- ・その日のうちに、校内の関係者で緊急会議を開き、児相に相談し、本人を一時保護した。

【事例2】小学校で気になる表れがあった子どもを中学校でも継続的に支援していくための活用事例（⑭）

- ・小学校5年生から不登校傾向の女子児童及びその保護者と定期的にカウンセリングを行ってきた。6年生になっても保健室登校や欠席を繰り返し、大きな改善がなされないまま、小学校を卒業した。
- ・中学生になり、環境や友人関係の変化がきっかけとなり、数ヶ月間は教室で授業を受けることができた。しかし、少しずつ頑張りがきかなくなり、登校を渋るようになってきた。
- ・このような状況の中、小学校から継続して対応しているスクールカウンセラーには安心して心を開くことができ、不安や悩みを相談することができた。懇ろな指導が奏功し、1年生の後半からは教室で生活できるようになった。

【事例3】学校の教職員に対して、いじめ等の問題行動への対応力を向上させるための校内研修を行った活用事例（⑮）

- ・生徒指導に関わる夏季校内研修をスクールカウンセラー等が主体となって行った。
- ・架空のいじめ事例を基に、担任及び学校としてどのようなことに配慮して対応したらよいか、その対応策を教職員が検討した。
- ・スクールカウンセラー等は、専門的な視点から配慮すべきポイントを教職員に対してアドバイスした。
- ・いじめの問題等について、組織的で丁寧な初期対応を心掛けようとする態度を養うことができた。

高等学校

【事例1】精神的に不安定な生徒に対する活用事例（⑨、⑩、⑪）

- ・生徒及び保護者の面談において、生徒はイライラすると後先考えない行動にでしてしまう。
- ・進路について悩む。イライラが激しい。1度嫌だと思えばすべてが嫌になる。
- ・専門学校の受験当日に無断欠席する。本人は就職に気持ちは傾いていることを話す。
- ・不眠状態にある。チック症が激しく、認知にゆがみがあり改善には訓練が必要であると示唆する。
- ・心療内科に通院。3時間半程度の睡眠しか取れない。自分を理解してほしいという愛着欲求が強い。
- ・ストレスマネジメントを身につけるため、継続してカウンセリングを続けていく。

【事例2】なし

【事例3】なし

特別支援学校

【事例1】欠席、遅刻が頻繁な中学生女子に対応するための活用事例（①⑦）

- ・年間五分の一程度の欠席と、出席してもほとんどが遅刻である生徒の登校状況の改善を図るために、スクールカウンセラーが保護者と面談した。カウンセリングでは、家庭生活で困っている点を中心に聞き取り、睡眠や食事の状況や教員の指導に対する不安が明らかになったためスクールカウンセラーから担任に面談の内容を伝えた。
- ・これをきっかけに、担任、学年主任が保護者とコミュニケーションを密に取れるようになり、保護者と学校との関係が好転し、母親が安定したことで、欠席、遅刻が大幅に減った。行事への参加も可能になった。

学校生活に覇気がなく、意欲低下している中学生男子に対応するための活用事例（⑨）

- ・担任が毎朝本人に聞き取りをし、本人自身の気持ちを引き出すことにより、見通しがもてないことからくる不安であると推測していた。
- ・スクールカウンセラーがカウンセリングを実施し、担任の見立ての裏づけと今後の指導方針や保護者の対応についてアドバイスもらった。
- ・その後、本生徒への指導方法を修正して取り組んでいる。

【事例2】なし

【事例3】なし

【4】成果と今後の課題

ア 小中学校

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

ア スクールカウンセラー等に対する学校の期待が高まっている中、児童生徒や保護者からの相談件数が増加したり、教職員へのコンサルテーションが増加したりするなど、校内で欠かすことのできない存在として活躍しているスクールカウンセラー等が多い。

イ 本県では、スクールカウンセラー等を中学校区ごとに配置している。これにより、小学校で関わったスクールカウンセラー等が中学校にもいることは子どもや保護者に大きな安心感を与えるなど、「学区のスクールカウンセラー」として、小中学校9年間を見通した関わり方ができている。また、定期的な連絡協議会や小中合同のケース会議等に参加することで、小中連携の推進や、年々増加している虐待等の問題についても早期に発見し、迅速な対応が図られている。

○スクールカウンセラー等の相談・助言件数の推移

年度	24年度		25年度		26年度		27年度	
相談・助言件数	91,855		90,980		92,030		99,327	
内訳	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
児童生徒（相談）	7,988	18,565	8,963	19,357	8,906	18,583	14,489	15,267
保護者（相談）	12,266	11,807	11,877	12,161	12,751	11,299	13,378	11,626
教職員（助言）	17,172	24,057	16,343	22,279	18,575	21,916	23,743	20,824
計	37,426	54,429	37,183	53,797	40,232	51,798	51,610	47,717

○相談・助言内容（27年度）

	小学校1位	小学校2位	小学校3位	中学校1位	中学校2位	中学校3位
児童生徒	20% 学習・進路	19% 友人関係	16% 家族関係	19% 学習・進路	18% 友人関係	16% 家族関係
保護者	16% 発達上問題	16% 家族関係	14% 学習・進路	17% 不登校関係	15% 学習・進路	15% 家族関係
教職員	18% 家族関係	15% 発達上問題	14% 学習・進路	17% 家族関係	15% 不登校関係	13% 学習・進路

(2) 今後の課題

ア 小学校からの相談件数の増加や問題行動等への早期対応を図るために、小学校への配置時数を拡充していく。

イ スクールカウンセラーの人材確保及び資質の向上を図っていく。

イ 高等学校

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

ア 心の健康問題についてカウンセリングを必要とする生徒が増加傾向にあるとともに、心の健康問題に起因するいじめ、不登校等に対する専門的な知見に基づく支援の必要性もあるため、各学校におけるニーズは非常に高まっており、その期待は大きい。

○相談対応実績

	総時間数	総相談件数	内訳				
			生徒	保護者	教職員	研修	その他
H26 年度	2,016	1,992	881	240	572	26	273
H25 年度	1,387	1,314	621	123	418	15	172

(2) 今後の課題

- ア 小、中学校でスクールカウンセラーを全校配置しており、中学校時にカウンセリングを受けていた生徒、保護者に対する継続支援の必要性がある。
- イ 発達障害等が疑われる生徒が増加し、教員では判断ができない問題が増えていることに加え、専門機関への相談には時間が要することから即時対応が可能な臨床心理を専門とするスクールカウンセラーの支援が必要である。
- ウ カウンセリングを必要とする生徒に対して十分に実施できていない現状があるため、配置校の拡充が求められる。

	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
必要者数(A)	2,020 人	1,983 人	2,004 人	2,133 人
実施数(B)	349 人	359 人	621 人	719 人
実施率(B/A*100)	17.3%	18.1%	31.0%	33.7%

H27 年度分については、H28 年に調査を実施する。

ウ 特別支援学校

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

ア 主な相談及び助言内容は、以下のとおりである。 (件数)

	不登校	いじめ	友人関係	非行・不良行為	家庭環境	健康・保健	学業・進路	発達障害等
児童生徒	13	19	44	2	38	61	40	13
保護者	13	7	4	4	45	25	16	8
教職員	13	8	10	17	57	60	30	18

- イ 各校の設置状況（在籍児童生徒の障害種や発達段階等）を踏まえつつ、スクールカウンセラーとしての専門性を生かし、児童生徒や保護者へのカウンセリング、教職員への適切な指導助言が実施できた。
- ウ スクールカウンセラーの位置付けの明確化など、各校が教育相談体制の見直し、改善等を進めた。

(2) 今後の課題

- ア 派遣希望数増加への対応
- イ 緊急支援時のバックアップ体制、担当課・拠点校・スクールカウンセラーとの連絡調整
- ウ 効率的、効果的な配置に向けた、各ブロックの所属校及び拠点校の見直し

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成27年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

いじめや不登校等の児童生徒の諸問題への対応にあたっては、学校におけるカウンセリング等の相談機能の充実を図ることが重要である。このため、学校教育相談体制を充実させるために、児童生徒の心の問題等に関して高度な専門的知識・経験のあるスクールカウンセラーを、市町村教育委員会に派遣し、児童生徒へのカウンセリング、教職員・保護者への助言等を行っている。

（2）配置・採用計画上の工夫

小学校・高等学校は拠点校方式、中学校は単独で全校に配置するとともに、スーパーバイザーを県教育センターに5名配置し、相談活動の充実を図っている。

（3）配置人数・資格・主な勤務形態

○ 配置人数

小学校 : 196校
中学校 : 306校
高等学校 : 53校
総合教育センター : 5名（スーパーバイザー）

○ 資格の記入について

臨床心理士 376人

○ スクールカウンセラーに準ずる者について

大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 19人

○ 勤務形態について

中学校 年40週または35週、1週当たり4時間、5時間、6時間、7時間

〔全校配置306校〕

小学校 年35週、1週当たり4時間、6時間

〔拠点校196校に配置し、1拠点校当たり近隣の小学校4校程度を担当する。〕

高等学校 年40週、1週当たり7時間

〔拠点校（県立高等学校53校）に配置〕

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

- 小・中・高等学校スクールカウンセラー
- 小・中・高等学校スクールカウンセラー担当教員

(2) 研修回数（頻度）

- 小・中学校・・・年2回
- 高等学校・・・年1回

(3) 研修内容

- スクールカウンセラー設置事業実施についての説明
- スーパーバイザーによる講話
- グループ別協議及び情報交換
 - ・ 未然防止に向けた取組と課題について
 - ・ スクールカウンセラーを交えた学校教育相談体制の確立について
 - ・ 小・中学校間の情報及び支援の連携について
 - ・ スクールカウンセラーを交えた学校の相談体制の確立について

(4) 特に効果のあった研修内容

- グループ別協議及び情報交換

学校の相談体制でスクールカウンセラーを有効活用できた成果として考えられる事例のうち、他校にも参考となる取組について情報交換し、その成果や課題などについて協議することで、小・中学校間の情報及び支援の連携についてスクールカウンセラー担当教員とスクールカウンセラーが学校における教育相談体制の充実にむけて考える機会となった。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- SVの設置

平成24年度から愛知県総合教育センターにスーパーバイザーを配置している。
平成27年度は、5名を配置している。

- 活用方法

重篤かつ緊急な事案に対応したり、学校での勤務経験の浅いスクールカウンセラーへの巡回指導を行ったりすることで、相談体制の充実やスクールカウンセラーの資質向上を図る。

また、スーパーバイザーによる指導が必要であると判断した場合には、経験豊富なスクールカウンセラーも巡回の対象としている。

(6) 課題

- スクールカウンセラーの配置を拡充したことにより、経験の浅いスクールカウンセラーが増えてきている。そのような経験の浅いスクールカウンセラーに対しての研修が必要であるが、相談時間の確保が優先され、十分な研修の時間がとれない。
- 小・中で別々のスクールカウンセラーを配置している地区がほとんどで、小・中連携が進んでおらず、配置の工夫が必要である。
- 相談数の増加、相談内容の複雑化、また校内相談体制の充実のために、スクールカウンセラーを「チーム学校」のメンバーとして常勤化していく必要がある。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】児童虐待に関わる活用事例（④・①）

1 相談対象者の状況

- (1) 期間：平成22年度～平成24年度（小学校6年3学期～中学校3年間）
- (2) 対象：女子A
- (3) 概要：不登校、虐待的な養育

アスペルガーの診断を幼児期に受ける。アスペルガーの診断を受けている母親は、幼少期よりAの多動性やこだわり、過敏性や切替えの難しさなどに対し、本児をよく理解しようと努力した上で愛情を持って養育をしてきた。しかし、激しやすい面を持った母親は、殴る等の暴力をふるうことが時々繰り返されていた。Aは友人関係のトラブルにより小学校6年生から不登校になり、市の適応指導教室と学校（授業後の部活動）に並行して通うようになった。

2 スクールカウンセラーの活用

- ・ 小学校教員より要請があり、Aの中学校入学前より面接を開始した。
- ・ Aの学校復帰と母親が暴力なしでも養育していけること支援するため、スクールカウンセラーによる母親面接（適応指導教室職員同席）、適応指導教室指導員によるAの面接、適応指導教室・教員（担任・学年主任）・母親・スクールカウンセラーによる定期的なAの支援会議を実施して支援に当たった。
- ・ Aが母親の言うことを聞かないときに、どうしたら暴力をふるわずに距離をとってAと接することができるかを母親面接のなかで話し合った。次の面接時には、振り返りをして、母親が自分をコントロール出来ていることを確かめ、母親の努力を評価・支持した。
- ・ 適応指導教室指導員によるAの面接では、暴力の有無の確認やそのことによる心のケア、社会性のスキルについて適切に教えてもらえていないためにとってしまう不適切な言動について扱い、自己理解や対人スキルを育てていく取組をした。
- ・ 適応指導教室職員とスクールカウンセラーは、密に連絡を取り合い、現在の課題を共通理解し、スクールカウンセラーはそれらの課題を学校職員と共有した。また、Aの家出や母親による命の危険があるような暴力が行われてしまうことがあり、面接や支援会議のなかで話し合いを続けた（児童相談所にも通告）。

3 成果

- ・ そうした母子ともにチームで抱える支援のなかで、母親は自身が虐待されて育ったことを語り、「Aも頑張っている。自分も変わらなくては」と、暴力をふるってしまう自分を見つめられ、次第に自分をコントロール出来ることが増えていった。
- ・ Aは無事に志望校合格を勝ち取り、高校には毎日登校出来ている。
- ・ 中学校卒業にあたり、次のライフステージにおける市内の支援機関につないでいる。

【事例2】対人関係改善のための活用事例（⑤⑧）

1 相談対象者の状況

- ・ 2年生女子生徒。他人との身体接触、例えば友人が髪のを触ったり、抱きついてきたりすることに抵抗が大きい。また、クラスの生徒や同じ部活動の生徒が対抗心を表に出して接してくることに對しても拒否反応を示す。他者の存在を過度に気にする傾向があり、他者とは一定の距離感で接したいと希望している。さらに、授業中に教員に指名されることに恐怖心を抱いたり、座席が前方の場合、後ろからの視線を必要以上に気にしたりする。5月中旬から欠席が増加した。

2 スクールカウンセラーの活用

- ・ 5月上旬、スクールカウンセラーが母親とカウンセリングを行い、本人が学校に登校できない原因を探った。本人とのカウンセリングも行い、本人がストレスと感じていることを聞き取った。
- ・ 医療機関にもかかっていたため、主治医の方針に従いつつ、スクールカウンセラー、学年主任、ホームルーム担任が連携しながら、極力本人のストレスを取り除くよう、学校としてできることを行った。具体的には、5月の修学旅行前に、友人に「スキンシップは控えてほしい」ということを、担任を通してやんわりと伝え、座席も教室後方に変更し、授業中の指名も極力控えるようにした。
- ・ その結果、6月前半は欠席が続いたが、6月下旬の期末考査からは登校できるようになり、9月以降は欠席することなく登校した。欠席期間中は、母親のストレスがかなり大きくなっていたため、スクールカウンセラーと母親とのカウンセリングを継続的に行い、母親のサポートを続けた。

3 成果

- ・ 本人が抱えてきた抵抗感について、母親と担任及び学年担当教員の理解が深まり、本人に対する適切な対応がなされた。安心して学校生活を送ることができることを、生徒本人が確認できたことにより、本人が落ち着き、少しずつ自分に自信を持つようになった。母親も、スクールカウンセラーと継続的にカウンセリングを続けたことにより、精神的に安定した状態で本人に接することができた。
- ・ 学校内においては、スクールカウンセラーと関係教員がコンサルテーションを繰り返すことにより、発達障害や、さまざまな特性のある生徒への理解が深まり、対応力が上がった。

【事例3】校内研修における活用事例（15）

1 教員研修

（1）目的

若い教員が多く、担任としての経験が浅いため、不登校児童生徒やその保護者にどのように対応したらよいか、どのように支援すべきかを学ぶ機会として、スクールカウンセラーを講師として研修会を実施した。

（2）研修内容

「もし子どもが不登校になったら 親にできること 教師にできること」

- ・ 1つの架空事例をもとに、親の立場、教師の立場でそれぞれどんな支援が考えられるかをグループで討議し、支援のあり方を話し合い、まとめて発表した。
- ・ スクールカウンセラーから生育歴・家庭環境・発達障害の有無などで詳しく丁寧に見立てて対応していくことが大切であるとの指導・助言があった。

2 教育相談会議

スクールカウンセラーが訪問する日に合わせて月2回程度開催する。

（1）参加メンバー

教頭・特別支援教育コーディネーター・保健主事（不登校担当）・養護教諭
スクールカウンセラー・学年主任・スクールヘルパー・スクールサポーター

（2）協議内容

主に不登校生徒の対応についての情報交換と支援についての協議

○ 不登校生徒の様子

- ・ 教室に登校できている生徒（月例報告で昨年度30日以上欠席者）の様子
- ・ 小学校在学時に不登校だった生徒や昨年度不登校で教室復帰できている生徒の様子
- ・ 不登校生徒支援教室に登校している生徒の教室での様子
- ・ 欠席が増えてきた生徒、今後心配な生徒の様子
- ・ 適応指導教室に通っている生徒の様子

○ スクールサポーターによる情報交換

地域に顔の広いスクールサポーター（元警察官）が不登校生徒の家庭との連絡調整をし、家庭状況を考慮し、保護者や生徒をスクールカウンセラーにつなげる。

○ カウンセリングの状況報告

- ・ スクールカウンセラーからカウンセリングによる見立てや今後の支援についてのアドバイスを受ける。
- ・ スクールカウンセラーが参加することで、個々の生徒への対応や指導方針が共通理解でき、学校体制で支援を実施する。

（3）成果と課題

- ・ ほぼ毎週スクールカウンセラーとともに不登校生徒の現状について共通理解を図ることで支援の方法について話し合っていくことで、担任一人が抱え込むことなく、学年、学校体制で早期に対応し、支援を進めていくことができるようになった。
- ・ 登校しぶりが始まった生徒に対してすぐにカウンセリングを開始し、不登校生徒支援教室での過ごし方や目標の設定などを確認し、担任とともに支援を続けた結果、不登校になる前に解決することができた。
- ・ タイミングよくカウンセリングがなされ、不登校が解決できた事例はまだ少ない。保護者が不登校に対して切実に困っている様子がない場合にどのように支援していくかが課題である。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

<資料1>

1 平成26・27年度相談活動の状況

【中学校】

<相談者別件数>

	生徒	保護者	生徒と保護者	教員	合計	学校数	1校あたりの相談件数
平成27年度	15,703	12,225	1,815	31,788	61,531	306校	201件
	25.52%	19.87%	2.95%	51.66%	100%		
平成26年度	17,172	12,204	1,824	34,295	65,495	307校	213件
	26.22%	18.63%	2.78%	52.36%	100%		

<相談内容別件数>

	不登校	いじめ	友人関係	家庭の問題	心身の発達	非行・怠学	その他	合計
平成27年度	26,557	536	6,123	6,286	9,113	869	12,047	61,531
	43.16%	0.87%	9.95%	10.22%	14.81%	1.41%	19.58%	100%
平成26年度	28,496	423	6,320	5,722	10,335	1,165	13,034	65,495
	43.51%	0.65%	9.65%	8.74%	15.78%	1.78%	19.90%	100%

【小学校】

<相談者別件数>

	児童	保護者	児童と保護者	教員	合計	拠点校	1拠点校あたりの相談件数
平成27年度	7,165	10,091	1,077	18,272	36,605	196校	187件
	19.57%	27.57%	2.94%	49.92%	100%		
平成26年度	8,108	9,770	1,040	19,329	38,247	189校	202件
	21.20%	25.54%	2.72%	50.54%	100%		

- 平成27年度の1校あたりの相談件数は中学校で201件、小学校では187件あり、いずれも26年度より減少した。これは、平成27年度当初にスクールカウンセラーの勤務時間を18時間減らしたことが影響していると考えられるが、相談者別の割合でみると小・中学校とも児童生徒からの相談の割合が減少し、保護者からの相談の割合が増えている。
- 相談内容については、中学校ではいじめや家庭の問題にかかわる相談の割合が増加している。平成27年度はいじめに関連する事件も多く報道され、いじめや家庭の問題についての悩みを積極的にスクールカウンセラーに相談するケースが多かったととらえられる。
- 児童生徒の小さなサインを見逃さないように早い段階からスクールカウンセラーに相談することによって問題解決を図られている。
- 小学校では、不登校や家庭の問題にかかわる相談の割合が増加している。不登校の悩みについて積極的にスクールカウンセラーに相談するケースが多く、早い段階からスクールカウンセラーに相談することによって不登校が深刻になる前に解決が図られている。

<資料2>

「スクールカウンセラーが関わり、成果としてあげられること」として回答した学校の割合

項目	中学校		小学校	
	H27	H26	H27	H26
A 不登校の児童生徒が、別室登校等よい方向に変化した。	69.0%	69.1%	42.9%	42.9%
B 不登校児童生徒の保護者の心が安定してきた。	83.0%	81.1%	58.2%	62.4%
C 登校しぶりの児童生徒が、登校できるようになってきた。	58.5%	60.6%	60.7%	56.1%
D 登校しぶり児童生徒の保護者の心が安定してきた。	69.9%	65.1%	76.0%	71.4%
E いじめに関わった児童生徒の心が安定してきた。	13.1%	13.7%	15.3%	16.9%
F いじめに関わった児童生徒の保護者の心が安定してきた。	7.8%	11.1%	14.3%	19.6%
G 心身の発達について相談があった児童生徒の心が安定してきた。	72.5%	73.0%	86.2%	92.6%
H 心身の発達について相談があった児童生徒の保護者の心が安定してきた。	69.0%	69.7%	96.9%	97.4%
I 友人関係で悩んでいる児童生徒の心が安定してきた。	76.5%	74.9%	70.4%	72.0%
J 友人関係で悩んでいる児童生徒の保護者の心が安定してきた。	41.5%	35.8%	56.1%	59.8%
K 教員のカウンセリングマインドを高めることができた。	66.7%	72.0%	77.6%	74.6%
L スクールカウンセラーのアドバイスで早期に対応できた。	73.5%	73.6%	82.1%	82.0%
M 学校体制で相談活動ができるようになった。	68.3%	65.1%	73.5%	74.6%

調査対象校数 306校 307校 196校 189校

スクールカウンセラーに相談した不登校児童生徒のうち、「よい方向に変化した」人数

【中学校】

	相談した 不登校 生徒数	左のうち、よい方向に変化した生徒数				合計
		完全に 復帰	欠席数 減少	別室登校	その他	
平成27年度	1,443	45	250	277	176	748
	29.3%	3.1%	17.3%	19.2%	12.2%	51.8%
平成26年度	1,436	57	232	289	210	788
	29.6%	4.0%	16.2%	20.1%	14.6%	54.9%

【小学校】

	相談した 不登校 児童数	左のうち、よい方向に変化した児童数				合計
		完全に 復帰	欠席数 減少	別室登校	その他	
平成27年度	318	16	61	42	37	156
	28.8%	5.0%	19.2%	13.2%	11.6%	49.1%
平成26年度	311	22	67	41	40	170
	31.2%	7.1%	21.5%	13.2%	12.9%	54.7%

- ・ スクールカウンセラーが関わることで、不登校生徒の保護者の心が安定し、不登校生徒がよい方向に変化し、成果が上がっている。
- ・ 登校しぶりの児童についての悩みをスクールカウンセラーに相談することで、保護者の心が安定し、そのことが児童の心の安定につながり、不登校の状態が深刻になる前に改善している。
- ・ 情報交換をすることにより、成果や課題を分析して、各学校で不登校児童生徒が相談できる体制づくりがなされている
- ・ 中学校においては、「学校体制で相談活動ができるようになった」と答える学校の割合が増え、小学校においては、「教員のカウンセリングマインドを高めることができた」と答える学校の割合が増えており、各学校において、スクールカウンセラーの力がより効果的に生かせるよう、学校体制で積極的な取組がなされている。

<資料3>

【高等学校】

<相談者別件数>

	生徒	保護者	生徒と保護者	教員	その他	合計	SC数	SC1人あたりの相談件数
平成27年度	6,473	2,098	280	2,653	107	11,611	53人	219件
	55.75%	18.07%	2.41%	22.85%	0.92%	100%		
平成26年度	4,673	1,173	207	2,130	31	8,214	30人	274件
	56.89%	14.28%	2.52%	25.93%	0.38%	100%		

<相談内容別件数>

	学校不適応	いじめ	友人問題	発達の問題	家庭・家族の問題	その他	合計
平成27年度	2,538	55	1,475	1,477	2,023	4,043	11,611
	21.86%	0.47%	12.70%	12.72%	17.42%	34.82%	
平成26年度	1,539	59	1,039	1,124	1,314	3,139	8,214
	18.74%	0.68%	12.65%	13.68%	16.00%	38.21%	100%

<スクールカウンセラー設置校における不登校生徒の相談状況>

	不登校生徒数	スクールカウンセラーに相談した生徒・保護者		復帰率
		相談した生徒・保護者	うち状況が改善した生徒数	
平成27年度	1,465人	400人	268人	67.0%
平成26年度	824人	211人	204人	96.7%
平成25年度	1,123人	207人	164人	79.2%

- ・ 高等学校においては、スクールカウンセラー一人当たりの相談件数は、一人当たりの相談時間の減少に伴い、前年度に比べ減少した。相談内容は、学校不適応に関する割合が増加した。また、不登校については、スクールカウンセラーに相談した生徒及び保護者の数は400人で、カウンセリングを受けて268人（67.0%）の生徒について、状況が改善している。
- ・ リストカットや自殺願望等、命に関わる重篤な事案が少なくない中、経験豊富なスーパーバイザーが緊急支援を行うなどして何とか命をつないだ例も見られた。
- ・ 支援した学校からは、心の専門家としてスクールカウンセラーが関わることにより、重篤な生徒への具体的な対応方法や保護者へのアプローチの仕方などについてスクールカウンセラーがコンサルテーションを行うことにより、日頃から教員がより適切に対応や指導ができるようになっていると報告を受けている。

(2) 今後の課題

- ・ 各小・中学校でのスクールカウンセラーの活用により、不登校児童生徒が別室登校できるようになったり、登校しぶりの児童生徒が登校できるようになったりする等、本事業の成果が表れているが、本県の不登校出現率は依然として憂慮すべき状況である。
- ・ いじめ防止対策推進法に基づくいじめ防止に関する校内組織において、心理の専門的な知識をもつスクールカウンセラーが参加することなど、児童生徒の心の安定に係るスクールカウンセラーのニーズも多様化している。
- ・ 未然防止、早期発見・早期対応に重点をおいて本事業を進めていくためには、児童生徒・保護者への丁寧な相談活動が必要であり、1日6時間×35週の年間210時間の相談時間数を基準とした相談時間数の堅持が求められる。
- ・ 相談の時間で勤務時間が一杯になっており、教員との情報交換や報告が十分にできない状況である。また、スクールカウンセラーを交えた学校相談体制の確立や小中学校の連携などもなかなか進まない状況である。
- ・ スクールカウンセラーが関わった不登校生徒の復帰率は年度によって違いがあるが、不登校生徒の数の増加や、保護者からの相談件数の増加を鑑みれば、スクールカウンセラーのニーズは依然として高い状況にあるが、こうしたニーズの高まりに見合うだけの相談時間数が確保できておらず、また、重篤な事案への対応を最優先することにより、継続的な支援が必要な生徒への対応が不十分になる恐れもあり、本事業全体における十分な予算確保が望まれる。
- ・ 相談数の増加、相談内容の複雑化、また校内相談体制の充実のために、スクールカウンセラーを「チーム学校」のメンバーとして常勤化していく必要がある。
- ・ 経験の少ないスクールカウンセラーに対してスーパーバイザーによる巡回指導を実施しているが、年間1回から2回の巡回指導で時間も限られており、なかなか資質向上につながらない。

三重県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成27年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

- ・ スクールカウンセラーの配置を通して、いじめや不登校など、児童生徒の心のあり方と深いかかわりがある問題に対応できる教育相談体制を構築し、子どもの健全な心の育成を図る。
- ・ 中学校区に同じスクールカウンセラーを配置することにより、小中連携のもと、途切れのない支援を行うとともに、スクールカウンセラーの専門性を活用することにより、いじめや暴力行為等の問題行動、不登校など、児童生徒を取り巻くさまざまな課題に対して、未然防止、早期発見・早期対応を図る。
- ・ 児童生徒のいじめや暴力行為等の問題行動、不登校の背景には、心理的、環境的な原因等、さまざまな要因が考えられることから、状況に応じて、スクールソーシャルワーカーと連携し、関係機関につなぐなど、効果的なチーム支援を行う。

（2）配置・採用計画上の工夫

- ・ 児童生徒の学びを保障するための環境づくりを推進していくため、中学校区を1単位としてスクールカウンセラーを配置する。このことにより、小中学校間の途切れのない支援や福祉等関係機関との連携を進め、教育相談体制の充実・活性化を図ることで、児童生徒が安心して学べる環境づくりをめざす。
- ・ スクールカウンセラーが小中学校間のパイプ役となり、丁寧な引継ぎや入学後のケアを行うことにより、中1ギャップによる中学校1年生での増加率が高い不登校や問題行動等の減少を図る。

（3）配置人数・資格・主な勤務形態（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

<配置校数>

小学校	:	338校
中学校	:	157校
高等学校	:	36校
教育委員会等	:	1箇所（スーパーバイザー）

<資格>

（1）スクールカウンセラー

- ・ 臨床心理士 72人
- ・ 大学教授等 2人

（2）スクールカウンセラーに準ずる者

- ・ 大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 14人
- ・ 大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 30人

<主な勤務形態>

・ 単独校配置	中学校	18校	(6時間×32週)
	小学校	10校	(5時間×32週)
	高等学校	36校	(5時間×33週)
・ 拠点校配置	中学校区	139中学校区	(6時間×32週)

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

新規任用スクールカウンセラー対象（第1回）、全スクールカウンセラー対象（第2回、第3回）

(2) 研修回数（頻度）

計3回

(3) 研修内容

○第1回研修会

講義1「スクールカウンセラーに求められるもの」

（講師）三重県スクールカウンセラースーパーバイザー

講義2「スクールカウンセラーの役割と具体的な取組」

（講師）三重県スクールカウンセラー

○第2回研修会

講義1「学校での支援について」

① チーム支援と中学校区におけるスクールカウンセラーの活動について

（講師）三重県教育委員会事務局 生徒指導課 指導主事

② 人権について

（講師）三重県教育委員会事務局人権教育監

講義2「不登校や暴力行為等の背景にあるもの～関係機関との連携等、適切な支援の進め方～」

（講師）宇部フロンティア大学 小栗 正幸 臨床教授

○第3回研修会

講義1「学校におけるいじめ、暴力行為等の問題行動及び不登校の現状について」

（講師）三重県教育委員会事務局 生徒指導課 指導主事

講義2「スクールカウンセラーの効果的な支援について～他職種との連携を中心に～」

（講師）創価大学文系大学院 園田 雅代 教授

(4) 特に効果のあった研修内容

他職種との連携を中心にスクールカウンセラーの効果的な支援を多方面から考え、児童生徒の心の安定や、家族関係、家庭環境の改善等のきっかけとなるよう、教職員とスクールカウンセラーが情報共有を行い、途切れのない支援体制や効果的な支援方法について学ぶことができた。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 : 有（1名）

○活用方法 : 県教育委員会事務局に配置し、スクールカウンセラーの要請に応じてのスーパーバイズを行うとともに、緊急事態が生じた際の対応等

(6) 課題

- ・ スクールカウンセラーに求められる学校現場のニーズに応じた研修会の講師の選定
- ・ 全スクールカウンセラーが参加できる日程調整や回数の確保等
- ・ 経験年数等がさまざまであるスクールカウンセラーへの研修内容の選定

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】問題行動等へのチーム支援に係る活用事例（③）

（状況）

当該生徒は中学校3年生で、普段の学校生活の中でも、些細なことからすぐに暴力行為を行ってしまう傾向があった。当該生徒が対教師暴力を起こしたことから、担任がスクールカウンセラーに相談をした。スクールカウンセラーは、担任から当該生徒のこれまでの学校生活の状況等について聞き取り、当該生徒の生活観察をおこなうとともに、他の教職員と連携し、当該生徒へのアプローチをすすめた。

また、スクールカウンセラーは、担任へのコンサルテーションを継続して行った。

（対応と経過）

スクールカウンセラーと担任、他の教職員が連携し、当該生徒へのアプローチをすすめ、当該生徒へのカウンセリングを行うことができるようになった。

当該生徒へのカウンセリングを繰り返すことによって、当該生徒は、自分の思いをうまく表現できない等の困り感を持っていることが分かってきた。

スクールカウンセラーは、生徒指導部会において、当該生徒の状況を関係職員に情報共有するとともに、当該生徒への組織的な対応や見守り等について助言を行った。

（結果）

スクールカウンセラーによる当該生徒へのカウンセリングに係る情報を通して、当該生徒に対する教職員の理解が進み、当該生徒への対応等について、早期に組織的な対応や見守りを行うことができた。

その結果、当該生徒は落ち着いて学校生活を送ることができるようになり、暴力行為も減少した。

【事例2】家庭環境の問題対応のためのスクールカウンセラーの活用事例（④、⑦）

（状況）

当該生徒は中学校3年生で、家庭の状況としては生活力が弱い傾向があった。学校生活では、保健室に来室することは多かったが、生徒自ら養護教諭等に相談することはなかった。このような中、スクールカウンセラーは、担任や養護教諭からの情報をもとに、当該生徒の学校における生活観察や、当該生徒との関係づくりを行うなど、担任や養護教諭等の協力のもとアプローチを徐々に進めていった。スクールカウンセラーは、当該生徒との関係づくりを進める中で、当該生徒へのカウンセリングを行う機会を得て、生徒から家庭内での状況や困り感を聞き取ることができた。

（対応と経過）

学校は、校内において教職員に対し、スクールカウンセラーが生徒から聞き取った情報を共有するとともに、関係職員による生活観察や見守りを行った。また、学校、スクールカウンセラー、教育委員会、児童相談所、福祉関係課によるケース会議を繰り返し行い、当該生徒の状況等についての情報共有や、今後の対応について整理を行った。

（結果）

ケース会議において、各関係機関が学校における生徒の状況やスクールカウンセラーの当該生徒へのカウンセリングによる家庭内の状況、当該生徒の困り感等の情報を共有することで、当該生徒の家庭での状況が明らかとなった。

このことから学校や関係諸機関は、家庭への支援について方向性を整理し、それぞれの機関が対応した結果、当該生徒を児童相談所で保護するとともに、家庭への支援を継続して行うこととした。

【事例3】高等学校での教育プログラムにおけるスクールカウンセラーの活用事例（⑩）

（取組内容）

中学校から高等学校へと進学し、学校生活や学習環境、友人関係が大きく変化する1年生において、スクールカウンセラーとの連携のもと、学校においてメンタルケアに関するプログラムを実施した。

（成果）

教職員とスクールカウンセラーの連携によるメンタルケアに関するプログラムの実施を通して、生徒が充実した学校生活を送るための方法として、生徒自身がストレスを感じたときに、どのようにストレスを解消していけばよいかや、自分自身を客観的に見ることにより、落ち着いて行動することができるようになる等の方法を学ぶことができた。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールカウンセラー等活用事業の成果

- 先進的にスクールカウンセラーを中学校区配置した地域における不登校児童生徒等の減少
 - ・中学校1年生（中1ギャップ）での不登校生徒の増加割合の減少
- スクールカウンセラーが関わって好ましい変化が見られた児童生徒数（平成27年度）
 - ・全小中学校：4,737人（57.1%） 高等学校：464人（52.1%）
- スクールカウンセラーへの相談件数
 - ・全小中高等学校 平成24年度40,469件→平成27年度53,807件
- 児童生徒の支援のために行った取組（平成27年度）
 - ・ケース会議や研修会等 小中学校及び高等学校 1,782回
 - ・教育プログラム（授業等への参加） 小中学校及び高等学校 1,371回
- 教育相談体制の充実
 - ・中学校区での事例検討やケース会議、研修会の開催
 - ・中学校区における児童生徒についての情報共有による、途切れのない支援
 - ・中学校区における配当時間の弾力的・効果的な時間の活用
- 小中学校の連携の強化
 - ・支援の必要な児童生徒や兄弟姉妹関係についての情報共有を行うことにより、効果的な支援や不登校の未然防止、
 - ・小学校から中学校への進学時における引き継ぎ等への支援により、中学校における早期の受け入れ体制の構築
 - ・スクールカウンセラーが中学校への架け橋的役割となり、6年生児童の中学校進学への不安の緩和
- 専門性の活用
 - ・中学校区での合同研修会の実施による児童生徒理解の共通認識
 - ・中学校区不登校対策委員会での情報共有による家庭訪問や適切な声かけ等
 - ・小学校段階からの不登校への早期対応、未然防止

（2）今後の課題

- 中学校区としての成果と課題を共有し、小学校段階からスクールカウンセラーの効果的な活用を図ることにより、不登校や問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応を図る。
- 小中学校間における丁寧な引き継ぎや新入生に対する面談等の取組を実施するなど、小学校から中学校へのよりスムーズな接続により、中1ギャップ等への対応を図り、中学校区としての教育相談体制のさらなる充実を図る。
- 児童生徒の不登校や問題行動等の背景にある、心理的、環境的な要因等に対して、状況に応じてスクールソーシャルワーカーや関係機関等との連携を密にして、効果的にチーム支援ができるように努める。